

第 1 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号（2月19日）（水曜日）

開 会	9
開 議	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	9
日程第 2 会期決定の件	9
日程第 3 諸般の報告（議長・監査結果報告）	9
日程第 4 行政報告（市長報告）	9
永山市長報告	9
日程第 5 報告第 1 号 令和 7 年度日置市土地開発公社事業計画の報告について	1 0
永山市長提案理由説明	1 0
上総務企画部長兼総務課長	1 0
日程第 6 同意第 1 号 日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	1 1
永山市長提案理由説明	1 1
日程第 7 承認第 1 号 専決処分（令和 6 年度日置市一般会計補正予算（第 1 0 号））につき承認 を求めることについて	1 2
永山市長提案理由説明	1 2
日程第 8 議案第 1 号 人事院勧告に準拠して給与改定を行うための関係条例の整備に関する条例 の制定について	1 2
日程第 9 議案第 2 号 日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び日置市職員の育児休業等 に関する条例の一部改正について	1 2
日程第 1 0 議案第 3 号 日置市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に ついて	1 3
日程第 1 1 議案第 4 号 日置市税条例等の一部改正について	1 3
永山市長提案理由説明	1 3
上総務企画部長兼総務課長	1 3
福元 悟君	1 5
上総務企画部長兼総務課長	1 5
日程第 1 2 議案第 5 号 日置市クリーン・リサイクルセンター条例の廃止について	1 6
日程第 1 3 議案第 6 号 日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例及び日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	

	を定める条例の一部改正について	17
日程第14	議案第7号 日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	17
日程第15	議案第8号 日置市子ども・子育て支援法第82条の規定に基づく過料に関する条例の一部改正について	17
	永山市長提案理由説明	17
	瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	17
日程第16	議案第9号 日置市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について	19
	永山市長提案理由説明	20
	田口産業建設部長兼建設課長	20
	黒田澄子さん	20
	田口産業建設部長兼建設課長	20
日程第17	議案第10号 日置市立東市来幼稚園預かり保育料徴収条例の制定について	21
	永山市長提案理由説明	21
	東教育委員会事務局長兼教育総務課長	21
日程第18	議案第11号 日置市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について	22
	永山市長提案理由説明	22
	田口産業建設部長兼建設課長	22
日程第19	議案第12号 令和6年度日置市一般会計補正予算(第11号)	23
日程第20	議案第13号 令和6年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	23
日程第21	議案第14号 令和6年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第2号)	23
日程第22	議案第15号 令和6年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第4号)	23
日程第23	議案第16号 令和6年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第2号)	23
日程第24	議案第17号 令和6年度日置市介護保険特別会計補正予算(第4号)	23
日程第25	議案第18号 令和6年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	23
日程第26	議案第19号 令和6年度日置市水道事業会計補正予算(第5号)	23
日程第27	議案第20号 令和6年度日置市下水道事業会計補正予算(第5号)	23
	永山市長提案理由説明	23
	佐多申至君	26
	上村商工観光課長	26

佐多申至君	2 6
上村商工観光課長	2 6
佐多申至君	2 6
日程第 2 8 議案第 2 1 号 令和 7 年度日置市一般会計予算	2 7
日程第 2 9 議案第 2 2 号 令和 7 年度日置市国民健康保険特別会計予算	2 7
日程第 3 0 議案第 2 3 号 令和 7 年度日置市健康交流館事業特別会計予算	2 7
日程第 3 1 議案第 2 4 号 令和 7 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算	2 7
日程第 3 2 議案第 2 5 号 令和 7 年度日置市介護保険特別会計予算	2 7
日程第 3 3 議案第 2 6 号 令和 7 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算	2 7
日程第 3 4 議案第 2 7 号 令和 7 年度日置市水道事業会計予算	2 7
日程第 3 5 議案第 2 8 号 令和 7 年度日置市下水道事業会計予算	2 7
永山市長提案理由説明	2 7
散 会	3 1

第 2 号 (3 月 4 日) (火曜日)

開 議	3 6
日程第 1 議案第 1 2 号 令和 6 年度日置市一般会計補正予算 (第 1 1 号)	3 6
日程第 2 議案第 1 3 号 令和 6 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)	3 6
日程第 3 議案第 1 4 号 令和 6 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算 (第 2 号)	3 6
日程第 4 議案第 1 5 号 令和 6 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算 (第 4 号)	3 6
日程第 5 議案第 1 6 号 令和 6 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算 (第 2 号)	3 6
日程第 6 議案第 1 7 号 令和 6 年度日置市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)	3 6
日程第 7 議案第 1 8 号 令和 6 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)	3 6
日程第 8 議案第 1 9 号 令和 6 年度日置市水道事業会計補正予算 (第 5 号)	3 6
日程第 9 議案第 2 0 号 令和 6 年度日置市下水道事業会計補正予算 (第 5 号)	3 6
中村予算審査特別委員長	3 6
日程第 1 0 議案第 2 1 号 令和 7 年度日置市一般会計予算	4 2
日程第 1 1 議案第 2 2 号 令和 7 年度日置市国民健康保険特別会計予算	4 2
日程第 1 2 議案第 2 3 号 令和 7 年度日置市健康交流館事業特別会計予算	4 2
日程第 1 3 議案第 2 4 号 令和 7 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算	4 2
日程第 1 4 議案第 2 5 号 令和 7 年度日置市介護保険特別会計予算	4 2
日程第 1 5 議案第 2 6 号 令和 7 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算	4 2

日程第16	議案第27号	令和7年度日置市水道事業会計予算	42
日程第17	議案第28号	令和7年度日置市下水道事業会計予算	42
	佐多申至君		42
	東教育委員会事務局長兼教育総務課長		43
	田代社会教育課長		43
	上総務企画部長兼総務課長		43
	内山吹上支所長		43
	佐多申至君		44
	田代社会教育課長		44
	上総務企画部長兼総務課長		44
	池満 渉君		44
	上総務企画部長兼総務課長		45
	井多原副市長		46
休	憩		46
	黒田澄子さん		46
	濱崎地域づくり課長		47
	園田企画課長		48
	成田農林水産課長・農業委員会事務局長		48
	黒田澄子さん		48
	濱崎地域づくり課長		49
	園田企画課長		49
	成田農林水産課長・農業委員会事務局長		49
	黒田澄子さん		49
	濱崎地域づくり課長		50
	福田晋拓君		50
	濱崎地域づくり課長		50
	福田晋拓君		51
	濱崎地域づくり課長		51
	福田晋拓君		52
	濱崎地域づくり課長		52
日程第18	所管事務調査結果報告について		52
散	会		52

第3号（3月5日）（水曜日）

開 議	5 6
日程第1 一般質問	5 6
山口政夫君	5 6
永山市長	5 6
山口政夫君	5 6
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	5 7
山口政夫君	5 7
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	5 7
山口政夫君	5 8
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	5 8
山口政夫君	5 8
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	5 8
永山市長	5 9
山口政夫君	5 9
永山市長	5 9
山口政夫君	6 0
永山市長	6 0
黒田澄子さん	6 0
永山市長	6 1
奥教育長	6 3
黒田澄子さん	6 3
馬場口こども未来課長	6 4
黒田澄子さん	6 4
馬場口こども未来課長	6 4
黒田澄子さん	6 4
馬場口こども未来課長	6 4
黒田澄子さん	6 4
馬場口こども未来課長	6 5
黒田澄子さん	6 5
馬場口こども未来課長	6 6

黒田澄子さん	6 6
永山市長	6 6
黒田澄子さん	6 6
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	6 6
黒田澄子さん	6 6
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	6 7
黒田澄子さん	6 7
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	6 7
黒田澄子さん	6 7
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	6 7
黒田澄子さん	6 7
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	6 7
黒田澄子さん	6 7
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	6 7
休 憩	6 8
黒田澄子さん	6 8
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	6 8
黒田澄子さん	6 8
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	6 8
黒田澄子さん	6 8
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	6 8
黒田澄子さん	6 8
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	6 8
黒田澄子さん	6 9
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	6 9
黒田澄子さん	6 9
永山市長	6 9
黒田澄子さん	6 9
園田企画課長	7 0
黒田澄子さん	7 0
園田企画課長	7 0
黒田澄子さん	7 0

園田企画課長	7 0
黒田澄子さん	7 0
園田企画課長	7 1
黒田澄子さん	7 1
園田企画課長	7 1
黒田澄子さん	7 1
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	7 2
黒田澄子さん	7 2
濱崎地域づくり課長	7 2
黒田澄子さん	7 3
濱崎地域づくり課長	7 3
黒田澄子さん	7 3
入佐介護保険課長	7 3
黒田澄子さん	7 3
入佐介護保険課長	7 4
黒田澄子さん	7 4
入佐介護保険課長	7 4
黒田澄子さん	7 4
入佐介護保険課長	7 4
黒田澄子さん	7 4
入佐介護保険課長	7 4
黒田澄子さん	7 4
入佐介護保険課長	7 5
永山市長	7 5
坂口洋之君	7 5
永山市長	7 6
奥教育長	7 7
休 憩	7 8
坂口洋之君	7 8
入佐介護保険課長	7 8
坂口洋之君	7 8
入佐介護保険課長	7 9

坂口洋之君	7 9
入佐介護保険課長	7 9
坂口洋之君	7 9
入佐介護保険課長	7 9
坂口洋之君	7 9
入佐介護保険課長	7 9
坂口洋之君	7 9
永山市長	8 0
坂口洋之君	8 0
入佐介護保険課長	8 0
坂口洋之君	8 0
入佐介護保険課長	8 0
坂口洋之君	8 1
入佐介護保険課長	8 1
坂口洋之君	8 1
永山市長	8 1
坂口洋之君	8 1
入佐介護保険課長	8 1
坂口洋之君	8 1
入佐介護保険課長	8 2
坂口洋之君	8 2
入佐介護保険課長	8 2
坂口洋之君	8 2
入佐介護保険課長	8 2
坂口洋之君	8 2
入佐介護保険課長	8 3
坂口洋之君	8 3
永山市長	8 3
坂口洋之君	8 3
奥教育長	8 3
坂口洋之君	8 3
中鉢学校教育課長	8 3

坂口洋之君	8 3
中鉢学校教育課長	8 4
坂口洋之君	8 4
中鉢学校教育課長	8 4
坂口洋之君	8 4
中鉢学校教育課長	8 4
坂口洋之君	8 4
中鉢学校教育課長	8 4
坂口洋之君	8 5
中鉢学校教育課長	8 5
坂口洋之君	8 5
中鉢学校教育課長	8 5
坂口洋之君	8 5
中鉢学校教育課長	8 5
坂口洋之君	8 5
中鉢学校教育課長	8 5
坂口洋之君	8 5
中鉢学校教育課長	8 5
坂口洋之君	8 6
中鉢学校教育課長	8 6
坂口洋之君	8 6
中鉢学校教育課長	8 6
坂口洋之君	8 6
中鉢学校教育課長	8 6
坂口洋之君	8 6
奥教育長	8 7
坂口洋之君	8 7
奥教育長	8 7
坂口洋之君	8 7
神余上下水道課長	8 7
坂口洋之君	8 7
神余上下水道課長	8 7
坂口洋之君	8 8
神余上下水道課長	8 8

	中村清栄君	8 8
	永山市長	8 8
	奥教育長	8 9
	中村清栄君	8 9
	宮前福祉課長	8 9
	中村清栄君	8 9
	宮前福祉課長	8 9
	中村清栄君	9 0
	宮前福祉課長	9 0
	中村清栄君	9 0
	宮前福祉課長	9 0
休	憩	9 0
	中村清栄君	9 0
	宮前福祉課長	9 0
	中村清栄君	9 0
	宮前福祉課長	9 0
	中村清栄君	9 1
	宮前福祉課長	9 1
	中村清栄君	9 1
	永山市長	9 1
	奥教育長	9 1
	中村清栄君	9 1
	宮前福祉課長	9 1
	中村清栄君	9 1
	永山市長	9 2
	中村清栄君	9 2
	中鉢学校教育課長	9 2
	中村清栄君	9 2
	中鉢学校教育課長	9 2
	中村清栄君	9 2
	中鉢学校教育課長	9 3
	中村清栄君	9 3

中鉢学校教育課長	9 3
中村清栄君	9 3
中鉢学校教育課長	9 3
中村清栄君	9 3
中鉢学校教育課長	9 3
中村清栄君	9 3
中鉢学校教育課長	9 3
中村清栄君	9 3
中鉢学校教育課長	9 4
中村清栄君	9 4
中鉢学校教育課長	9 4
中村清栄君	9 4
中鉢学校教育課長	9 4
中村清栄君	9 4
中鉢学校教育課長	9 4
中村清栄君	9 4
中鉢学校教育課長	9 4
中村清栄君	9 4
中鉢学校教育課長	9 4
中村清栄君	9 4
中鉢学校教育課長	9 4
中村清栄君	9 4
中鉢学校教育課長	9 4
中村清栄君	9 5
中鉢学校教育課長	9 5
中村清栄君	9 5
奥教育長	9 5
中村清栄君	9 5
中鉢学校教育課長	9 5
中村清栄君	9 5
中鉢学校教育課長	9 5
中村清栄君	9 5
中鉢学校教育課長	9 6
中村清栄君	9 6
宮前福祉課長	9 6
中村清栄君	9 6

中鉢学校教育課長	9 6
中村清栄君	9 6
中鉢学校教育課長	9 7
中村清栄君	9 7
永山市長	9 7
奥教育長	9 7
佐多申至君	9 7
永山市長	9 8
奥教育長	9 9
佐多申至君	9 9
中鉢学校教育課長	9 9
佐多申至君	9 9
中鉢学校教育課長	9 9
佐多申至君	9 9
奥教育長	1 0 0
休 憩	1 0 0
佐多申至君	1 0 0
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 0 0
佐多申至君	1 0 1
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 0 1
佐多申至君	1 0 1
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 0 1
佐多申至君	1 0 1
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 0 1
佐多申至君	1 0 1
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 0 2
佐多申至君	1 0 2
散 会	1 0 2

第4号（3月27日）（木曜日）

開 議	1 0 6
日程第1 議案第10号 日置市立東市来幼稚園預かり保育料徴収条例の制定について	1 0 6

富迫文教厚生常任委員長報告	106
日程第2 議案第21号 令和7年度日置市一般会計予算	107
日程第3 議案第22号 令和7年度日置市国民健康保険特別会計予算	107
日程第4 議案第23号 令和7年度日置市健康交流館事業特別会計予算	107
日程第5 議案第24号 令和7年度日置市温泉給湯事業特別会計予算	107
日程第6 議案第25号 令和7年度日置市介護保険特別会計予算	107
日程第7 議案第26号 令和7年度日置市後期高齢者医療特別会計予算	107
日程第8 議案第27号 令和7年度日置市水道事業会計予算	107
日程第9 議案第28号 令和7年度日置市下水道事業会計予算	107
中村予算審査特別委員長報告	107
日程第10 議案第29号 令和6年度日置市一般会計補正予算(第12号)	114
永山市長提案理由説明	114
佐多申至君	115
福田消防本部消防長	115
小園財政管財課長	115
黒田澄子さん	115
福田消防本部消防長	116
黒田澄子さん	116
福田消防本部消防長	116
黒田澄子さん	116
福田消防本部消防長	117
休 憩	117
日程第11 発議第1号 日置市議会ハラスメント防止条例の制定について	117
山口議会運営委員長報告	117
日程第12 決議案第1号 「日置市妊婦とおなかの赤ちゃん・子育て応援宣言」に関する決議	118
池満 渉君趣旨説明	119
富迫克彦君	119
池満 渉君	120
富迫克彦君	120
池満 渉君	121
黒田澄子さん	121

池満 渉君	1 2 1
黒田澄子さん	1 2 2
池満 渉君	1 2 2
黒田澄子さん	1 2 3
池満 渉君	1 2 3
黒田澄子さん	1 2 3
池満 渉君	1 2 3
黒田澄子さん	1 2 3
重留健朗君	1 2 6
福田晋拓君	1 2 6
日程第 1 3 閉会中の継続審査の申し出について	1 2 7
日程第 1 4 閉会中の継続調査の申し出について	1 2 7
日程第 1 5 所管事務調査結果報告について	1 2 8
閉 会	1 2 8
永山市長	1 2 8

令和7年第1回（3月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
2月19日	水	本 会 議	議案等上程、質疑、表決、付託
2月20日	木	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（条例、補正予算）
2月21日	金	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（条例、補正予算）
2月22日	土	休 会	
2月23日	日	休 会	天皇誕生日
2月24日	月	休 会	振替休日
2月25日	火	委 員 会	予算審査特別委員会予備日
2月26日	水	休 会	
2月27日	木	委 員 会	予算審査特別委員会（全体会）、議会運営委員会
2月28日	金	休 会	
3月 1日	土	休 会	
3月 2日	日	休 会	
3月 3日	月	休 会	
3月 4日	火	本 会 議	全員協議会、補正予算等採決、当初予算総括質疑
3月 5日	水	本 会 議	一般質問
3月 6日	木	本 会 議	一般質問
3月 7日	金	本 会 議	一般質問
3月 8日	土	休 会	
3月 9日	日	休 会	
3月10日	月	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（当初予算）
3月11日	火	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（当初予算）
3月12日	水	休 会	中学校卒業式・日吉学園卒業式
3月13日	木	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（当初予算）
3月14日	金	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（予備日）
3月15日	土	休 会	
3月16日	日	休 会	
3月17日	月	休 会	

3月18日	火	休	会	定例全員協議会	
3月19日	水	委	員	会	予算審査特別委員会（全体会）、議会運営委員会
3月20日	木	休	会	春分の日	
3月21日	金	休	会		
3月22日	土	休	会		
3月23日	日	休	会		
3月24日	月	休	会	小学校卒業式	
3月25日	火	休	会		
3月26日	水	休	会		
3月27日	木	本	会	議	全員協議会・付託事件等審査結果報告・質疑・表決、追加議案上程

2. 付議事件

議案番号	事	件	名
報告第 1号	令和7年度日置市土地開発公社事業計画の報告について		
同意第 1号	日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて		
承認第 1号	専決処分（令和6年度日置市一般会計補正予算（第10号））につき承認を求めることについて		
議案第 1号	人事院勧告に準拠して給与改定を行うための関係条例の整備に関する条例の制定について		
議案第 2号	日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について		
議案第 3号	日置市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について		
議案第 4号	日置市税条例等の一部改正について		
議案第 5号	日置市クリーン・リサイクルセンター条例の廃止について		
議案第 6号	日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について		
議案第 7号	日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について		
議案第 8号	日置市子ども・子育て支援法第82条の規定に基づく過料に関する条例の一部改正について		
議案第 9号	日置市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一		

部改正について

- 議案第10号 日置市立東市来幼稚園預かり保育料徴収条例の制定について
- 議案第11号 日置市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について
- 議案第12号 令和6年度日置市一般会計補正予算（第11号）
- 議案第13号 令和6年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第14号 令和6年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第15号 令和6年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第16号 令和6年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第17号 令和6年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第18号 令和6年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第19号 令和6年度日置市水道事業会計補正予算（第5号）
- 議案第20号 令和6年度日置市下水道事業会計補正予算（第5号）
- 議案第21号 令和7年度日置市一般会計予算
- 議案第22号 令和7年度日置市国民健康保険特別会計予算
- 議案第23号 令和7年度日置市健康交流館事業特別会計予算
- 議案第24号 令和7年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
- 議案第25号 令和7年度日置市介護保険特別会計予算
- 議案第26号 令和7年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第27号 令和7年度日置市水道事業会計予算
- 議案第28号 令和7年度日置市下水道事業会計予算
- 議案第29号 令和6年度日置市一般会計補正予算（第12号）
- 発議第1号 日置市議会ハラスメント防止条例の制定について
- 決議案第1号 「日置市妊婦とおなかの赤ちゃん・子育て応援宣言」に関する決議

第 1 号 (2 月 1 9 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期決定の件
日程第 3	諸般の報告（議長・監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	報告第 1号 令和7年度日置市土地開発公社事業計画の報告について
日程第 6	同意第 1号 日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第 7	承認第 1号 専決処分（令和6年度日置市一般会計補正予算（第10号））につき承認を求めることについて
日程第 8	議案第 1号 人事院勧告に準拠して給与改定を行うための関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 9	議案第 2号 日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第 3号 日置市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第11	議案第 4号 日置市税条例等の一部改正について
日程第12	議案第 5号 日置市クリーン・リサイクルセンター条例の廃止について
日程第13	議案第 6号 日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第14	議案第 7号 日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第15	議案第 8号 日置市子ども・子育て支援法第82条の規定に基づく過料に関する条例の一部改正について
日程第16	議案第 9号 日置市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第17	議案第10号 日置市立東市来幼稚園預かり保育料徴収条例の制定について
日程第18	議案第11号 日置市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について
日程第19	議案第12号 令和6年度日置市一般会計補正予算（第11号）
日程第20	議案第13号 令和6年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第21	議案第14号 令和6年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）

- 日程第 2 2 議案第 1 5 号 令和 6 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 3 議案第 1 6 号 令和 6 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 4 議案第 1 7 号 令和 6 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 5 議案第 1 8 号 令和 6 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 6 議案第 1 9 号 令和 6 年度日置市水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 7 議案第 2 0 号 令和 6 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 8 議案第 2 1 号 令和 7 年度日置市一般会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 2 号 令和 7 年度日置市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 3 号 令和 7 年度日置市健康交流館事業特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 2 4 号 令和 7 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 2 5 号 令和 7 年度日置市介護保険特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 2 6 号 令和 7 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 2 7 号 令和 7 年度日置市水道事業会計予算
- 日程第 3 5 議案第 2 8 号 令和 7 年度日置市下水道事業会計予算

本会議（2月19日）（水曜）

出席議員 18名

1番	中村清栄君	2番	欠員
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	10番	福元悟君
11番	山口政夫君	12番	中村尉司君
13番	留盛浩一郎君	14番	黒田澄子さん
15番	下御領昭博君	17番	坂口洋之君
18番	漆島政人君	19番	池満渉君
20番	並松安文君		

欠席議員 1名

16番 山口初美さん

事務局職員出席者

事務局長	山下和彦君	次長兼議事調査係長	諸正一久君
議事調査係	上田橋裕生君		

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	瀬戸口亮君	産業建設部長兼建設課長	田口悦次君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	東正和君	消防本部消防長	福田幸記君
東市来支所長	横枕広幸君	日吉支所長	坂上誠君
吹上支所長	内山良弘君	総括兼選挙管理委員会事務局長	東純一君
財政管財課長	小園秀作君	企画課長	園田賢一君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	有島春己君
商工観光課長	上村裕文君	福祉課長	宮前美紀さん
健康保険課長	宇都敏君	こども未来課長	馬場口美宗香さん
介護保険課長	入佐好彦君	農林水産課長・農業委員会事務局長	成田郷君
農地整備課長	上勇人君	上下水道課長	神余徹君

学校教育課長 中 鉢 吉 彦 君
会計管理者兼会計課長 奥 田 美 穂さん
総括監 (観光施設担当) 松 岡 政 仁 君

社会教育課長 田 代 誠 治 君
監査委員事務局長 山 下 和 彦 君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（並松安文君）

ただいまから令和7年第1回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（並松安文君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（並松安文君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、池満渉議員、中村清栄議員を指名します。

△日程第2 会期決定の件

○議長（並松安文君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月27日までの37日間にししたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月27日までの37日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長・監査結果報告）

○議長（並松安文君）

日程第3、諸般の報告を行います。
議会の報告、例月現金出納検査結果報告、定例監査結果報告、随時監査結果報告、財政援助団体に対する監査結果報告及び公の施設の管理監査結果報告に対する監査結果報告につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（並松安文君）

日程第4、行政報告を行います。
市長から行政報告の申出がありました。これを許可します。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。
11月11日からの主な行政執行についてご報告を申し上げます。

11月12日にJR湯之元駅のバリアフリー施設整備に関する関係機関への要望活動、また谷山伊作線改良整備・伊作トンネル建設に関する関係機関への要望活動を行いました。

次に、11月13日に鹿児島城西高校において、「食のブランディング」ライブコマースを開催し、月日貝など本市の特産品の情報発信を行いました。配信終了後2時間で動画再生回数は1万回を超え、特産品の認知度向上や販路拡大につながる事が期待されます。

次に、11月21日に「丸山喜之助商店（仮称）日置市リサイクルプラザ地鎮祭」が開催されましたので、出席しました。民設民営方式により、老朽化が進んだ日置市クリーン・リサイクルセンターに代わる一般廃棄物中間処理施設として、粗大ごみ及び資源ごみなどの効率的な処理を行います。令和7年10月から本格稼働する予定です。

次に、11月26日に「日置市乗合送迎サービス「ひお吉号」」のお披露目式を行いました。タクシー事業所や医療機関の協力も頂きながら、人工知能（AI）を活用した予約・配車システムを導入し、実証運行を12月からスタートしています。今後、多くの皆様方のご意見をお聴きしながら、本市に合う、より最適な「乗合送迎サービス」の在り方を検証してまいります。

次に、1月3日に伊集院文化会館において、「令和7年二十歳を祝う式」を挙行し、本年度に二十歳を迎える353人をお祝いしました。

次に、1月5日に伊集院総合運動公園において、「令和7年日置市消防出初式」を挙行し、長年にわたり地域に貢献された消防団員に表彰が行われました。

次に、1月8日に「日置市子ども民生委員委嘱状交付式」を行い、下方限自治会の13人に委嘱状の交付を行いました。

次に、1月27日に「釧路湿原・阿寒・摩周シーニックバイウェイ、薩摩よりみち風景街道 姉妹ルート盟約調印式」が鹿児島国道事務所で開催されましたので、出席しました。

今回の姉妹ルート提携は、活力ある地域づくり、観光振興及び魅力ある観光空間づくりに向けて、双方の資源を有効活用した連携活動を目的としており、釧路湿原・阿寒・摩周シーニックバイウェイのある姉妹都市である弟子屈町と薩摩よりみち風景街道のある本市は、今後も引き続き親交を深めてまいります。

次に、2月1日に「鹿児島地域植樹祭」が開催されましたので、出席しました。「故郷の豊かな緑をいつまでも」をテーマに、長年にわたり緑化推進活動に貢献された個人・団体に表彰が行われました。

また、後日、妙円寺中央公園に「イロハモミジ」53本も植樹し、森の恵みを次世代に引き継ぐことを確認しました。

このほか、主要な行政執行につきましては、報告書に掲載しましたので、ご確認をお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これで行政報告を終わります。

△日程第5 報告第1号令和7年度日置市土地開発公社事業計画の報告について

○議長（並松安文君）

日程第5、報告第1号令和7年度日置市土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。

本件について、市長の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

報告第1号は、令和7年度日置市土地開発公社事業計画の報告についてであります。

令和7年度日置市土地開発公社事業計画の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、報告第1号令和7年度日置市土地開発公社事業計画の報告について補足説明を申し上げます。

別紙の1ページを御覧いただきたいと思っております。

表の左側、収益的収入は、1億8,014万7,000円を計上しております。内訳は、事業収益では、清藤工業団地と徳重工業団地の貸付料及び住宅団地の販売等を見込みまして1億8,001万1,000円を、事業外収益では、受取利息や雑収益の合計13万6,000円を計上しております。

次に、表の右側の収益的支出は、1億5,090万8,000円を計上しております。内訳は、土地造成事業原価1億4,213万2,000円、吹上地域住宅団地の販売見込額を計上し、販売費及び一般管理費用827万6,000円、予備費用50万円計上しております。

次に、2ページの資本的収入について、令和7年度においても新たな借入れを予定しておりませんので、予算計上はしておりません。資本的支出は、431万円を計上しており

ます。内訳は、土地造成事業費で伐採委託料や工事費など土地管理に必要な費用とその他の住宅団地造成事業の関連費など331万円を計上しております。また、予備費として100万円を計上しております。

資本的収入が資本的支出に対して不足する431万円は、損益勘定留保資金及び利益剰余金で補填しております。

それから、3ページから14ページまでは、6団地の事業計画でございます。

15ページ、16ページが事業計画一覧表になっております。

そして、17ページを御覧いただきたいと思っております。現金収支の当初資金計画でございます。受入資金の合計で5億3,834万7,000円、支払資金の合計で1,308万6,000円となっております、差引き5億2,526万1,000円の繰越しを予定しております。

18ページ以降につきましては、これらの内訳でございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

以上、報告申し上げます。

○議長（並松安文君）

これから、報告第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これで報告第1号の報告を終わります。

△日程第6 同意第1号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

○議長（並松安文君）

日程第6、同意第1号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

同意第1号は、日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてであります。

現委員が令和7年3月31日をもって辞職するため、新たに後任委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

中川ひとみ氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりとなっております。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、同意第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、同意第1号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第1号日置市教育委員会委員の任命につき議会

の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

△日程第7 承認第1号専決処分（令和6年度日置市一般会計補正予算（第10号））につき承認を求めることについて

○議長（並松安文君）

日程第7、承認第1号専決処分（令和6年度日置市一般会計補正予算（第10号））につき承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

承認第1号は、専決処分（令和6年度日置市一般会計補正予算（第10号））につき承認を求めることについてであります。

専決処分の理由につきましては、物価高騰の影響を受けている医療・介護・福祉事業所等への支援に伴う民生費及び衛生費の執行について、緊急を要したことから予算措置したものであります。

内容としましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,771万円を追加し、歳入歳出予算の総額を337億2,102万4,000円とするものであります。

まず、歳入では、国庫支出金につきまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,430万円を増額計上いたしました。

繰入金につきまして、歳入歳出予算額の調整に伴い財政調整基金繰入金341万円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、民生費につきまして、社会福祉総務費、老人福祉総務費及び介護保険事業費の増額により960万円を増額計上いたしました。

衛生費につきまして、保健衛生総務管理費の増額により811万円を増額計上いたしま

した。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、承認第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、承認第1号専決処分（令和6年度日置市一般会計補正予算（第10号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

△日程第8 議案第1号人事院勧告に準拠して給与改定を行うための関係条例の整備に関する条例の制定について

△日程第9 議案第2号日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改

正について

△日程第10 議案第3号日置市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

△日程第11 議案第4号日置市税条例等の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第8、議案第1号人事院勧告に準拠して給与改定を行うための関係条例の整備に関する条例の制定についてから、日程第11、議案第4号日置市税条例等の一部改正についてまでの4件を一括議題とします。

4件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第1号は、人事院勧告に準拠して給与改定を行うための関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

人事院勧告に準拠して給与改定を行うため、関係条例の整備を図りたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第2号は、日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

人事院勧告に準拠して職員の仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第3号は、日置市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

国の通知に基づき、会計年度任用職員の給料及び報酬の上限額を引き上げるため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第4号は、日置市税条例等の一部改正についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をし、併せて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、以上4件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、議案第1号人事院勧告に準拠して給与改定を行うための関係条例の整備に関する条例につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告の内容に準じ、扶養手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当、再任用職員の手当及び給料表を改定するもので、関係する4つの条例の一部改正になります。

それでは別紙を御覧いただきたいと思っております。

第1条は、日置市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

まず、第10条の改正は、配偶者の扶養手当の月額6,500円を廃止するとともに、子の扶養手当の額を現行の月額1万円から月額1万3,000円に引き上げるものでございます。

なお、附則のほうで、令和7年度につきましては、経過措置として配偶者の扶養手当の額を月額現行6,500円を3,000円に、子の扶養手当の額を月額現行1万円を1万1,500円とする経過措置を規定しております。

次に、中段の第10条第5項として、扶養手当の支給に関し必要な事項を規則で定めることを規定し、扶養手当の支給手続を規定し

ている第11条を削り、地域手当について規定している第11条の2を第11条に繰り上げるものです。

次に、第12条の改正は条文整理でございます。

次に、第13条の改正は、通勤手当の上限額を月額5万5,000円から月額15万円に引き上げるものでございます。

次に、次のページの2ページの上から6行目でございます。第13条の2の改正につきましては、採用に伴い支給要件を満たすこととなった職員にも単身赴任手当を支給するための改正でございます。

次に、第21条の改正は、平日深夜の勤務に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間について、午前零時から午前5時までとしていたものを、午後10時から翌日の午前5時まで拡大するとともに、一定の勤務については手当の額を5割増しとするための改正でございます。

次に、第28条の改正は、定年前再任用短時間勤務職員への住居手当を支給するための改正でございます。

次に、別表第1の給料表の改正でございます。職務や職責をより重視した給料体系とするよう、3級から7級までの1号の給料月額を引き上げるものでございます。

なお、附則第2条の規定により号給の切替えを行うこととなります。資料の8ページから10ページが号給の切替えの表になります。

次に、ページは戻りまして、5ページの下段に第2条の日置市技能・労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正及び6ページに第3条の日置市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、これらの条例の適用を受ける職員について、第1条の規定による改正後の日置市職員の給与に関する条例の適用を受ける職員と同様の措置を講ずるための改正でございます。

ます。

次に、第4条の日置市職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例の一部改正につきましては、法改正により生じた項ずれに対応するための条文整理、暫定再任職員に住居手当を支給するための改正でございます。

附則としまして、附則の第1条は、この条例の施行期日を令和7年4月1日とすること、附則の第2条から附則の第8条までは、この条例の施行に当たり必要な措置について、附則の第9条は、第1条の改正に伴う所要の条文整理を行うこと、附則の別表は附則第2条の規定による号給の切替えに用いる表を規定しております。

次に、議案第2号日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告に準拠し、職員の仕事と生活の両立支援の拡充を図るもので、関係する2つの条例について一部改正をするものでございます。

別紙のほうを御覧いただきたいと思っております。

第1条は、日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

まず、第9条の改正でございます。育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となる子の年齢を、現行の3歳未満から小学校就学前まで引き上げるものでございます。

次に、中段の第16条の改正は、育児休暇の規定で、新設する第19条第1項で使用する略称規定である配偶者等を設ける条文整理でございます。

次に、第19条は配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等を講じなければならない所要の措置について、次の2ページの第20条につきましては、仕事と介護との両立に資する制度に関し講じな

ければならない勤務環境の整備に関する措置について、規定するものでございます。

次に、第2条は、日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

第19条第3項の改正は、部分休業の承認の規定で法改正により生じた条項ずれに対応するための条文整理でございます。

附則といたしまして、附則第1項はこの条例の施行期日を令和7年4月1日と、附則の第2項の施行期日を公布の日とすること、附則第2項は所要の経過措置を規定するものでございます。

次に、議案第3号日置市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、国の通知に基づき会計年度任用職員の給料及び報酬の上限額を引き上げるものでございます。

通知の内容といたしましては、語学指導等を行う外国青年招致事業であるJETプログラムの運用改善について、同プログラムの参加者であるALT、国際交流員等の報酬の上限額について、月額36万円に引き上げるよう、するものでございます。

別紙を御覧いただきたいと思います。

日置市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第4条の改正はフルタイム会計年度任用職員の給料について、第18条の改正はパートタイム会計年度任用職員の報酬について、それぞれ上限額を現行の月額35万円から月額36万円に引き上げるとともに、所要の条文整理を行うものでございます。

附則としまして、この条例の施行期日は令和7年4月1日でございます。

次に、議案第4号日置市税条例等の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人

人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条文の整理を図るため改正をするものでございます。

別紙を御覧いただきたいと思いますというふうに思います。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正により、カード代替電磁記録の定義ということで、マイナンバーカードの機能をスマートフォンへ搭載するための措置が同法第2条第8項で新設されたことに伴いまして、同条各項を引用している3つの条例について、所要の改正を行い、条文の整理を行うものでございます。

第1条では、日置市税条例について、第2条では、日置市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例について、第3条では、日置市議会の個人情報の保護に関する条例について、条文の整理を行うものでございます。

附則としまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上4件、補足説明を終わります。ご審議をよろしくお願いします。

○議長（並松安文君）

これから、4件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（福元 悟君）

すみません。通告しておりませんでした。1点だけ確認の意味で、議案第1号のところの通勤手当の改定のところですが、5万5,000円から15万円月額ということで、これは人事院勧告の規則上の改定に沿うものなのか、実例としてあるものなのか、この点だけご報告願います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

ただいまご指摘の部分につきましては、全て人事院勧告の内容に準じたものでございま

す。例えば通勤手当につきまして、引き上がった要因につきましては、新幹線での通勤とか、そういったものに対応するための額となっているところがございます。

以上です。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号から議案第4号までの4件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いません。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号から議案第4号までの4件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号人事院勧告に準拠して給与改定を行うための関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第3号日置市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第4号日置市税条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第12 議案第5号日置市クリーン・リサイクルセンター

条例の廃止について

△日程第13 議案第6号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

△日程第14 議案第7号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

△日程第15 議案第8号日置市子ども・子育て支援法第82条の規定に基づく過料に関する条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第12、議案第5号日置市クリーン・リサイクルセンター条例の廃止についてから、日程第15、議案第8号日置市子ども・子育て支援法第82条の規定に基づく過料に関する条例の一部改正についてまでの4件を一括議題とします。

4件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第5号は、日置市クリーン・リサイクルセンター条例の廃止についてであります。

日置市クリーン・リサイクルセンターを廃止するため、条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第6号は、日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部改正についてであります。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第7号は、日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第8号は、日置市子ども・子育て支援法第82条の規定に基づく過料に関する条例の一部改正についてであります。

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、以上4件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

それでは、議案第5号日置市クリーン・リサイクルセンター条例の廃止について、補足説明を申し上げます。

別紙を御覧ください。

令和7年10月から、（仮称）日置市リサイクルプラザで業務を行うため、日置市クリーン・リサイクルセンター条例を廃止するものであります。

附則としまして、第1項は、施行期日について、この条例は令和7年10月1日から施行することを規定し、第2項は、日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の別表第1、

市長が指定する焼却施設もしくは破砕施設または埋立処分場に自ら搬入する場合の項を削ることを規定するものでございます。

次に、議案第6号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。別紙を御覧ください。

今回の改正は、従うべき基準の省令等の改正に伴い、本市の関係条例の一部を改正するものであります。

改正の主なものについて申し上げます。

第1条の日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正は、第42条に2項を新設し、保育内容支援について、市長が連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、要件を満たすときは、保育所、幼稚園または認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することを認めるもの、第4項において、代替保育について、市長が代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、要件を満たすときは、代替保育に係る連携施設を確保しないことを可能とするものであります。

附則第5号中の改正は、連携施設を確保しない経過措置について、5年延長するものであります。

第2条の日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正は、第1条の改正と同様に、連携施設の確保が著しく困難な場合であって、要件を満たすときは、確保しないことを可能にするもので、附則第3条中の連携施設を確保しない経過措置についても5年延長するものであります。

第16条第1項第2号の改正は、栄養士法の改正に伴い栄養士免許を取得することなく管理栄養士免許を取得する場合があることか

ら、管理栄養士を追加するものであります。

附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行することを規定するものでございます。

なお、今回の改正に該当する日置市内の施設は1つですが、連携施設が確保されているため、影響はないものと認識しております。

次に、議案第7号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

別紙を御覧ください。

今回の改正は、栄養士法の改正に伴い栄養士免許を取得することなく管理栄養士免許を取得する場合があることから、第151条第13項中に管理栄養士を追加するものであります。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行することを規定するものでございます。

次に、議案第8号日置市子ども・子育て支援法第82条の規定に基づく過料に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

別紙を御覧ください。

今回の改正は、子ども・子育て支援法の子ども・子育て支援給付の種類に妊婦のための支援給付が追加されたことから、それに対応する第2条第1号中の条文を整理するものであります。

附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行することを規定するものでございます。

以上で、4件の補足説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、4件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第5号から議案第8号までの4件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いません。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号から議案第8号までの4件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号日置市クリーン・リサイクルセンター条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第6号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び日置市家庭的保育事業等の設備及び運営

に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第7号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第7号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第8号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号日置市子ども・子育て支援法第82条の規定に基づく過料に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第16 議案第9号日置市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第16、議案第9号日置市移動等円滑

化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第9号は、日置市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

議案第9号日置市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、関係条例の整理を図るため、条例制定するものであります。

それでは別紙を御覧ください。

日置市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を、次のように改正いたします。

第4条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改めるものでございます。

改正内容としましては、第4条第6号で高齢者、障がい者等の転落防止について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の第21条第2項第1号を引用しておりますが、今回の法律施行令改正で、第15条に劇場等の客席に係るバリアフリー

基準が新たに追加されたことにより、第21条第2項第1号が第22条第2項第1号に繰り下げられたことに伴い、条文の整理を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和7年6月1日から施行いたします。

以上で補足説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○14番（黒田澄子さん）

すみません。本市において、劇場等のバリアフリーの部分が改正されたということで一部改正をするんですけど、本市においてはどのようなところが関わってくるかをお尋ねしていいですか。

○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

第15条が新たに追加されたわけですが、日置市ではこの劇場等の客席に係るバリアフリー基準の創設につきましては、日置市では関係ございません。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第9号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第9号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第9号日置市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第17 議案第10号日置市立東市来幼稚園預かり保育料徴収条例の制定について

○議長（並松安文君）

日程第17、議案第10号日置市立東市来幼稚園預かり保育料徴収条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第10号は、日置市立東市来幼稚園預かり保育料徴収条例の制定についてであります。

日置市立東市来幼稚園において預かり保育を実施するに当たり、預かり保育料を徴収するため、条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、教育委員会事務局長に説明させますので、ご審議をよろしく願います。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

それでは、議案第10号日置市立東市来幼稚園預かり保育料徴収条例につきまして、補足説明を行います。

まず、条例制定の経緯についてご説明をい

たします。

令和4年9月に日置市立幼稚園の在り方に関する基本方針というものを制定いたしました。その中で、具体的な取組として、令和6年度に3幼稚園を統合するということと、統合後の幼稚園においては預かり保育を実施するという取組を掲げ、これに基づき令和6年度から預かり保育を試行的に実施してまいりました。

この試行実施を踏まえまして、預かり保育を令和7年4月1日から本格実施することとし、これに伴い、その保育料の徴収につきまして条例制定をするものであります。

それでは別紙をお願いします。

保育料は、財務会計上、使用料に当たることから、地方自治法第228条の規定により条例で定める必要があり、今回の条例案におきましては保育料の徴収について定めているということになります。第1条の趣旨がこれに当たるということになります。

第2条が、納入義務者について、第3条が、預かり保育料の額を月額250円としているところでございます。第4条では、保育料の納入期限及びその方法、第5条では、免除規定について定めております。

次のページに行きまして、第6条は委任の規定でございます。預かり保育料の免除手続などを教育委員会規則に委任するというようにしております。

附則といたしまして、試行期日を令和7年9月1日としております。

預かり保育自体は、令和7年4月1日から本格実施をいたしますが、保育料の徴収につきまして一定の周知期間を設けることとし、徴収を開始するのを2学期からとするものであります。

なお、預かり保育につきましては、冒頭で申し上げました日置市立幼稚園の在り方に関する基本方針において、実施日を土日、年末

年始、長期休業日を除いた日としております。

また、これらの手続につきましては、別途定めることとしております。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしといたします。

ただいま議題となっています議案第10号は、文教厚生常任委員会に付託します。

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前11時00分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第18 議案第11号日置市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第18、議案第11号日置市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第11号は、日置市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正についてであります。

水道法施行令等の一部改正に伴い、条例の

一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

議案第11号日置市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、水道法施行令等の一部改正に伴い、関係条例の整理を図るため、条例制定するものであります。

それでは別紙を御覧ください。

日置市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を次のように改正いたします。

布設工事監督者の資格として、第3条で布設工事監督者の資格取得における水道の実務経験の期間を学校の種類や学科により第1号から第11号で定めております。また、水道技術管理者の資格として、第4条で水道技術管理者の資格取得における実務経験の期間を学校の種類や学科により第1号から第8号で定めております。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行いたします。

以上で補足説明を終わります。ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第11号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第11号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第11号日置市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第19 議案第12号令和6年度日置市一般会計補正予算（第11号）

△日程第20 議案第13号令和6年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

△日程第21 議案第14号令和6年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第22 議案第15号令和6年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第4号）

△日程第23 議案第16号令和6年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第24 議案第17号令和6年度日置市介護保険特別会計

補正予算（第4号）

△日程第25 議案第18号令和6年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

△日程第26 議案第19号令和6年度日置市水道事業会計補正予算（第5号）

△日程第27 議案第20号令和6年度日置市下水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（並松安文君）

日程第19、議案第12号令和6年度日置市一般会計補正予算（第11号）から、日程第27、議案第20号令和6年度日置市下水道事業会計補正予算（第5号）までの9件を一括議題とします。

9件について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第12号は、令和6年度日置市一般会計補正予算（第11号）についてであります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ12億8,258万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を324億3,844万2,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、保育所運営に関する予算の増額、国の補正予算に伴う農林水産業等の産業基盤整備の増額などの予算措置のほか、来年度の業務で年度内に契約を行う必要があるものに係る債務負担行為の設定や年度内に事業完成が見込めないものに係る繰越明許費の設定など、所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入では地方交付税につきまして、普通交付税の増額により2億5,728万6,000円を増額計上いたしました。

国庫支出金につきまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の減額、国庫財源

組替に伴う地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の減額及び特定地域脱炭素移行加速化交付金の増額などにより、1億5,165万2,000円を減額計上いたしました。

県支出金につきまして、保育所運営費県負担金や現年補助農地農業用施設災害復旧事業費県補助金の増額などにより、6,543万5,000円を増額計上いたしました。

寄附金につきまして、一般寄附金及び指定寄附金の減額により、3億3,000万円を減額計上いたしました。

繰入金につきまして、歳入歳出予算額の調整による財政調整基金繰入金の減額などにより、7億1,304万2,000円を減額計上いたしました。

市債につきまして、過疎対策事業債やごみ処理施設整備事業債などの減額により、4億20万円を減額計上いたしました。

次に、歳出では、議会費につきまして議会管理費の減額により、325万4,000円を減額計上いたしました。

総務費につきまして、将来の公債費の償還財源を確保するための減債基金費積立金の増額、情報管理費の減額などにより、1億3,106万1,000円を減額計上いたしました。

民生費につきまして、住民税非課税世帯臨時支援給付金事業費の減額、障害者自立支援給付費や保育所運営費の増額などにより、8,940万4,000円を増額計上いたしました。

衛生費につきまして、浄化槽設置整備事業費や衛生処理組合負担金の減額などにより、4億1,722万9,000円を減額計上いたしました。

農林水産業費につきまして、産地パワーアップ事業費や水産物供給基盤機能保全事業費の減額、県営中山間地域総合整備事業費の増額などにより、2,815万2,000円を減

額計上いたしました。

商工費につきまして、寄附金の減額に伴うふるさと納税推進事業費の減額などにより、3億4,302万3,000円を減額計上いたしました。

土木費につきまして、過疎対策事業や活力創出基盤整備事業費の減額などにより、2億6,952万9,000円を減額計上いたしました。

消防費につきまして、消防本部費や自主防災組織育成事業費の減額などにより、608万7,000円を減額計上いたしました。

教育費につきまして、小中学校管理費や小学校建設事業費の減額などにより、1億695万9,000円を減額計上いたしました。

災害復旧費につきまして、現年補助農地農業用施設災害復旧費や現年単独林道災害復旧費の減額などにより、6,618万2,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第13号は、令和6年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を62億4,674万9,000円とするものであります。

歳出では、基金積立金の減額、基金繰替運用利子の増額などを計上いたしました。

次に、議案第14号は、令和6年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,398万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億5,093万8,000円とするものであります。

歳入では、料金収入の減額や一般会計繰入金を増額を計上いたしました。

歳出では、総務管理費につきまして、賄材料費などの減額を計上いたしました。

次に、議案第15号は、令和6年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ318万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9,269万2,000円とするものであります。

歳入では、料金収入や一般会計繰入金の減額を計上いたしました。

歳出では、管理事業費につきまして、燃料費などの減額を計上いたしました。

次に、議案第16号は、令和6年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ16万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を599万4,000円とするものであります。

歳入では、温泉使用料の減額を計上いたしました。

歳出では、予備費の減額を計上いたしました。

次に、議案第17号は、令和6年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,406万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を60億352万円とするものであります。

歳入では、繰入金につきまして、介護保険料軽減負担分繰入金の減額などを計上いたしました。

歳出では、地域支援事業費につきまして、介護予防・生活支援サービス事業費や介護予防ケアマネジメント事業費の減額などを計上いたしました。

次に、議案第18号は、令和6年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

についてであります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ768万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億3,721万4,000円とするものであります。

歳入では、特別徴収保険料の減額、普通徴収保険料の増額などを計上いたしました。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の減額などを計上いたしました。

次に、議案第19号は、令和6年度日置市水道事業会計補正予算（第5号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収益的収入の総額から1,960万6,000円を減額し、総額を10億5,287万7,000円と、収益的支出では、総額から329万9,000円を減額し、総額を10億3,382万1,000円とするものであります。

収益的収入では、水道事業収益の営業収益につきまして、水道料金の減額などを計上いたしました。

収益的支出では、水道事業費用の営業外費用につきまして、企業債利息の減額を計上いたしました。

次に、議案第20号は、令和6年度日置市下水道事業会計補正予算（第5号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収益的収入の総額から342万5,000円を減額し、総額を8億2,385万5,000円と、収益的支出では、総額から1,465万3,000円を減額し、総額を5億9,721万円とするものであります。

収益的収入では、下水道事業収益の営業外収益につきまして、国庫補助金の減額を計上いたしました。

収益的支出では、下水道事業費用の営業費用につきまして、委託料の減額などを計上いたしました。

資本的収入及び支出については、資本的収入では、総額から1,703万8,000円を減額し、総額を1億1,346万2,000円と、資本的支出では、総額から1,650万円を減額し、総額を3億3,440万4,000円とするものであります。

資本的収入では、下水道事業資本的収入の企業債や国庫補助金の減額などを計上いたしました。

資本的支出では、下水道事業資本的支出の建設改良費につきまして、委託料の減額を計上いたしました。

以上9件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、議案第12号から議案第20号までの9件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

○6番（佐多申至君）

通告を出しておりませんでしたけれども、今ちょっと議案を見ながらふるさと納税の推進に、商工業振興費について確認させていただきたいと思います。

結果的には、積立金が1億6,000万円ぐらいと、それと減になっているということと、PRが全くゼロになっているということで、実際に返礼品も減になっております。全て減になっていきますが、この減額かなり大きいと思うんですが、当初の積立金も7億8,000万円の予定が1億6,000万円ぐらいの減になっておりますが、この辺の説明をできる範囲で説明していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

ふるさと納税の減額についてということになってくるかと思いますが、減額になった主な理由としては幾つかの要因が複合的に考えられます。

まず、寄附者の経済状況の変化など、物価上昇による個人の可処分所得が減少するというふうなことで、寄附を控える傾向が見られたのかなということ、これは全国的な傾向なのかなというふうなことで考えております。

また、寄附先の地方自治体の返礼品競争による競争激化の影響であったり、ふるさと納税制度自体の制度の見直し、規制強化が影響して寄附者が選択肢を減らしているのかなというふうなことで、これらの要因が複合的に作用して、ふるさと納税額の減少につながっているものと思います。

いずれにいたしましても、まだ最終的な要因が分析できていない状況ですので、来年度以降の回復につなげていきたいと考えています。

以上です。

○6番（佐多申至君）

ということで説明がありました。実際にこの商工費も物産展のラジオCM広告費が全くゼロということではなされておませんが、この辺はどのように理解されていらっしゃるのでしょうか。

○商工観光課長（上村裕文君）

減につきましては、それぞれの事業費の中で執行残といろいろな組み方、いろいろな広報の在り方とか検討した上で、この減額になっております。最終的な、効果的な広報というものについては力を入れてやっておりますので、必要最少の経費で予算を執行した結果、減額になっているということで考えているところでございます。

以上です。

○6番（佐多申至君）

最後ですけれども、やっぱりこのふるさと推進事業が1億6,000万円も減になるということは、かなり深刻な問題だと私は考えます。課題と原因、当然原因は今お話になりましたけれども、その全国的なものもあるで

しょうけれども、実際はこのふるさと納税については市民も関心があるところですので、しっかりと精査・検証していただきたいと考えます。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑終わります。

お諮りします。議案第12号から議案第20号までの9件については、全議員19人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、19人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

この予算審査特別委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、事前の全員協議会で次のように互選いただいておりますのでお知らせします。委員長に、中村尉司議員、副委員長に重留健朗議員、富迫克彦議員、下園和己議員、以上であります。

△日程第28 議案第21号令和7年度
日置市一般会計予算

△日程第29 議案第22号令和7年度
日置市国民健康保険特別
会計予算

△日程第30 議案第23号令和7年度
日置市健康交流館事業特
別会計予算

△日程第31 議案第24号令和7年度
日置市温泉給湯事業特別
会計予算

△日程第32 議案第25号令和7年度
日置市介護保険特別会計

予算

△日程第33 議案第26号令和7年度
日置市後期高齢者医療特
別会計予算

△日程第34 議案第27号令和7年度
日置市水道事業会計予算

△日程第35 議案第28号令和7年度
日置市下水道事業会計予
算

○議長（並松安文君）

日程第28、議案第21号令和7年度日置市一般会計予算から、日程第35、議案第28号令和7年度日置市下水道事業会計予算までの8件を一括議題とします。

ここで議事の進め方についてお諮りします。市長から提案理由の説明及び施政方針を聞き、各議案及び施政方針に対する総括質疑は3月4日の第2本会議で行うことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。

それでは、8件について市長の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

本日、令和7年日置市議会第1回定例会に当たり、市政運営に臨む所信と施策の一端を申し上げますとともに、ご提案いたしました令和7年度当初予算案等の概要をご説明いたします。

まず、本市では、令和5年度に選定された脱炭素先行地域の計画に基づき、引き続き、太陽光発電や小水力発電などの再生可能エネルギーの導入を推進し、脱炭素社会の実現と併せ、エネルギーの地産地消による地域内経済循環を目指します。

また、地域活性化や人口減少の課題解決に向け、「ひおきとプロジェクト」を推進して

いる中、令和6年度は、地域ポイント事業として「まちのコイン（地域通貨アプリ）」を導入しました。

引き続き、交流促進や関係人口の創出を図るため、様々な取組に挑戦してまいります。

このほか、令和6年12月には市内における身近な移動手段の確保を図るため、乗合送迎サービス「ひお吉号」の運行を開始しました。

今後、利用者のニーズを踏まえたサービスの向上などにより、利用しやすい公共交通環境の構築に努めてまいります。

令和7年度は、市制20周年の節目の年を迎えます。都市機能の充実や豊かな自然、伝統、文化などの多様性を魅力とする、それぞれの地域の特性を生かしながら、オール日置で安心・安全に暮らせる住みよいまちづくりに取り組んでまいります。

今後とも市議会並びに市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、令和7年度の予算編成の大綱について申し上げます。

本市におきましては財政規律の維持を念頭に、令和7年度も引き続き、人口減少の克服と地方創生の取組である「日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「第2次日置市総合計画」後期基本計画の重点施策として一体的に位置づけ、人口減少に対応する実効性の高い施策とし、「第2次日置市総合計画」に掲げる将来都市像「住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおき」の実現に向けた取組を着実に進める予算編成を行うことを基本としました。

令和7年度当初予算については、5月に市長選挙を控えていることから、義務的経費（人件費・扶助費・公債費）や経常的経費（施設維持管理経費等）を基本とする「骨格予算」として編成しました。

社会保障関係費の増加や物価高騰による歳出経費の増加などが見込まれている状況を踏まえ、今後も、将来にわたって持続可能な行財政構造を構築するため、限られた財源内で最大限の効果が得られるよう一層の歳出削減と歳入確保を推進してまいります。

次に、第2次日置市総合計画の基本目標に基づき主要施策の概要について申し上げます。

1つ目、「笑顔とやさしさ、ぬくもりに満ちたまちづくり」でございます。

子ども医療費につきましては、中学校卒業までの子どもと非課税世帯の18歳までの子どもの窓口無償化を実施し、安心して子育てができる環境づくりを進めてまいります。

また、子育て家庭の保育に関する様々な相談に対応し、保育サービスの情報提供や利用に向けての支援を行い、子育て世帯に選ばれるまちを目指してまいります。

高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者など、異なる属性の方々が抱える多様な課題に対しては、包括的な支援を提供するため、庁内外の関係者や関係機関との連携体制構築や協働の取組など、日置市における重層支援の体制整備を進め、地域共生社会の実現を目指してまいります。

次に2つ目、「豊かな自然と調和し、安全で安心して生活できる快適なまちづくり」でございます。

脱炭素社会の実現に向け、脱炭素先行地域づくり事業による太陽光発電設備や小水力発電設備の設置などを関係事業者と連携しながら取り組み、再生可能エネルギーの導入を推進してまいります。

また、環境負荷の少ない循環型社会を構築するため、資源等の処理を担う民設民営の（仮称）日置市リサイクルプラザの整備・稼働を進めるとともに、日置市クリーン・リサイクルセンターの閉鎖に伴う解体撤去等を適切に進めてまいります。

このほか、人口減少社会において、市街地の人口維持やインフラをはじめとする行政サービスの維持のため、立地適正化計画を策定してまいります。

次に3つ目、「活力ある産業とにぎわいのあるまちづくり」でございます。

地域経済の活性化を図るため、引き続き、創業支援のための創業セミナーや創業塾を開催するとともに、販路拡大に取り組まれる事業者に対して、商談会への出展を支援してまいります。

観光につきましては、観光戦略5本の柱に基づき、美山地区をモデルとした客観的データの活用により、ニーズの把握と本市を訪れる観光客の特徴を分析し、誘客を促進してまいります。

また、農林水産業につきましては、経営基盤の強化、担い手の確保・育成、中山間地域の活力向上、多面的機能の充実を図ってまいります。

次に4つ目、「豊かな心と感性を育てるまちづくり」でございます。

近年の夏季の猛暑から児童生徒の学習環境を守るため、小・中・義務教育学校の特別教室の空調整備を進めてまいります。

また、昨今の米をはじめとする食料品価格の高騰を踏まえ、学校給食の質と量を確保し、安定的に児童生徒に提供することを目的として、学校給食の食材購入費を助成し、保護者の負担軽減策を引き続き講じてまいります。

また、児童生徒が「礼節」、「郷土愛」、「自然愛」、「奉仕」の道徳性を身に付けられるよう引き続き、ひおきふるさと教育に取り組んでまいります。

次に5つ目、「安全で快適な暮らしや交流の基盤づくり」でございます。

令和6年12月から運行を開始しました乗合送迎サービス「ひお吉号」につきまして、利用者や事業者等の意見を伺いながら買い物

や通院、観光などの利便性の向上に努めてまいります。

湯之元駅につきましては、高齢者や障がい者等が利用しやすい環境を整備するため、バリアフリー化を進めてまいります。

また、湯之元市街地において、土地区画整理事業を引き続き推進し、居住環境や公園・道路網などの利便性や安全性の確保に努めてまいります。

次に6つ目、「地域と人と行政がつながる持続可能なまちづくり」でございます。

地区公民館につきましては、地区や自治会、各種関係団体との連携や協議の場としての機能を充実し、特色ある共生・協働による地域づくりを推進してまいります。

令和7年度に迎える市制施行20周年を市民の皆様や日置市にゆかりのある方々と共に喜び、祝う式典を10月に開催し、市政発展にご尽力いただきました方々を表彰するとともに、郷土への愛着と誇りがさらに醸成されるよう努めてまいります。

次に、令和7年度一般会計の予算規模について申し上げます。

令和7年度の当初予算は、限られた財源の中で予算調整を図る一般財源枠配分方式により編成しました。

市民サービスの維持・向上等を図りつつ、緊急性や重要性の高い施策・事業等を選択し、一般会計当初予算額は、293億4,200万円となりました。

次に、歳入歳出の主なものについて申し上げます。

まず、歳入で市税につきましては、直近における経済の動向や市税収入の状況、税制改正の影響や地方財政計画などを踏まえ、5,279万9,000円の増となりました。

地方交付税につきましては、8億円増の88億円となりました。

市債につきましては、将来世代に過度な負

担を残さないよう交付税措置のある有利な地方債の活用を図りました。

次に、歳出で前年度と比較して額の大きいものを性質別で見ると、扶助費が6億7,140万7,000円の増となっていますが、支給対象の拡大等に伴う児童手当支給事業費や障害児通所給付費等の増が主な要因となっています。

また、物件費が3億2,157万2,000円の増で、(仮称)日置市リサイクルプラザ整備運営委託に要する塵芥処理事業費等の増が主な要因となっています。

次に、特別会計及び公営企業会計の予算規模について申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計予算であります。

国民健康保険事業の運営を持続的かつ安定的に進めていくために、医療給付費の適正化対策や保険税の収納率向上対策に取り組むための予算を計上し、58億3,761万6,000円となりました。

次に、健康交流館事業特別会計予算であります。

職員の人件費、施設の運営費等を計上し、1億418万4,000円となりました。

温泉やプールを安心してご利用いただけるよう適正な施設管理に努めるとともに、合宿利用等についても積極的に受け入れてまいります。

次に、温泉給湯事業特別会計予算であります。

維持管理委託料、電気料等の管理運営費等を計上し、374万1,000円となりました。

次に、介護保険特別会計予算であります。

第9期介護保険事業計画に基づき、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、介護予防の推進及び認知症対策の強化、介護給付の適正化を図り、安定的な介護保険

事業の運営に努めるための予算を計上し、56億2,961万5,000円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計予算であります。

保険料や低所得者の軽減保険料相当分の保険基盤安定繰入金及び広域連合納付金等を計上し、9億6,862万6,000円となりました。

後期高齢者医療保険の保健事業として、長寿健診、人間ドック等受診費助成を実施し、疾病予防・重症化予防に取り組んでまいります。

次に、水道事業会計予算であります。

収益的収入及び支出の予算につきましては、収入額10億1,140万8,000円、支出額9億9,367万7,000円となりました。

資本的収入及び支出の予算につきましては、収入額1億4,820万円、支出額6億9,918万3,000円となりました。

今後も計画的に水道施設整備等を実施し、安全な水の安定供給に努めるとともに、包括的民間委託の導入について検討してまいります。

次に、下水道事業会計予算であります。

収益的収入及び支出の予算につきましては、収入額8億3,125万1,000円、支出額6億6,584万円となりました。

資本的収入及び支出の予算につきましては、収入額2億2,650万円、支出額4億4,671万5,000円となりました。

今後も公衆衛生の向上、生活環境の改善及び健全な水環境の創出に向けて、効率的な経営に努めてまいります。

以上、今後の市政運営について、私の基本的な考え方と令和7年度の施政方針及び当初予算の説明を申し上げますが、本施策の推進に当たりましては、議会をはじめ、市民の皆様方のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

○議長（並松安文君）

これで議案第21号から議案第28号までの8件の説明を終わりました。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

3月4日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午前11時52分散会

第 2 号 (3 月 4 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第 1 2 号 令和 6 年度日置市一般会計補正予算（第 1 1 号）
日程第 2	議案第 1 3 号 令和 6 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 3	議案第 1 4 号 令和 6 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 4	議案第 1 5 号 令和 6 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 5	議案第 1 6 号 令和 6 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 6	議案第 1 7 号 令和 6 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 7	議案第 1 8 号 令和 6 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 8	議案第 1 9 号 令和 6 年度日置市水道事業会計補正予算（第 5 号）
日程第 9	議案第 2 0 号 令和 6 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 5 号）
日程第 1 0	議案第 2 1 号 令和 7 年度日置市一般会計予算
日程第 1 1	議案第 2 2 号 令和 7 年度日置市国民健康保険特別会計予算
日程第 1 2	議案第 2 3 号 令和 7 年度日置市健康交流館事業特別会計予算
日程第 1 3	議案第 2 4 号 令和 7 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
日程第 1 4	議案第 2 5 号 令和 7 年度日置市介護保険特別会計予算
日程第 1 5	議案第 2 6 号 令和 7 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 1 6	議案第 2 7 号 令和 7 年度日置市水道事業会計予算
日程第 1 7	議案第 2 8 号 令和 7 年度日置市下水道事業会計予算
日程第 1 8	所管事務調査結果報告について

本会議（3月4日）（火曜）

出席議員 17名

1番	中村清栄君	2番	欠員
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
8番	富迫克彦君	9番	重留健朗君
10番	福元悟君	11番	山口政夫君
12番	中村尉司君	13番	留盛浩一郎君
14番	黒田澄子さん	15番	下御領昭博君
17番	坂口洋之君	18番	漆島政人君
19番	池満渉君	20番	並松安文君

欠席議員 2名

7番	是枝みゆきさん	16番	山口初美さん
----	---------	-----	--------

事務局職員出席者

事務局長	山下和彦君	次長兼議事調査係長	諸正一久君
議事調査係	上田橋裕生君		

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	瀬戸口亮君	産業建設部長兼建設課長	田口悦次君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	東正和君	消防本部消防長	福田幸記君
東市来支所長	横枕広幸君	日吉支所長	坂上誠君
吹上支所長	内山良弘君	総括監選挙管理委員会事務局長	東純一君
財政管財課長	小園秀作君	企画課長	園田賢一君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	有島春己君
商工観光課長	上村裕文君	福祉課長	宮前美紀さん
健康保険課長	宇都敏君	こども未来課長	馬場口美宗香さん
介護保険課長	入佐好彦君	農林水産課長・農業委員会事務局長	成田郷君
農地整備課長	上勇人君	上下水道課長	神余徹君
学校教育課長	中鉢吉彦君	社会教育課長	田代誠治君

会計管理者兼会計課長
総括監（観光施設担当）

奥 田 美 穂さん
松 岡 政 仁 君

監査委員事務局長 山 下 和 彦 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

皆様にご報告申し上げます。是枝みゆき議員、山口初美議員から、病気療養のため本会議を欠席する旨の連絡がありましたので、報告いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

-
- △日程第1 議案第12号令和6年度日置市一般会計補正予算（第11号）
 - △日程第2 議案第13号令和6年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
 - △日程第3 議案第14号令和6年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）
 - △日程第4 議案第15号令和6年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第4号）
 - △日程第5 議案第16号令和6年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）
 - △日程第6 議案第17号令和6年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）
 - △日程第7 議案第18号令和6年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
 - △日程第8 議案第19号令和6年度日置市水道事業会計補正予算（第5号）
 - △日程第9 議案第20号令和6年度日置市下水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（並松安文君）

日程第1、議案第12号令和6年度日置市一般会計補正予算（第11号）から、日程第

9、議案第20号令和6年度日置市下水道事業会計補正予算（第5号）までの9件を一括議題とします。

9件について、予算審査特別委員長の報告を求めます。

〔予算審査特別委員長中村尉司君登壇〕

○予算審査特別委員長（中村尉司君）

皆様、おはようございます。

ただいま議題となっております議案第12号令和6年度日置市一般会計補正予算（第11号）から、議案第20号令和6年度日置市下水道事業会計補正予算（第5号）について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は去る2月19日の本会議にて、予算審査特別委員会に付託され、2月20日、21日にそれぞれ分科会を開催し、当局の説明を求め、慎重に審査を行いました。

その結果を受けて、2月27日の予算審査特別委員会の中で分科会の報告を行い、審議いたしました。

初めに、議案第12号令和6年度日置市一般会計補正予算（第11号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ12億8,258万2,000円を減額し、総額を324億3,844万2,000円とするものであります。

今回の補正予算は、保育所運営に関する予算措置や国の補正予算に伴う農林水産業などの産業基盤整備の増額などのほか、継続費の変更や来年度の業務で年度内に契約を行う必要があるものに係る債務負担行為の追加及び変更、年度内に事業完成が見込めないものに係る繰越明許費の設定など、所要の予算を編成するものであります。

3分科会における質疑の主なものをご報告いたします。

総務課所管では、委員より予算書の給与明

細のところ、育休者による給与減額が501万8,000円という説明があったが、育休を取得された男女別の人数はとの問いに、育児休業を取得した人数は、女性が5人、男性が11人であるとの答弁。

財政管財課所管では、委員よりその他委託料で、文化会館のコンサルティング事業を減額とのことだが、どのような方向性を持っているのかとの問いに、選択肢としては、大規模改修、一部改修、建て替えの大きく3つあるが、方向性は今の段階では定まっていないとの答弁。

企画課所管では、委員よりその他委託料の電動バイクシェアリング実証実験だが、吹上高校に10台置いて、実証実験を実施したということだが、その結果、要望や課題はどういったものがあったのかとの問いに、現在、実証実験に係る取りまとめを行っているところで、今回の実証モニターとなっていた生徒、そして協力をいただいた地元事業者などにもヒアリングを行い、その内容を3月14日の契約期間までに取りまとめをしていく形になっている。現時点で聞いている意見としては、生徒からは行動距離に対する不安だったり、パワーが弱くスピードがなかなか出ないというところで、モニターになることをためらったとも聞いているが、一方で実際のモニターからは、振動や騒音がなく、維持費がガソリンよりも安いことや、また地域の方々がこのバイクについて、注目をしていたということを知っている。学校側からの意見としては、参加いただいた生徒の中の1人が、ぜひバイクを購入してみたいという意見があったとも聞いているとの答弁。

税務課所管では、委員よりその他委託料の家屋評価システム保守業務委託料が247万8,000円の減額だが、理由はとの問いに、当初予算の際に、物価高騰を見込んで予算を組んでいたが、同じ業者が落札したので土地

評価システムや地図情報システムがそのまま継続して使用できたことで、その他全ての負担金と合わせて減額となったとの答弁。

商工観光課所管では、委員より基金積立金が1億6,170万円の減となっている。この具体的な原因と今後の対策をどう考えているのかとの問いに、当初は16億円のふるさと納税額を予算措置していたが、現時点の見込みは12億7,000万円となっている。基金積立金についても、当初7億8,400万円を計画していたが、寄附額が見込みを下回ったため、それに伴い積立額を減額した。寄附額の減少の要因としては、全国的にふるさと納税市場が肉や魚介類などから、米やトイレットペーパーなどの日用品にふるさと納税の品目がシフトしている。本市においても、1月末時点の見込みでは、主力品目の肉、焼酎の寄附が大きく減少している。また、ふるさと納税の募集費用総額を5割以下にすることになっているが、配送料の上昇等により、経費が増加したことも影響して、寄附額の減少及び基金の減額にもつながっている。なお、ふるさと納税推進係を創設することにより、市の方向性として、ここに重点を置くという意味合いで、令和7年度から組織改善を行うとの答弁。

消防本部所管では、委員より時間外手当が60万円増額になっている。原因は台風もあったが、通常火災の消火業務なのか、もしくは救急搬送なのかとの問いに、救急件数が令和5年と比べて79件増えていることと、非番での訓練などで、増額補正となっているとの答弁。

市民生活課所管では、環境衛生費の南薩衛生管理組合負担金の減額理由は何かとの問いに、なんさつECOの杜から売電するための送電線設置に当初11億円程度かかる予定で予算措置していたが、その後、送電線の経路変更により、4,000万円程度の支出で済

んだことにより減額となったとの答弁。

福祉課所管では、社会福祉総務費の中に重層的支援体制整備事業移行準備事業への組み替えとあるが、この移行準備期間ではどのようなことを行うのかとの問いに、この事業は、令和8年度から本格的に実施するため、令和6年度と7年度を準備期間としている。この事業は、対象年齢や属性を問わず幅広く支援していく制度となっており、今年度は、研修会や関係機関との会議、また、取りこぼしのない支援体制、相談体制の構築に取り組んだ。令和7年度では、各種団体との連携強化や誰もが参加できるような居場所づくりなど機能強化を図ることを計画しているとの答弁。

こども未来課所管では、児童入所施設措置費の減額について、今年度の実績を伺うとの問いに、4月から9月まで入所していた3歳以上の児童が3人。また、10月から11月まで入所していた児童が2人で、うち3歳以上が1人、3歳未満が1人となっており、いずれも母親と一緒にいるとの答弁。

健康保険課所管では、予防費の感染症予防接種事務費の増額について、いろんな種類の予防接種があるが、接種の影響による健康被害の相談はどのくらいあるのかとの問いに、今年度新型コロナウイルス感染症による個別の健康相談はないが、現在申請中の方がおり、今後、調査委員会の中で協議を行い、その結果を国に進達していくことになるとの答弁。

介護保険課所管では、負担金補助及び交付金の地域介護福祉空間整備等施設整備交付金の増額について、非常用自家発電設備の補助で773万円が上限額となっているが、どのくらいの規模のものになるのかとの問いに、今回要望のあった事業所の資料によると、出力発電量は18kWから22kWのものとなっているとの答弁。

学校教育課・教育総務課所管では、伊集院小学校校舎増築工事の減額について、

1,496万1,000円と減額幅が大きいですが、この理由は何かとの問いに、昨年度から工事着手しているが、工事期間中は様々な変更が生じる場合があるので、そこを見込んで予算計上していたことと、令和5年度、6年度の継続費であり、令和5年度分の予算から先に執行していることもその要因となっているとの答弁。

社会教育課所管では、石綿含有建材事前調査業務の減額について、調査結果はどうだったのかとの問いに、伊集院文化会館については、舞台の天井部分にアスベストが直接布設されていた。改修する場合は、アスベスト対策を講じなければならないが、行わない場合、このままの状態でも法的に規制はないことを確認している。また、大気汚染防止法に基づく測定では、基準値を下回っているので安全性に問題はないと考えている。伊集院総合体育館については、すぐに対応しなければならない箇所はなかったが、アスベストが含まれている箇所が数か所あり、解体時には石綿障害予防規則に基づく措置をとらなければならないという結果であったとの答弁。

農林水産課所管では、農業次世代人材投資事業費の負担金補助及び交付金の減額について、中間評価における交付中止決定に伴う補正とあるが、具体的な理由はどの問いに、新規就農後、3年目を迎えたときに指導農業士等を含めて経営状況の確認をしているが、本人の体調不良等もあり、今後の就農が難しいということになったため、交付の中止となったとの答弁。

農地整備課所管では、住環境整備事業費の狭隘道路整備等促進事業について、当該事業の目的と今後の見通しはどの問いに、この事業は、幅員が4mに満たない道路について、緊急車両が通過できるように、また、住宅建設の円滑化を図るために、4m以上の幅員を確保することを目的として整備を進めている

ものである。今後の見通しとしては、東市来の諏訪原地区と伊集院の小丸地区、郡地区の3地区が令和7年度の事業として決定しているとの答弁。

建設課所管では、活力創出基盤整備事業費の負担金補助及び交付金について、全額が減額されているが、その理由と現在の状況はどの問いに場所は東市来の上床鍋ヶ原線で、残り100m程度ではあるが、新幹線の線路に隣接しているため、工事をするにしてもJRへの受託が必要である。それに伴う負担金が約6,000万円と非常に大きく、まとまった金額が必要であるため、国の内示が十分につかないと協定が結べない状況であるとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、特別委員会にて報告を行ったところ、委員より産地パワーアップ事業で事業不採択による減額となっているが、事業不採択となった原因についての質疑はあったのかとの問いに、産地パワーアップ事業は、ポイント制となっている。収量などの基準はないが、経営改善をしているとか、認定農業者であるとかでポイントが上がっていくが、県内で事業の要望が非常に多く、今はなかなか採択が思うようにできないとの執行部の説明であったとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、分科会長の報告で了承。

討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第12号令和6年度日置市一般会計補正予算（第11号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第13号令和6年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご報告いたします。

歳入歳出の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ62億4,674万9,000円とするものであります。

歳入の増減はなく、歳出についての主なものは、基金積立金の減額及び基金繰替運用利子の増額補正であります。

質疑はなく、当局の説明で了承し、特別委員会にて報告を行いました。質疑はなく、討論に付したところ、討論もなく、採決の結果、議案第13号令和6年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第14号令和6年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,398万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,093万8,000円とするものであります。

歳入についての主なものは、料金収入の減額及び一般会計繰入金を増額。

歳出についての主なものは、総務管理費の賄材料費などの減額補正であります。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、賄材料費が1,641万2,000円の減額の内容はどの問いに、賄材料費は食事提供や宴会等の材料費であるが、今年度は宿泊数が減少したこと、宴会が従業員不足などで新規予約を取れなかったこと、ランチの営業が昨年と比べて縮小したことにより、結果として減額となったとの答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、特別委員会にて報告を行いました。質疑はなく、討論に付したところ、討論はなく、採決の結果、議案第14号令和6年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第15号令和6年度日置市健康

交流館事業特別会計補正予算（第4号）についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ318万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,269万2,000円とするものであります。

歳入についての主なものは、料金収入や一般会計繰入金の減額で、歳出についての主なものは、管理事業費の燃料費などの減額補正であります。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、収入の宿泊料で実績に伴って138万5,000円増額であるが、どういった内容の宿泊があって、何人の宿泊があったのかとの問いに、高校サッカー部やバドミントンクラブなどの利用があり、3月末までで239人の利用を見込んでいるとの答弁。

ほかにも質疑はありましたが、当局の説明で了承し、特別委員会にて報告を行いました。質疑はなく、討論に付したところ、討論はなく、採決の結果、議案第15号令和6年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第4号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号令和6年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ16万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ599万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは温泉使用料の減額で、歳出については予備費の減額であります。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、温泉使用料の減額について、昨年8月に温泉の湧出量が少なく、吹上砂丘荘に配湯できなかつたとの説明であったが、湧出量が減少した原因は何かとの問いに、原因については不明だが、夏場の降雨量が少な

ったことなどが影響しているのではないかと地域住民から聞くことはあるとの答弁。

そのほかにも質疑はありましたが、当局の説明で了承し、特別委員会にて報告を行いました。質疑はなく、討論に付したところ、討論はなく、採決の結果、議案第16号令和6年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第17号令和6年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,406万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億352万円とするものであります。

歳入についての主なものは、介護保険料軽減負担分繰入金の減額。

歳出についての主なものは、介護予防・生活支援サービス事業費や介護予防ケアマネジメント事業費の減額であります。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、認定調査等費の会計年度任用職員報酬の減額について、調査員が少ない状況で業務に支障はないのかとの問いに、現在6名体制で認定調査を行っているが、今年の2月からタブレット端末導入による訪問調査を開始したことにより、業務の効率化が図られ、1件当たりの記入時間が短縮されることから、今後も同様の体制で支障はないと考えているとの答弁。

そのほかにも質疑はありましたが、当局の説明で了承し、特別委員会にて報告を行いました。質疑はなく、討論に付したところ、討論はなく、採決の結果、議案第17号令和6年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第18号令和6年度日置市後期

高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ768万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億3,721万4,000円とするものであります。

歳入についての主なものは、特別徴収保険料の減額。

歳出についての主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の減額であります。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、被保険者数の増減傾向について伺うとの問いに、今年1月時点の被保険者数は9,111人であり、年々増加傾向にあるが、今年から来年あたりがピークを迎えるのではないかと思われるとの答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、特別委員会にて報告を行いました。質疑はなく、討論に付したところ、討論もなく、採決の結果、議案第18号令和6年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号令和6年度日置市水道事業会計補正予算（第5号）についてご報告いたします。

収益的収入及び支出の部で、収入は水道料金など1,960万6,000円を減額し、総額を10億5,287万7,000円に、支出では企業債利息329万9,000円を減額し、総額を10億3,382万1,000円とするものであります。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、収益的収入の水道料金が減額となっているが、直近の滞納状況が分かれば教えてほしいとの問いに、令和7年2月3日時点の数字ではあるが、過年度分の未収金は80万8,580円であり、これは昨年度の同時期の金額と比べて約7万円の減となっているとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、特別委員会にて報告を行いました。質疑はなく、討論に付したところ、討論もなく、採決の結果、議案第19号令和6年度日置市水道事業会計補正予算（第5号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第20号令和6年度日置市下水道事業会計補正予算（第5号）についてご報告いたします。

収益的収入及び支出の部で、収入では国庫補助金342万5,000円を減額し、総額を8億2,385万5,000円に、支出では委託料など1,465万3,000円を減額し、総額を5億9,721万円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出の部で、収入では企業債や国庫補助金1,703万8,000円を減額し、総額を1億1,346万2,000円に、支出では委託料1,650万円を減額し、総額を3億3,440万4,000円とするものであります。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、資本的収入の受益者負担金の増額について、猶予地の猶予取消しに伴う補正とあるが、これはどういう意味かとの問いに、畑や田んぼなどにより、下水道区域内であっても、受益者負担金の徴収を猶予しているところがあり、そのような土地に家などが建つと、宅地となり受益者負担金が発生することから、猶予地の猶予取消しとして受益者負担金を納付するということになるとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、特別委員会にて報告を行いました。質疑はなく、討論に付したところ、討論はなく、採決の結果、議案第20号令和6年度日置市下水道事業会計補正予算（第5号）については、全会一致で原案のとおり

可決すべきものと決定しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、議案第12号から議案第20号までの9件について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第12号から議案第20号までの9件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、9件について採決をいたします。この採決は、議案等採決区分表の採決順位により行います。

それでは、採決順位第1位の議案第12号から議案第20号までの9件を採決いたします。

お諮りします。9件に対する委員の報告は可決です。委員長のご報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第12号から議案第20号までの9件の議案は、委員長のご報告のとおり可決されました。

△日程第10 議案第21号令和7年度
日置市一般会計予算

△日程第11 議案第22号令和7年度
日置市国民健康保険特別
会計予算

△日程第12 議案第23号令和7年度
日置市健康交流館事業特
別会計予算

△日程第13 議案第24号令和7年度
日置市温泉給湯事業特別
会計予算

△日程第14 議案第25号令和7年度
日置市介護保険特別会計
予算

△日程第15 議案第26号令和7年度
日置市後期高齢者医療特
別会計予算

△日程第16 議案第27号令和7年度
日置市水道事業会計予算

△日程第17 議案第28号令和7年度
日置市下水道事業会計予
算

○議長（並松安文君）

日程第10、議案第21号令和7年度日置市一般会計予算から、日程第17、議案第28号令和7年度日置市下水道事業会計予算までの8件と一括議題とします。

この8件については、さきの本会議において、提案理由の説明及び施政方針を聞いてから質疑をすることになっておりましたので、これから総括質疑を行います。

まず、発言通告がありますので、まず佐多申至議員の発言を許可します。

○6番（佐多申至君）

4項目について質疑いたします。

まず、当初予算案の概要、主要施策、25ページ、教育・文化・スポーツ項目のナンバー3に当たるんですが、新規事業として学校図書システムバージョンアップ事業214万3,000円が計上されているが、その事業の詳しい内容と図書室運営での活用目的を説明せよ。

2項目め、当初予算の概要、主要施策、27ページ、教育・文化・スポーツ項目のこれがナンバー19、新規事業としてB&G東市来海洋センター改修事業1億8,278万1,000円が計上されております。財源の

内訳と当施設の今後の維持管理とその運用について説明せよ。

3項目め、これも当初予算案の概要、主要施策30ページ、市民参画・行財政の項目のナンバー2、市制施行20周年記念事業814万5,000円が計上されています。どのような計画や内容で進められるのか、現段階で示せる範囲で説明せよ。

4項目め、当初予算案の温泉給湯事業特別会計、197ページです。歳入予算（使用料及び手数料）において、令和7年度は155万円が計上されております。先ほどの補正予算審査において、令和6年度の歳入予算は最終的には使用料は244万円が承認されたところです。令和7年度当初の段階で約90万円ほど減額になっている理由を述べよ。以上です。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

それでは、1問目の学校図書システムについてお答えいたします。

本事業は、Windows10のサポート終了に伴いまして、OSをWindows11にバージョンアップするわけですが、これに連携する学校図書システムについてもバージョンアップを行う必要があることから、予算計上したものでございます。

また、活用目的でございますが、主に蔵書管理ですとか、貸し出しの管理といった分野に活用しているところでございます。

以上です。

○社会教育課長（田代誠治君）

それでは、質問のB&G東市来海洋センター改修事業費の財源内訳及び当施設の今後の維持管理とその運用について、回答いたします。

今回、計上しましたB&G東市来海洋センターの改修内容につきましては、施設の老朽化に伴い、プールろ過機やボイラー、タンク

等の機械設備全般の改修及び体育館、プールを含む施設の照明のLED化を行うものであります。

なお、改修事業費1億8,278万1,000円の財源の内訳につきましては、B&G財団からの修繕助成金3,000万円、公共施設等適正管理推進事業債1億3,750万円、一般財源1,528万1,000円になります。

今後の当施設の維持管理と運用につきましては、指定管理者であります株式会社日本水泳振興会と連携を図りながら、施設の適正な維持管理に加え、市民の健康増進及びスポーツ振興に努めたいというふうに考えております。

以上です。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、市制施行20周年記念事業についてでございます。

本市は、平成17年5月1日に合併をいたしまして、今年で20年を迎えるということで、市制施行20周年につきましては、子どもから高齢者までみんなで20年をお祝いし、市民の融和や新しい文化の創造など、地域の活性化を図ることを目的に、記念式典、記念事業、そして年間を通した事業への冠事業等、3つの事業を行ってまいります。

記念式典は10月に伊集院文化会館におきまして地方自治・教育文化等、社会福祉、産業経済等の各分野における功績が顕著であった個人・団体の方々を表彰いたします。

次に、記念事業につきましては、4月に記念公演として日置市伊集院町が生誕の地である長渕剛氏のコンサートを、9月にNHK公開放送番組として「新・BS日本のうた」の公開収録を行います。

冠事業につきましては、市の行事等に「市制20周年記念」の冠をつけ、市民の皆様と共に盛り上げていきたいというふうに考えて

おります。

予算の内容につきましては、記念式典でパンフレットの作成業務、あるいはPR映像作成業務等の委託料472万円。そして、記念事業で記念公演委託料や会場の使用料342万5,000円でございます。

以上です。

○吹上支所長（内山良弘君）

4項目めの、温泉事業特別会計温泉利用料についてお答えいたします。

温泉事業の温泉利用につきましては、今年度の補正、3月の補正予算計上額が244万2,000円、令和7年度の当初予算の計上額が155万2,000円、この差額89万円につきましては、令和6年度中に休止となりました有償配湯を止めた温泉事業者1件4万8,620円と、本年3月末で廃止となります吹上砂丘荘84万1,500円、この2事業者分、合計89万120円分の差額分となります。

以上でございます。

○6番（佐多申至君）

2問目については、まずは2項目めのB&G東市来海洋センター、これについては築37年ほどになるかと思いますが、市民の利用評価も高いです。実際に利用者もたくさんいると、周りにもたくさん利用者がおられます。公共施設活用計画では、予防保全型管理ということになっているようです。地震など耐震強度は大丈夫でしょうか、お尋ねします。

また、先ほどの市制施行20周年において、様々な事業が展開されると予測されますが、商工観光関係者との連携はしっかりととれる計画もあるのでしょうか、その辺をお答えください。

○社会教育課長（田代誠治君）

B&G東市来海洋センターにつきましては、新耐震基準により昭和61年に建設されておりまして、耐震基準については問題ないと認

識をしておりますが、引き続き施設の安全管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

記念事業等々、県内あるいは県外の方がたくさん来場されるかというふうに思います。ご指摘のとおり、商工会あるいは観光協会と十分連携を図ってまいりたいと考えております。

○議長（並松安文君）

次に、池満渉議員の発言を許可します。

○19番（池満 渉君）

昨年も総括質疑において、職員が気持ちよく仕事に専念できる、そんな職場環境をということで似たような趣旨の発言を、質疑をしたと思います。

当然、骨格予算とはいえ、6月の補正をしっかりと組むわけでありますが、300億円近い予算をかけて1年間、日置市政を執行していくわけであります。その根本いわゆる基本は、職務を執行する職員と恩恵を受ける市民、これが気持ちよく意思の疎通ができて初めて成り立つものであります。施政方針にも「市民、関係者の協力を得て」という言葉が何回も出ております。

私は先日、お一人の市民の方から次のような話を聞きました。

介護保険料か国保税かどっちか分からないけれども、督促はがきが届いたので、担当課のほうに「間違いではないか」と電話をかけ「たしか納付期限の半月ほど前にお隣のいちき串木野市の郵便局から払い込んだ。市外からの払込みは遅れるのですか」というふうな話の電話をかけたという話を聞きました。担当のほうからは「確認をしてみます」と。しばらくしてから「入金を確認できましたので、はがきは破いてください」との返事だったと。ここまでのやり取りで電話を切ろうとされた

ので、この市民の方は「もう少し丁寧な対応が必要ではないか」ということで苦言を言ったというような話をされました。

皆さんは、この会話を聞いてどのような感想をお持ちでしょうか。もちろん、かねてから大方の職員の対応は素晴らしいと私は感心をしていますし、この職員の対応は「はがきを破いてください」ということで間違っはいません。また、当該の職員も当然悪気もなかったはずであります。それでも、付け加えて「わざわざのご指摘ありがとうございます」とか「督促状の発送時期など研究をしてみたい」とか「不愉快な思いをさせて申し訳ありませんでした」とかというような言葉ぐらひは付け加えてよかったんじゃないかというふうには私は思います。もしかしたら、その後、どうしてもこういったケースの職員の対応に納得がいかに怒鳴り込んでくるという人が出てくるかもしれません。これは市民からのカスハラということになるのでしょうか。

よその自治体で生活保護の相談に行った人が後日、自殺したとのニュースを聞いたこともあります。ケースワーカーの言葉などが自殺の直接の原因になったということではないかもしれませんが、この相談者に同行した人の話によると「職員の対応、その言葉遣いの一部がやっぱりその自殺の要因にもなったんじゃないか」という感想を言っていたというふうに報じております。もちろん、ケースワーカーや担当職員は保護の妥当性、訴えの真偽、これを見極めなければなりませんし、当然職務ですから。しかしながら、やっぱりきつい言葉や態度で相談をすることを諦めさせてはならないと思います。優しい対応をしながら、事情を聞きながら、そしてその話の中で真偽を見極めていく、そんなような技術も必要だと思います。

相談者はびくびくしながら来庁するのであ

ります。日置市においてこのような対応はないでしょうか。「窮鼠猫をかむ」との言葉がありますが、対応があまりにもひどいと後々相談者からのカスハラという行為につながるかもしれません。

実は私は鹿児島県庁の人事課行政管理室、もう今はないのかもしれませんが、長く仕事をされた方から、カスハラなどの起因のおよそ3割は最初の担当部署などの対応のまずさがあるというふうに聞いたことがあります。要するに、物の言い方です。物言いです。相手に不愉快な思いをさせないような心地よい気持ちを持った言葉遣いでありました。いろんな意味で業務も忙しくなったでしょう。デジタル化の推進、また世代間の価値観の相違など殺伐とした世の中でもあります。だからこそ気持ちのよい対応で、にこやかなすがすがしい健全な日置市をつくりましょうよ。そして、日置市こそがその発信地と、市役所こそが、そんな明るい日置市をつくるための発信地となるべきではないでしょうか。

そこで質疑の本題であります、職員の市民への対応・接遇の在り方について、令和7年度の方針とその取組について伺います。

同時に、妥当な接遇であったとしても普通に接遇をしても、当然避けることができない、いわゆるクレーマー的なカスハラ——カスタマーハラスメント対策についても、市長にお伺いをしたいと思います。

そして同時に、内部の職員体制など、市長は対外的にも大変忙しい身でありますので、内部の職員体制などについては、私は副市長の守備範囲というか、非常にその力は大きいだろうと思いますので、副市長のお考えも併せてお伺いをしておきたいと思ひます。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

ただいまご指摘を頂きました市民対応、接遇の在り方でございます。

職員の接遇に関しましては、市民からご意

見があった場合には担当課へ連絡をいたしまして、状況の確認、そして課題がある場合は改善策の報告を求めています。職員の接遇について、例えば職員の態度や言葉遣いについて厳しいご意見もごございます。ただ、そのほかには「気持ちのよい対応だった」というような声も頂いているところでございます。

来年度に向けましては、人材育成方針の改定に着手をするということと接遇研修、これは新任の採用職員については毎年行っておりますけれども、来年度に向けては全職員を対象に実施ということで対応の基本、大切さについて再度認識をしていきたいというふうに考えております。

次に、クレーマー的なカスタマーハラスメント対策の取組でございます。

カスタマーハラスメント対策につきましては、具体的な事例や組織としての対応方法、これは「市の不当要求行為等対応マニュアル」というのを令和6年4月に策定をいたしまして取り組んでいるところでございます。今後もこのマニュアルに基づきまして、周囲のフォロー、組織的な対応、これに努めていきたいというふうに考えております。

○副市長（井多原章一君）

接遇の在り方について、令和7年度の職員の教育の方針ということでございます。

市民の皆さんと直接接する機会の多い市政にとりまして、接遇の在り方は重要になってまいります。職員は一人一人個性があり性格も異なりますけれども、市民への接遇については、市民の立場に立って考え、対話をするということが求められるというふうに考えております。

このような認識の下、先ほど総務部長、首長が答弁いたしましたように、人材育成基本方針の改定に着手をいたしますとともに、令和7年度は全職員を対象にした接遇研修を実施しまして、職員の意識の向上に努めてまい

ります。

また、クレーマー的なハラスメントにつきまして、一方的あるいは過剰とも言える要望とか要求とかいうものもごございます。これにつきましても、先ほど総務部長から答弁いたしました対応マニュアルに基づいて組織として対応してまいります。度重なるような案件につきましては、顧問弁護士に相談をしながら対応しているところでございます。対応した事例につきましては、部課長会等で情報共有をし、市役所全体として対応ができるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時57分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、黒田澄子議員の発言を許可します。

○14番（黒田澄子さん）

それでは、当初予算の総括質疑を行いたいと思います。私は文教厚生委員会に所属しておりますので、自分の委員会以外の部分でお尋ねをさせていただきます。

まず、予算概要の15ページにございます「ひおきとプロジェクト」の中を少しお尋ねします。

市内5か所のお試し住宅運営や活動の一環の中に、メタバース空間「ネオ日置」の活用と「まちのコインとっば」の推進で、本市のファンを多く生み出したいとありまして、1,001万6,000円の予算計上が上がっております。そこで2点お尋ねをします。

まず、1点目は、「ネオ日置」及び「まちのコインとっば」は、「ひおきとプロジェク

ト」のお試し住宅、この5か所で同時に展開をされて行われていくものなのか、お尋ねします。

2つ目は、とっぱの推進をしないとコインを幾らためても活用できませんので、今後とっぱの推進が必要でありますけれども、今年度はこのとっぱができる、そういう部分をどれくらいの目標値を掲げて挑んでいかれるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

次に、予算案概要の22ページにございます、脱炭素づくりの事業において、お尋ねをします。

この中に「同事業により設置する発電設備等を活用して再エネ人材の育成に取り組みます」とございますが、この意味がちょっとよく分かりませんので、どういう意味なのか、お尋ねをします。

また、再エネ人材の育成はどのようにして行っていかれるのか、お尋ねしたいと思います。

最後になります。予算案の概要23ページにあります「森林環境譲与税の活用事業4,394万8,000円の予算が計上されて、市が森林所有者の意向確認後に所有者の委託を受けて、民間林業経営者に再委託をして林業経営と森林の管理を実施」とございます。

まず、7年度の事業の目標はどのようになっていますでしょうか。

また、2点目として、民間業者への再委託は市内業者に限定をされていくものか、お尋ねをします。

3点目に、去年の台風で多くの電線が倒木で断線し、大きな被害が出ました。道路沿いの伐採も、この今回の今年度の計画にあるのかをお尋ねしたいと思います。

○地域づくり課長（瀧崎慎一郎君）

まず、「まちのコインとっぱ」、それからお試し住宅の同時展開というところでございます。

「ネオ日置」及び「まちのコインとっぱ」とお試し住宅の5か所との同時展開につきましては、今後、4月からお試し住宅利用者や移住達成者へとっぱの付与を計画しております。日置市の暮らしを体験する際に、本市の住人をつないで生の声を聞く機会を提供するツールとして期待をしているところでございます。

また、来年度よりネオ日置を活用した移住相談会、こういったことも計画をしております。お試し住宅への利用促進など積極的に展開をしていく予定としております。

それから、コインをためても活用できない、今後のとっぱの推進が必要ということでございますが、現在「まちのコインとっぱ」を登録している方、ユーザーは本市に989人いらっしゃいます。今年度中には1,000人を超える見込みということになっております。ただし、議員ご指摘のとおり、利用できる体験サービスが現時点では52件と非常に少ない状況になっております。今後、体験するサービスを増やす必要はあるというふうに考えております。

増やす取組としましては、大きく2点考えております。

まず、1点目は、広報ひおき4月号から「とっぱニュース」と題しました連載のコーナーを設けます。そこで毎月、スポットの魅力的な体験を紹介しながら、新しい体験サービスの作成へのモチベーション等を引き上げる、引き出す必要があるというふうに考えております。

それから、2点目は、日置市はいろんなイベントがございます。その各種イベントとコラボしまして、とっぱのブースを設けるなど「まちのコインとっぱ」の周知を図ってまいります。

直近では3月23日、日曜日ですけれども、ひおきマルシェがございます。このひおきマ

ルシェでも参加店舗事業者にご協力を頂きながら、とっばスタンプラリーなど展開をしていきたいというふうに考えております。

こういった取組によりまして、国の補助事業による目標設定は当初、本市人口の100分の1に当たる460人の登録というのを目標設定とさせていただきましたが、先ほどご紹介したように1,000人近い状況になっております。この頃から現在約1,000人のユーザーが登録しておりまして、この目標数値というのを倍の2,000人を目標に掲げていきたいというふうに考えております。

また、スポットには体験サービス、これが先ほど52件と言いましたけれども、これにつきましては様々な紹介をしながら100件を目指したいというふうに考えているところです。

以上です。

○企画課長（園田賢一君）

それでは、2問目の再エネ人材の育成について、ご回答いたします。

環境省に提出をしております脱炭素先行地域の計画提案書におきまして、太陽光発電や小水力発電設備の設置に加えまして、座学や実地教育により再エネの開発・運用・管理を専門とする人材を育成することも掲げているところでございます。

その中で、令和6年度は電気事業や整備を行っている事業者向けの講座に加えまして、吹上高校の2年生の電気科と電子機械科の生徒の皆さんを対象にいたしまして、設置場所や工法の検討、維持管理等について学ぶことを目的といたしまして、再エネ発電設備の見学も交えながら全8回の講座を開催したところでございます。

令和7年度も引き続き、吹上高校など関係機関の皆様のご協力を頂きながら取組を進めてまいりたいと考えているところでございま

す。

以上でございます。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

この部分につきましては、森林環境譲与税の活用事業というところでありまして、その中での森林経営管理制度によるものでございます。森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市が森林の経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は、市が林業経営者に再委託するものであります。

令和7年度におきましては、令和3年度から6年度にかけて意向調査を行った7地区につきまして、1地区は、意向調査の取りまとめ、2地区は、現地調査及び相続人の調査、2地区は、日置市が森林所有者の委託を受けて伐採等を行う権利、いわゆる経営管理権の設定、2地区は、森林整備の実施を行いまして、今年度は新たに意向調査をするところを1地区計画しているところでございます。

2問目につきまして、再委託は市内業者に限定するののかということですが、こちらにつきましては、市内に本社を有する林業事業者がいないため、近隣市の事業者に再委託をしております。

3問目の台風等での伐採の計画というところでございますが、森林環境譲与税の使い道は、法律によって森林の整備に関する施策と人材育成、担い手確保、木材利用の促進などに充てることになっております。ただし、松くい虫の被害に遭った松につきましては、道路沿い等の木の処理については対象となっております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

すみません。私は今の森林環境譲与税の中で、道路沿いの伐採の計画なども今回されるのかというのを聞いているんですけど、答弁が漏れていますので、まずはそれを先にお

尋ねをしますが、もう3回しかできませんので、それが1点。

あと「ひおきとプロジェクト」では、おおよそ内容が分かりました。利用者を増やすための施策は、その2,000人になるという中では広報紙に載せるニュースだったり、イベントに出ていく。それだけであと1,000人増えるという計画になっているのか、ほかの考えはないのか、そこがどうなのかなあと。そう簡単にぼんと上げられるのかなあというのもちょっと気になるところです。

あと「交流促進のために地域おこし協力隊を配置」とありますけれども、これは協力隊をどこに配置されるのか、この5つのお試し住宅なのか。そこら辺ちょっとよく分かりませんので、お尋ねをしたいと思います。

あと脱炭素に関しては、このエリアが吹上という一つのエリアにはなっていますけれども、そこを外れても高校生などであれば、例えば座学はあと3つの高校、農業大学もありますけれども、そういうところではできないものなのか。また、将来を見据えると中学生なども興味のある人もいらっしゃるかと思うと、そこはもう吹上地域だけで吹上高校だけがエリア選定されていて座学をされていくのか。今年度はそこら辺はどのように考えておられるのか、もう1点そこをお尋ねします。

森林環境譲与税は、先ほど言った計画の部分をお尋ねしたいと思います。

○地域づくり課長（瀨崎慎一郎君）

まちのコインの取組ですけれども、目標設定を2,000人というふうに掲げさせていただきました。

先ほど議員のほうからもありましたけれども、来年度は地域おこし協力隊を配置していくというふうに考えております。

場所ですけれども、これはまだ調整中ではございますが、現時点では観光協会に設置をしていくというふうに考えております。

今後、交流人口・関係人口の増につなげるためには、現在、環境整備をいろいろ進めておりますけれども、観光施策との連携を図る必要があろうというふうに考えておまして、現時点では観光協会のほうに配置をしようというふうに考えているところです。

以上です。

○企画課長（園田賢一君）

先ほどのお尋ねでございますが、この脱炭素先行地域の先行事業に当たりましては、吹上高校を対象にさせていただいているというところがございます。

これにつきましては、先ほど吹上地域を中心ということがありましたが、やはり吹上高校は工業系の学科、電気科と電子機械科を持っているというのが非常に大きいかなあと、いうふうに思って、そういった形で吹上高校を中心にさせていただいているというところがございます。

なお、他の小中学校とか、そういったところの高校とかは別の事業で理解促進事業というものもしてございますので、そういった中で理解の促進を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

先ほどの道路沿いの計画というところがございますが、道路沿いの伐採につきましては、計画はございません。

先ほど申し上げましたが、松くい虫で被害のある松のところの伐倒・伐採につきましては、計画ということに入っております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

松くい虫というところなんですけれども、すみません。ちょっと今データが飛んでしまいましたけれども、これはそもそもパリ協定

の中でCO₂の削減ということと、それから災害についても環境譲与税の中には盛り込まれていました。これまでは何か看板を作ったり、つい最近では、そういう民間の事業者への高額なお金の使い方とかがあってなかなか防災の視点というものが出ていなかったの、今回の文言を見ると、そういったこともあるのかなと思ってお尋ねをしたところ。今年度はそういう災害はないということで認識しましたが、今後はちょっと期待したいと思っています。

あとすみません。飛んでしまったのであれなんですけれども、先月、まちのコインを初めて使いました。すみません、遅ればせながらなんですけれども。やっぱり若い人はぽんぽんいくんでしょうけれど、ちょっと私たちのような年齢になると一緒に何かこのQRを呼び込んで「はい、そこでゲットできたよ。ゲットできたよ」ということで一挙に2,000コインぐらいばあっとゲットができて——150コインですかね、この間ちょっと使わせていただく場所があったので、一緒に使わせていただくときにも横にいて、これでこうやったら使えるとか若い人たちはぽんぽんできるんでしょうけれど、市民全体を巻き込むとなると、その辺のところの作業の説明とかは地域おこし協力隊の方のほかにも、何かそういうことをイベントがあるときにはどなたかが横で教えてくれたりということもあるのかだけ、最後にお尋ねをします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

来年度からは地域おこし協力隊を中心に、そこら辺もしっかりとつなぐようにしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、福田晋拓議員の発言を許可します。

○3番（福田晋拓君）

私は、4番目の基本目標4「ふれあいあふ

れてよし ひおき」ナンバー1、公共交通の維持・確保について、質疑いたします。

1つ目、昨年12月から開始された乗合送迎サービス「ひお吉号」ですが、日に日に町なかで頻繁に見かけるようになってきたように感じておりますが、この「ひお吉号」の利用者からはどのような声が届いているのか、お伺いいたします。

2つ目に、この「ひお吉号」は、今年の1月までの2か月間は実証運行期間であったとのことですが、来年度からは予算計上されております。この4,974万9,000円の予算を使って変更される点があるのか、お伺いいたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

11月から新たな乗合タクシー制度、乗合送迎サービス「ひお吉号」が始まっております。

これまで頂いた意見で多いものを紹介したいと思います。大きく言うと3つございます。

まず、1点目は、利用方法が分からない、それから2点目、コールセンターになかなかつながらない、3点目が、使い勝手が悪いという厳しい意見が多かったです。頂いた意見に関しましては、それぞれ対応はしております。

まず、1点目、利用方法が分からない。これにつきましては、各種団体等に対して出前講座を行っております。現時点で30回ほど実施をしております、これは地道な取組になりますけれども、しっかり周知をしていきたいというふうに考えております。また、「ひお吉号」に関する動画を作成いたしました。現在、協力いただいている医療機関で流すなど、周知活動にも取り組んでいるところでございます。

それから、2点目です。コールセンターにつながらないという意見につきましては、当初、コールセンターの人員が実は1人で対応

しておりました。ただし、なかなかやっばりつながらないということで、ほかにも人はいらっしゃるんですけれども、「ひお吉号」に対する人員が1人というところを複数人に増やしております。こういったことで当初よりはつながりやすい環境ができてきているというふうに考えております。

3点目、使い勝手が悪いというご意見でございますが、まずは最初に負担となる会員登録、これはこれまでなかった仕組みでございますので、その会員登録のサポートを市役所のほうでもやっております。本庁、各支所で実施ができるようにしております。それから、そのほか停留所の設置場所、これにつきましては見直しなどを自治会にも協力を頂きながら現在進めておまして、利便性の向上をしっかりと図っていくようにしております。

それから、2点目の実証運行が済んでから来年度の予算を使っての変更される部分というところでございますが、現在、実証運行の分析を進めようとしているところでございまして、今後、日置市の地域公共交通会議等においてサービス内容の改善点について検討をするということにしております。また、住民の皆さん、自治会長さんにいろんな意見も頂いておりますので、検討した内容につきましては、令和8年4月から新たな形で反映をさせるスケジュール感を持っているところでございます。

以上です。

○3番（福田晋拓君）

それでは、今ご説明いただきましたけれども、改めてこの乗合送迎サービスについてお聞きしたいところがございます。

登録のほうなんですけれども、私自身は170番台だったんですけれども、今現在は登録を何名ほどされているのか。また、登録の仕方が難しいという話でしたけれども、インターネットの登録、あと郵送、各支所・本

庁の窓口、この登録のほうの大体でいいんですけれども、皆さんどういう登録の仕方が多いのかというところです。

それからあと、その予算を使つての今年の変更等のことですけれども、特に吹上地域では今年2月、3月が路線バスの減便や空港バスの撤退など公共交通の減少が著しいところでありますので、この実証実験の運行期間は終わったけれども、今後、路線のほうの変更等も検証する計画があるのか伺いたいと思います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

私、先ほど答弁の中で「11月」スタートとひょっとしたら言ったかもしれませんがけれど、「12月」の誤りでございますので、失礼いたしました。

まず、登録者ですけれども、これはもう現時点で物すごく進んではおりますが、数百人が登録をしているところでございます。

それから、登録の仕方というところでしたかね。（「はい」と呼ぶ者あり）登録の仕方につきましては、やっぱり日置市の場合はネットで登録というよりは書面での登録が多いのかなあという感じです。正確な数字は持っておりませんが、そういう印象で高齢者からの問合せが現時点が多いので、そういったところを踏まえて市役所に来ていただければネット上で登録をしたりしてサポートをしているというところでございました。

ごめんなさい、ちょっと最後の質問……（発言する者あり）はい。路線バス等につきましては、物すごく厳しい状況が続いております。現時点では路線バスのその拡充というところは難しい状況でございます。何とか吹上高校もございまして、現状、学生さん、それから利便性の高い時間帯に対してはしっかりと残すように、鹿児島交通さんのほうにもお願いをしているというところでございます。

以上です。

○3番（福田晋拓君）

今の路線のほうなんですけれども、鹿児島交通さんではなくて、この「ひお吉号」で吹上から越境というんですかね、地域をまたいで運行するような計画がないのかということです。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

失礼いたしました。「ひお吉号」での路線の拡充というところは、現時点では少し難しい面もございます。

現在、7つのエリアに分けて、この「ひお吉号」で送迎をしております。非常に吹上地域の中でもエリアは広うございまして、ここから例えば伊集院まで出てくるということを想定しますと、時間も相当かかる。当然、費用対効果というところも検討しなければなりませんので、ご意見としては住民からも上がってきております。今後、様々なその検討事項も含めて、公共交通会議も含めて協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第21号から議案第28号までの8件については、全議員19人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、19人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

この予算審査特別委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、事前の全員協議会

で次のように互選いただいておりますので、お知らせいたします。

委員長に中村尉司議員、副委員長に重留健朗議員、富迫克彦議員、下園和己議員、以上であります。

△日程第18 所管事務調査結果報告について

○議長（並松安文君）

日程第18、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

文教厚生常任委員会から、所管事務調査結果報告がありました。

委員会からの報告書は、市長へ送付いたします。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

明日5日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午前11時37分散会

第 3 号 (3 月 5 日)

本会議（3月5日）（水曜）

出席議員 17名

1番	中村清栄君	2番	欠員
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
8番	富迫克彦君	9番	重留健朗君
10番	福元悟君	11番	山口政夫君
12番	中村尉司君	13番	留盛浩一郎君
14番	黒田澄子さん	15番	下御領昭博君
17番	坂口洋之君	18番	漆島政人君
19番	池満涉君	20番	並松安文君

欠席議員 2名

7番	是枝みゆきさん	16番	山口初美さん
----	---------	-----	--------

事務局職員出席者

事務局長	山下和彦君	次長兼議事調査係長	諸正一久君
議事調査係	上田橋裕生君		

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	瀬戸口亮君	産業建設部長兼建設課長	田口悦次君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	東正和君	消防本部消防長	福田幸記君
東市来支所長	横枕広幸君	日吉支所長	坂上誠君
吹上支所長	内山良弘君	総括監選挙管理委員会事務局長	東純一君
財政管財課長	小園秀作君	企画課長	園田賢一君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	有島春己君
商工観光課長	上村裕文君	福祉課長	宮前美紀さん
健康保険課長	宇都敏君	こども未来課長	馬場口美宗香さん
介護保険課長	入佐好彦君	農林水産課長・農業委員会事務局長	成田郷君
農地整備課長	上勇人君	上下水道課長	神余徹君
学校教育課長	中鉢吉彦君	社会教育課長	田代誠治君

会計管理者兼会計課長
総括監（観光施設担当）

奥田美穂さん
松岡政仁君

監査委員事務局長 山下和彦君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

皆様にご報告申し上げます。是枝みゆき議員、山口初美議員から、病気療養のため本会議を欠席する旨の連絡がありましたので、報告いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（並松安文君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、11番、山口政夫議員の質問を許可します。

〔11番山口政夫君登壇〕

○11番（山口政夫君）

おはようございます。本日トップバッターというお役目を頂戴いたしましたので、ただいまより通告に従い一般質問を行います。

質問事項、空き家対策について。

昨年12月議会で、日置市の空き家数は、令和5年住宅土地統計調査の結果によると4,450件、市民より空き家除却事業への相談件数は118件との答弁があり、市民の空き家対策に対する意識度が非常に高いと思われれます。

本市の危険空家等除却事業費補助金は、国の空き家再生等推進事業の中の跡地活用を要件としない事業を活用しており、補助額は30万円で、国が15万円、市が15万円の支出と聞きます。このことから次の質問をいたします。

質問事項1、空き家除却補助事業への相談が令和5年度に118件あったことから、財源に自主財源やふるさと納税等を活用した予算を100万円から200万円準備し、空き家解体後は土地の転売や住宅建設など有効活用を推し進めるため、一律20万円の補助を

行い、経済の循環や地域の生活環境の活性化を推し進め、空き家数を減らすことを目的に、日置市独自の空き家除却補助事業を行わないか質問し、1回目の質問を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。

それでは、お答えをしてみたいです。

質問事項の1つ目、空き家対策についてのその1、空き家除却補助事業について回答をします。本市の危険空き家等除却事業は、市民が安心かつ安全に暮らすことができる生活環境の確保を図ることを目的としています。

所有者等が除却後の土地について売却や住宅建築を考えている場合、個人資産の活用が目的となりますので、所有者の責任において除却等を行うことが原則であると考えています。

まずは、危険空き家等の除却に対し支援を行い、生活環境の確保を図ってまいりますので、一律での空き家除却に対する補助金制度は今のところ考えておりません。

以上です。

○11番（山口政夫君）

答弁いただきました。

市長ご指摘のとおり、確かに住宅というのは個人資産ですので、個人が責任を持って対処するというのは当然だと思っております。

残念ながら、現状、日置市内を回ってみる中で、有効な空き家活用というのは、民間企業と協定を結んで地域づくり課のほうで再利用、移住定住に向けて活用が進んでいるのは認識しています。

残念ながら不適切な管理、前回も、相続が義務化されましたという質問の中で、総括監からも相談とか件数が増えておりますという話は聞いております。

なぜかということとは、やはり相続問題があって、なかなか処分ができない、除却しよう

も親族の問題、あろうかと思えます。

だから、そういう問題を解決するためには、民間の、個人の所有ですから行政は何もできませんでは、ちょっとどうなのかなと私もずっと考えております。

その中で、今、確かに国の危険空き家対策ということで活用していますけども、残念ながら件数も、今までの実績が3件、相談件数が多いけども対象となる案件が少ないと、そういうことを考えて、こういう方向はできないかと。

私は質問の中で、空き家という特定をしたのはなぜかといいますと、特定空き家となると、次から再質問しますけども、空き家対策基本方針の中で、特定空き家は協議会に諮って認定をしたり評価をしたりという非常に複雑な工程もはらむと、そういうことであれば、なかなか進まないのかなということを考えて、そういう意味での、私はその有効活用できるのを市が補助を出してどんどん進めなさいという意味ではなくて、やはり、そういう適正管理のなされていないといいますかね。

最近、特にこういう一部屋根が崩落したり、実はつい先月も住民から相談がありました。この家の後ろに若い夫婦が家を新築しました。住んでいるんですけど、なかなか、相談するけど、屋根が落ちて壁も剥げて、台風のとき飛んできて非常に危ないんですという相談を受けるんですね。

だから、そういうものに対しては、特定空き家という認定をする過程が複雑であれば、空き家というくくりでできないかという形でこういう提案をしたわけです。

そこで、再度、特定空き家対策基本方針に基づく取組です。空き家対策計画の11ページに記載されているとおり、空き家等の適正管理・予防の推進の項目で、適正管理の推進では、所有者に対し適正管理の周知・啓発を行い、管理不全状態に陥ることを予防すると、

11ページに計画の中で記載しております。

適正管理の周知啓発はどのような状態のとき、どのような方法で今まで周知を行ったのか答弁を願います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

空き家の適正管理に関します周知につきましては、本年度作成いたしました空き家対策のパンフレットを関係各課の窓口において周知を図っているところでございます。

また、これまで市民から相談を受け、空き家がその周囲に明らかに影響を及ぼしている状態の場合、適正管理に関する依頼を含めた周知を図っているところでございます。

空き家等対策計画の計画期間中、令和2年から令和6年ですけれども、そのような周知につきましては合計で98件行っているところでございます。

以上です。

○11番（山口政夫君）

5年間で98件行っている。1年間に20件、平均すればですけどもね。それで、ですが、その2項目めに、除去の推進では修繕等を行っても改善できない空き家は、老朽化等による隣の家や地域等に危険を及ぼす前に除却するように促しますと明記してございます。

今までに除却を促した件数は何件ありますか、お答えください。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

除却を促すまでは至ってはおりませんけれども、所有者等から相談があった場合、除却も含めた検討ということをお願いしております。

令和6年度、補助金を活用せずに、所有者等において自主的に除却をされた件数は3件

となっています。

以上です。

○11番（山口政夫君）

5年間で98件周知をして、除却の周知にまでは至っていないと、しかし、所有者からの相談があった場合、相談を行い、自主的に除却されたのが3件はあるという答弁です。

これを受けまして、市長答弁のように、建物は個人資産であり、所有者の責任で解消すべきは当然ですが、適正管理の周知、今言いましたように98件行われる中、なかなか解消しない。除却数にしても自主的除却が3件。

また、危険空き家等の除却のみの支援を行うとの答弁ですが、手続や評価等、先ほども申しました課題があるこのような状況で危険空き家の問題解消につながると、市長、お考えでしょうか、お伺いします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

空き家が減少するということは考えてはいないところなんですけれども、相続登記の義務化により、所有者等の空き家の管理、空き家の在り方に対する考え方が少しずつ変化が見られてくると思っているところでございます。

以上です。

○11番（山口政夫君）

そこなんですよね。確かに個人資産ですから非常に難しい扱いです。だからといって、ほんなら、このまま自然にどんどん増えて、放置されて市民からの苦情があっても対処できません。個人の問題です。このままずっといけるかというのを一番心配するわけです。

まして、合併して20年ですよね、皆さんご存じのように人口も7,000人、約、減少しております。今後まだ減少するという傾向を考えれば、ますます空き家はまた増える。

その中で有効活用できるのは有効活用すべきです。先ほども言ったように地域づくり課がやるようにですね。

ただし、放置されているというか、適正に管理されないのは、個人所有ですけども、そこに行政として何か対策を打つべきではないでしょうか。

ほかの行政業務でもそうですよね。社会福祉にしてもそう、道路整備にしてもそう、インフラ整備にしてもそう、やはり個人の問題だから行政としては手が打てませんではなくて、やはり空き家問題も明らかに個人資産です。

ですけどもそこに、先ほどから相談件数やらちょっと参考資料を頂きました。明らかに前回質問したときよりも相談数やら、解体についての相談、例えば相談内容で適正管理に関する相談が31件とか、31件の相談に対して通知を行い、7件の反応があり、10件の改善につながっているとか、報告はいただいております。

だから、少しずつ成果は見えているから、今、総括監がおっしゃったように、粘り強く指摘をしていこうと、それだけではやはり限界が来ると思うんです。

そのために、取っかかりは少しでもいいと思うんです。全てを補助しますということではなくて、その相談の中で、こういう制度もあるんですから活用してくださいということで、適正管理がなされていない対象物件にとすると、だから先ほどから言いますように、特定空き家の認定の工程が入るとかあるわけですから、そこを充実した支援策というのは考えられないのかお伺いします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

先ほどの市長の答弁からありましたように、まずもっては所有者の責任において空き家等

の除却を行うことは原則であると考えております。

まずは危険空き家等の除却に対し支援を行いまして、生活環境の確保を図ってまいります。

また、適正管理につきましては、やはり法律に基づいた各段階での助言等を根気よく続けていくということも大事であるというふうに考えております。

以上です。

○市長（永山由高君）

空き家の問題ですけれども、今、日置市の全体の人口動態から鑑みましても、自然減はこれからも止まることはないというふうに受け止めておりますので、総数として空き家が増えていくことを止めることは難しいであろうという前提に立った対応が必要だと認識をしています。

今、議員ご指摘のように、空き家対策は幾つかのステップがあると思っております、その中でも、今、私どもが最大限注力をしているのは、まだ活用できる空き家がしっかりと流通していく仕組みに乗せること、これが空き家対策で非常に一番重要なポイントだと思っております。

そこについては、地域づくり課を中心にして空き家バンクへの登録や、民間企業との連携を通して再度流通するという仕組みにまずは乗せていただくと、そこがやはり本丸であろうというふうに認識をしています。

一方で、最終的な除却も含めた公的な支援ということになりますと、これはやはり、議員はちょっと複雑で分かりづらいというふうなご指摘もございましたけれども、適正な認定の手続があること、これが公的な支援についてはやはり前提になろうというふうに思っておりますので、法にしっかりとのっかって対応してまいりたいというふうに思っているところです。

○11番（山口政夫君）

市長のおっしゃることは理解できないわけじゃないです。

ただ、私も最近ずっと地域を回る中で、非常に朽ち果てた住宅が以前と比べて目に余るぐらい増えているのを実感しているものですから、それで、周りの住民からそういう、先ほども相談があったというように、私も見に行きました。

確かに境界もちょっと出て、そこが落ちて、現実瓦が落ちていたりとか、そういうのを見的过程中で、法律的に手続論があるというのも理解します。危険空き家と認定するのにですね。

それであれば、そこをもう少し市独自の空き家対策、この計画の中でも、構造図の中で認定するようにありますけども、そこらを工夫するとか、やはり空き家対策の推進のほうはやりやすいんですけど、危険で崩壊、あるいは朽ち果てるんじゃないのというのを対処するというのに一番厄介なわけですよ。

最終的には行政代執行という手続を踏んだのがあるのも承知しています。だけど、大執行までは、そこまでいくとなれば物すごく複雑で、各自治体も手を焼いているのも現状です。

だから、そこまで行かないうちに行政、それで、市民の自発的な解体につながるような政策を打つべきではないでしょうかというのを提案しています。そこを何か市長として、政策提案といいますか、お考えがあればお伺いします。

○市長（永山由高君）

私も多くの市民の皆様から、この空き家はどうかならないかなといったようなご相談を受けることもたくさんございます。

一方で、それぞれ現場を見せていただくんですけれども、例えば道路から少し離れていたりですとか、隣のお宅からもある程度の距離があるといったような案件も、またこれは

非常に多いということになります。

そう考えましたときに、公的な支援については、やはり、いずれにせよ何かしらのルールと認定の手続というのは必要になるというふうに考えたときに、法にのっとっている今の運用に関しては、まずは一つのラインとしてはあり得るのではないかなというふうに今、前提として認識をしています。

○11番（山口政夫君）

市長のおっしゃるとおり、私もそのように認識はします。

ただし、今の制度では年に3件ぐらい、4件ぐらい、せいぜいいても、予算としても市も90万円しか計上できておりませんよね、予算としては。15万円の90万円ですので枠数は限られています。

そういう中で、果たして今の危険空き家、崩壊という表現が悪いかもしれませんが、それを解消に至るのかなというのを心配するものですから、もう少しそこを推進するような方法というか、対策を講ずるべきではないかと、そこを指摘するのが我々の仕事かなと思っております。

やはり市民としては、無駄に市民の財産を行政が勝手に処分せえということを行っているつもりはありません。やはり、自発的に、自主的に、市民が自分の先祖、親、引き継いだ財産を管理するのは当然のことです。だけど、それが滞って問題が起きているのであれば、そこに公的支援・対策、そういうのを打つべきではないかというふうに。

ですので、必ずこれをやれということではありません。私は、これは対策の一つの方法ではないかなと、効果があるのではないかと考えて提案しているわけです。

ですので、今後、市長もやはり今の法律にのっとってやるべきだというのは理解します。ただ、それをまたもう一步先に進めるためには、やはり市での独自の対策を講じて、市民

が自発的にこういう問題空き家を解消できるように対策を講ずるべきではないかと、最後に、市長のこういうの思いがあります。そこを再度伺いして、本日の質問を終わります。

○市長（永山由高君）

これは先ほどと同じ答弁になってしまいますけれども、片方で、これから空き家はやはり増えていくという状況がまずございます。

この空き家対策に対する優先度と申しますか、本質的な最優先すべきは、やはり流通し得る空き家がしっかりと流通する仕組みをつくると、これがやはり優先度としては高いであろうというふうに認識をしています。

そこから漏れてしまった、状況が悪化していく空き家についての除却という点においては、これも繰り返しになりますけれども、その空き家が立地している場所、それから危険度、周辺に与える影響というものを、これはやはり適正に判断をするというプロセスは外せないというふうに思っておりますので、このプロセスについてしっかりと運用していくということが前提になろうと考えております。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、14番、黒田澄子議員の質問を許可します。

〔14番黒田澄子さん登壇〕

○14番（黒田澄子さん）

皆様、おはようございます。公明党の黒田澄子でございます。毎回休まず、市民のためにと学び、政策提案を続け、本日は4期目の議員として64回目の一般質問となります。

さて、3月8日は国際女性デー50周年・北京宣言30周年を迎え、今年はジェンダー平等節目の年となります。国際女性機関UN Womenが発信した今年のテーマは「すべての女性と少女のために一権利、平等、エンパワーメントを」です。

日本のジェンダーギャップ指数は、残念な

がら146か国中118位、特に政治参画では最低レベルです。この議場の半分が職員や議員の女性たちで埋められる日を描きながら、また、願いつつ、通告に従って一般質問させていただきます。

初めに、こどもまんなかにおける、地域子育て支援拠点センター及びファミリー・サポート・センターの設置について、1点目、本市の地域子育て支援センター事業の現状と課題についてお尋ねいたします。

2点目、以前提案をしていました。10年前になりますけれども、ファミリー・サポート・センターの設置への検討はどうなっているのでしょうか。

3点目、長崎県大村市のおむらんど、福岡県柳川市のこのゆびとまれは、拠点となるセンターとして常設されているものがあり、活用しやすい子育ての場となっていました。本市にも必要と考えますが、市の考えをお尋ねします。

次に、GIGAスクール構想下で配備したパソコン・タブレット等の端末の更新計画と課題についてお尋ねいたします。

1点目、端末機器数と更新計画はどうなっていますか。

2点目、旧端末機器の処分方法はどのようにしていきますか。

3点目、法令遵守と適切な処理及び認定事業者との連携はどうですか。

4点目、データ消去と予算措置についてお尋ねします。

5点目、個人情報保護対策についてお尋ねします。

3点目に、外国人に安心な町づくりの1点目、外国人への日本語教室の現状はどうでしょうか。

2点目、外国人の使う日本語を理解するために、日本人向けのやさしい日本語研修に取り組まれませんでしょうか。

3点目、外国人の自転車講習会を行わないかお尋ねいたします。

4点目に、若者移住定住支援のための地方就職学生支援事業に取り組まないのかということについて、1点目、内閣府が行っている地方就職学生支援事業の概要をお尋ねします。

2点目、この事業の県内の取組状況はどうでしょうか。

3点目、若者が地元に戻りやすい、また、移住しやすいこの事業に取り組まれませんでしょうか。

最後に、新しい認知症観を持って安心して暮らせる日置市についての1点目、昨年末に閣議決定された認知症施策推進基本計画の概要と、新しい認知症観とはどのようなものかお尋ねします。

2点目、現状で認知症施策の課題は何でしょうか。

3点目に、本市では新しい認知症観の理解を市民にどのように進めていかれるのかお尋ねをします。

最後に、認知症施策推進計画策定の計画はどうなっているのかお尋ねをして、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、地域子育て支援拠点センター、ファミリー・サポート・センターの設置についてのその1、地域子育て支援センター事業の現状と課題について回答します。4か所の地域子育て支援センターの利用実績は、令和5年度で延べ4,911組の親子となっています。課題としては、遊具の更新、利用時間の延長や曜日の拡大、情報発信の在り方などと認識しています。

その2、ファミリー・サポート・センター設置の検討状況につき回答します。国の子ども・子育て支援交付金を活用した子育て援助

活動支援事業、ファミリー・サポート・センター事業を令和7年度中の実施に向け検討をしています。

その3、利活用しやすい子育て支援の場について回答します。議員ご提案の施設については、非常に魅力的なものと考えます。市としては、こども家庭センター、子育て支援センターなどの既存の事業を活用し、子育て支援の充実を図ってまいります。

質問事項の2つ目、GIGAスクール構想下で配備したパソコン・タブレット等の更新計画等については、教育長より回答いたします。

質問事項の3つ目、外国人に安心な町づくりをその1、外国人への日本語教室の現状について回答します。本市に居住する外国人向けの日本語教室につきましては、令和6年度より、全7回を5月から11月にかけて開催し、延べ46人が参加しています。

その2、日本人向けのやさしい日本語研修について回答します。本市に居住する外国人と地域・社会との円滑なコミュニケーションを可能にするために、日本人向けのやさしい日本語の普及は重要と認識しています。研修の開催について、前向きに検討してまいります。

その3、外国人への自転車講習会について回答します。国によって自転車の交通ルールが異なることから、日本で暮らす外国人に、日本の交通ルールを適正に理解していただくことは重要であると考えますので、外国人向けの自転車講習を含めた交通安全教室の実施に向け、日置警察署や交通安全協会と協議してまいります。

質問事項の4つ目、若者移住定住支援についてのその1、内閣府が行っている地方就職学生支援事業の概要について回答します。当事業は、今年度から開始されたもので、東京都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパ

スに通う学生が、卒業年度の6月1日以降に実施される東京圏外の企業の選考面接等に参加するための交通費の支援を行うものです。

補助額は往復交通費の最大2分の1で、財政負担割合は、国2分の1、県4分の1、市4分の1となります。

当事業は、内閣府の東京一極集中のリスクに対応した人の地方分散を目的とした移住支援事業を併せて実施している自治体であることが条件となっています。

その2、県内の取組状況について回答します。現在、県内では15自治体が取り組むこととしていますが、県によると、当事業の利用実績はないとのことでした。

その3、この事業に取り組まないかとのご質問につき回答します。本事業については、制度内容など、今後も情報収集に努めてまいります。ただし、本市は、要件である内閣府の移住支援事業に取り組んでいないため、現時点では実施できる状況にありません。

本市としては、若者が地元に戻りやすい、また、移住しやすい環境整備のためには、市内企業の求人情報の発信強化に加え、若者世代からのニーズの高い事務系職種等の企業誘致に引き続き取り組んでまいりたいと考えます。

質問事項の5つ目、新しい認知症観を持って安心して暮らせる日置市へのその1、昨年末に閣議決定された認知症施策推進基本計画の概要と、新しい認知症観について回答します。認知症施策推進基本計画は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づくもので、新しい認知症観に立つ、自分ごととして考える、認知症の人などの参画・対話、多様な主体の連携・協働の4つの基本的方向性が示されています。

新しい認知症観とは、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になっても、一人一人が個人としてできること、

やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間などつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方です。

その2、現状での認知症施策の課題について回答します。認知症になったら何もできなくなる、認知症になることは恥ずかしいことなどの古い認知症観により、認知症の早期診断・早期対応が遅れ、認知症の方の社会参加や、やりたいことへの支援に進みにくいといった課題があります。

その3、新しい認知症観の理解促進について回答します。本市では、新しい認知症観の理解促進のため、認知症サポーター養成講座を開催し、「認知症世界の歩き方」という教材により、認知症本人の視点などを伝えています。

また、認知症本人の活躍の場、ピアサポートの場として、認知症カフェや筋ちゃん広場などが機能していくよう支援してまいります。

その4、認知症施策推進計画策定の計画はとのご質問につき回答します。市町村が策定する認知症施策推進計画は、介護保険事業計画など、既存の計画の内容と重複する場合、一体的に策定することが可能なため、本市では、介護保険事業計画における認知症施策を推進計画とする運用を考えています。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、私のほうからは2問目のG I G Aスクール構想下のパソコン・タブレットの更新計画と課題についてお答えをしていきます。

まず、その1、端末機器数と更新計画でございます。現在配備している端末機器数は、小学校及び義務教育学校前期課程で2,658台、中学校及び義務教育学校後期課程で1,419台、合計で4,077台です。

更新については、令和7年度末に、小学校及び義務教育学校前期課程で2,629台、中学校及び義務教育学校後期課程で1,394台、合計で4,023台を配備する予定です。

その2、旧端末機器の処分方法についてお答えをいたします。現在配備してある端末のうち、今後も使用に耐え得る端末を引き続き教師用として活用し、残る機器については、小型家電リサイクル法に基づき国の認定を受けた端末の収集可能な事業者や、資源有効利用促進法に基づく製造事業者等への処理委託を予定しています。

その3、認定事業者との連携についてでございます。認定事業者等と連携し、情報漏えい防止や端末の再資源化に関する取組を行っていく必要があると考えています。具体的には、認定事業者等と交わす覚書に処理方法を明記することで、法令にのっとりた確実な処理を行ってまいります。

その4、データ消去と予算措置についてでございます。データ消去については、専用のソフトウェアによる方法や物理的破壊による消去などの方法があり、認定事業者等に処理を委託する予定です。現在の端末は、令和8年2月まで使用し、その後、令和8年度中に処分する予定です。

最後です。個人情報保護対策についてでございます。教育用端末には児童生徒の個人情報も含まれていることから、法令を遵守した処分を行い、個人情報が漏えいすることのないよう適切に対応しなければならないと考えています。

以上でございます。

○14番（黒田澄子さん）

1回目の答弁をいただきましたので、再質問に入りたいと思います。

まず、地域子育て拠点支援センター、また、ファミリー・サポート・センターについてお尋ねをします。

現在、4か所の子育て支援センターも長きにわたって一生懸命取り組んでいただいでいて、特に今は産休・育休の間の子どもさんたちが意外と使われているのかなと思っております。

そこで、各地域の支援センターの利用日とか利用時間、それから利用時の年齢層、利用人数はここに延べで書いてございますのでいいんですけども、そこら辺りはどのようになっているかお尋ねします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

まず、利用日ですが、東市来・日吉地域は月曜日から土曜日まで、伊集院・吹上地域は月曜日から金曜日です。

次に、利用時間についてですが、東市来地域は午前10時から午後4時まで、伊集院地域は午前9時30分から午後3時まで、日吉地域は午前9時から午後3時まで、吹上地域は午前9時30分から午後3時までとなっています。

また、利用児童の年齢層は全地域共通で、主にゼロ歳から2歳の子どもであり、その保護者とともに利用をしております。

最後に、年間の利用人数なんですが、先ほど市長のほうからもありましたけれども、内訳といたしまして、東市来地域は保護者が1,421人、子どもが1,627人、伊集院地域は、保護者が1,967人、子どもが2,169人、日吉地域は、保護者が921人、子どもが934人、吹上地域は、保護者が880人、子どもが969人となっております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

人数まで非常に丁寧にご報告いただいて、これはよかったなと思ってます。やはり伊集院地域は非常に多いということや、多分、ご夫婦とか、例えば祖父母の方とか一緒に保

護者は参加も行ってくださっているんだろうなど、数を見て思うところです。

この各地域に1か所ずつで、現在はいまうまく機能しているとお考えかお尋ねします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

昨年度から地域子育て支援センターとの連携を強化し、センター間でのイベントとか行事等の重複を避けるなど、利用しやすい環境づくりに努めているところでございます。

また、各地域子育て支援センターは、独自のSNSで、また、市におきましてもSNSに加えてホームページや子育てアプリなどで情報発信をするなど、認知度向上に努めているところでございます。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

ファミリー・サポート・センター、令和7年度中に検討をしていくという答弁をいただいておりますので、ちょっとほっとしているところです。

ちょうど、私は平成26年12月議会でこの提案をさせていただいて、あれから10年たったなという感じで、そのうちに様々な市町村でも取組が増えていったのではないかなと思うので、県内の状況はどのようなことになっているのか、お尋ねします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

県内19市の中で、17市で事業実施を今現在やっているところでございます。実施していない市は、日置市と阿久根市となっているようでございます。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

この10年間で随分周りの市町村は進んでいるように感じます。日置市も来年度は何とかできるのかなと。保護者の皆さんがですね、いろいろこのファミリーサポート事業、隙間

をつなぐというか、子どもたちの送り迎えだったりとか、いろんなちょっとした隙間の時間働いているご家族が迎えに行けないとか、ちょっと行けない、例えば美容室に行きたい、歯医者に行きたい、そういうときにちょっとだけお願いができる。サポーターの人たちも、もちろん私たちみたいな年齢の人たちがどんどん活用されることもいいことですので、一方では、お願いっていう、こちらの受け側のほうでは、ちっちゃい子と会えて楽しいとか、生きがいづくりとか、いろんな相乗効果もあると思うので、そこはぜひ頑張っていたきたいと思います。

日置市では、この拠点センターというものを、このファミリーサポートではなくて、地域子育て支援センターの拠点センターがないということで、おむらんどの方は、公立が2つ入って20ぐらいの地域子育て支援センターがございました。もうこれ以上増やすという考えはない。それは何か最初お願いをしていたけども、どんどん自力で増えていった。多分その背景には、この地域子育て支援センターをやっている保育所、幼稚園、幼児教育機関に最初に出会うので、そこで先生たちとも触れたり、園の状況も見えたりすると、そのまんま、育休が終わって、どこの保育園へ入れようかなというときに、選ばれていくんじゃないかという、そういう流れがうまく出来上がっている部分もあって、随分、地域子育て支援センターが園側のほうの要望でどんどんどんどん進めていかれたように聞いております。

本市は、市独自でお願いをして、多分4つのセンターができたと思いますが、ほかのところから、何かそういうような、うちもしたいみたいなことはあったりするものなのでしょうか。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

必要性につきましては、また本市のほうから各事業所のほうへ話はしているところでございますが、事業所のほうからやってみたいというお声のほうは、今現在ではまだ頂いてないところでございます。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

日置市には、この拠点となるセンターは持っていません。いうと、4つの地域子育て支援センターが曜日や時間が3時とか4時とか決まっていますね。土曜日やっていないところもあったりしますね。

私たちが同僚議員とお訪ねした、おむらんど、このゆびとまれでは、それがずっと流れていけるような施設があって、そこにいろんな支援員の人たちもいて、専門職もいて、自分の地域は3時までだけど、ちょっと隙間、4時に、4時から5時まで行きたいとか、そういうことがかなえられる。そこにファミリーサポート支援センターの事業所も一緒に入り込んで、複合的に子育て支援を地域でもやっているし、ここでもいいよというような形になっている。すばらしいところだったなと思っています。

遊べる場所、また預けられる場所、それから、なかなか、相談窓口は準備してもらっています、いろんなですね。じゃあ、わざわざ役所に来るかとか、わざわざそこに電話をするかというと、そこまでの多分ハードルがある程度あるのかなと。もう喫緊になっている人たちは仕方なく——仕方なくじゃない、慌ててすがりつくようにお電話されると思うんですけども、ここだと、何か本当に普通のつぶやきのような、「いや、実のうち、ちょっとこのところ子どもがね」とかっていう、そこからしっかりと相談員さんたちがうまく「お茶でも飲みませんか」というコーナーもあって、ちょっとコーヒーを飲んだりしながらゆっくりと、そういう来られた保護者のお

話また祖父母のお話なんかも聞いて、そこから、あっ、ちょっとこれは手を打たないといけないという視点がもしあると、しっかりとまた支援につながっていく。

だから、子どもたちを連れてくる、子どもさんがいるということで、保護者も祖父母もみんなやってきて、そこでがちゃがちゃがちゃがちゃ、ざわざわざわ楽しんでるんだけど、やっぱり孤立しているお母さんがいたり、苦しんでいる言葉がぼろっと出た、それを聞き逃さずにしっかりと支援につなげていけるという部分がすばらしいなと思いました。

その中でDVの支援もやってきたし、家庭内の児童虐待の件も実際には取り組んできましたということで、市として、こういう拠点施設は、私は必要だなというふうに思って今回提案をしておりますが、必要性はあるとお考えになるのか、最後お尋ねします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、子育て支援の拠点機能は必要であると考えております。こども家庭センター、子育て支援センターなどの既存の事業を活用し、子育て支援の充実をなお一層図ってまいります。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

同じ質問を、市長にもお考えお尋ねしたいと思えます。拠点となるそういうセンター、本市にも必要ではないかと私は今回提案しておりますので、市長のご見解をお尋ねします。

○市長（永山由高君）

拠点となる機能という話と、拠点となる施設という話が恐らくあるのではないかというふうに感じております。議員ご指摘のような施設、これは非常に有効であると同時に、やはり多くの財政支出を伴うものでもございます。まずは、一次的には、担当課長が申し上

げておりますように、今ある施設を活用して機能を強化するというのが今できる対応であろうというふうに考えております。

また、今後につきましては、これは子ども・子育てに関する様々な要望を頂いております、例えば雨天時に子どもたちが安心して広々と遊べる場所が欲しいといったような声もたくさん頂いておりますので、今後、ほかの子ども・子育て支援政策との全体像の中で検討していくということになるかと考えております。

○14番（黒田澄子さん）

市長おっしゃるように、本当に雨天時に遊べる場所がなかなかないというのは、一つの大きな我がまちの課題でもありますので、今後、そことも一緒に共有しながら、また政策を進めていただきたいと申し添えておきます。

次に、GIGAスクール構想の中での端末の件についてです。

今回は、とにかく情報が漏れないようにきちんと処理をしていただけるのかというところを、聞いている市民の皆さんも安心して「あっ、大丈夫なのね」と思っていたきたいということで、すみません、今回質問をさせていただきました。

正しい端末処分と確実なデータ消去が必要なんですけれども、本市の認識はどのようなものか、再度お尋ねします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

GIGAスクール構想で整備された端末について、適正な処理をしなかった場合に、不法投棄あるいは不正に海外に輸出されるなどの社会問題につながる、それからデータ消去が適切に処理されず、児童生徒の個人情報漏えいにつながるものであり、市としても、十分に責任を持って処理すべきものと認識をしているところでございます。

○14番（黒田澄子さん）

事務局長もおっしゃったとおり、全国では、いろんな情報漏えいでいろんな人が頭を下げるという事例が結構出ております。

それと、海外にもう販売されてしまったときにデータが消去できていなくて、それを購入した人からデータが漏れたということなども結構今危ない部分で危機を感じているところであります。

小型家電リサイクル法の認定事業者は県内に何社あるのか、お尋ねいたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

小型家電リサイクル法の認定事業者ですが、鹿児島県内には1社あります。

また、一般社団法人小型家電リサイクル協会が公表しているところでございますが、GIGAスクール端末を収集可能な認定事業者のうち、鹿児島県内を収集エリアとしているものでございますが、これは4社が紹介されているところでございます。

○14番（黒田澄子さん）

全国展開の小型家電リサイクル法の大臣認定を取得した業者と、県内10市2町が既に協定を結んでいるようでございます。本市は今後どのような業者を選び、いつ頃この協定などを結ぶお考えか、お尋ねします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

これまで市で行ってきました、いわゆる情報系端末の処分に倣うということになりますが、小型家電リサイクル法の認定事業者との覚書等を交わすというのがこれまで行っているやり方でございます。そういった方法で端末の処理を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○14番（黒田澄子さん）

現状の中でまた覚書を交わしていくということと言われました。2段階でのデータ消去になってまいります、本市がまずデータ消

去を行うわけです。それはどこが行うのでしょうか。

これは先生たちや職員の人が扱うのか、扱わないのかをちょっとはっきり明確にしたいためにお尋ねするわけですが、どうなるのでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

学校の先生方とか市の職員が扱うということではございませんで、市が保守業者に依頼をいたします。その端末の管理ツールというものがございます。これを使って、1段階目としては端末の初期化を行うということになります。

○14番（黒田澄子さん）

初期化が終わると、2段階目に入ります。最終的に全てのデータの消去になりますが、これはどうやって行われていくのか、お尋ねします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

2段階目でございますが、先ほどは保守業者ということですが、2段階目では、先ほどの認定事業者というところに市が処理を委託するということになります。その認定事業者により発行された manifests を確認をすることで、確実にデータが消去されたということをして市として確認をするということになります。

○14番（黒田澄子さん）

データ消去の件については、安心していいというふうに受け止めていただろうと今思ったところです。

今度は更新に当たって、新たにまた更新しないといけないわけですね。国の補助基準というのはどうなっているのか、お尋ねします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

国の補助基準でございますが、1台当たり

5万5,000円の基準額というものがございまして、これの3分の2が補助率ということになります。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時59分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

黒田澄子議員。

○14番（黒田澄子さん）

まず、更新に当たって国の基準は3分の2と伺いました。本市が更新するに当たって、購入やリースなどは方法があると思いますが、本市はどのようにお考えでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

リースでの更新を考えているところでございます。

○14番（黒田澄子さん）

リースを選んでいかれるということで、購入と比べた場合、その総額みたいなものの差があるのか、またリースを選ぶメリットは何かをお尋ねしたいと思います。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

今回は購入であろうがリースであろうが、先ほどの3分の2の補助があるということになりますので、まずメリットのほうから申し上げますが、そうなるという条件ですのでリース契約においては財政負担の平準化ということがメリットになるかと思えます。今回の端末更新に係る費用については、総額でおおよそ2億円以上が見込まれておりますので、これを単年度支出することなく、おおむね5年になると思えますが、支払うということになるので財政負担の軽減を図ること

がございまして。

それから、購入とリースの差でございまして、これは今回の端末の導入に当たりましては鹿児島県のほうで共同調達をしていただくということになっており、今現在、鹿児島県がプロポーザル方式で事業者選定を行っているところでございますので、まだ具体的な金額が定まっていないというのが現状でございます。

○14番（黒田澄子さん）

前回初めてだった分は多分購入だったと思っています。子どもたちが使うときにいろいろ不具合があっても大丈夫ですよというふうな中で使ってきましたが、リースの場合でもそれは変わらないというふうに考えてよろしいですか。故意に壊すとかというもの以外であれば、ちゃんとメンテはしていただけるということで考えてよろしいでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

議員のおっしゃるとおり、前回と同様必要なサポートは購入であろうとリースであろうと受けることができます。

○14番（黒田澄子さん）

今の機器は5年ぐらいで更新をします。タブレットが5年だとまだまだ使える範疇で、データさえ消去できればリユースできるものだというふうに考えています。もしこれがリユースできた場合、そういう下取り価格なども業者さんとの間に発生してくると思えますが、市はその辺はどのように活用していこうとお考えでしょうか。お尋ねします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

まずリースは可能でございます。その上で今、先ほども申し上げましたが、プロポーザルによる業者選定を行っているので、現時点でリユースの台数でありますとか、1台当たりの金額というのはまだ定まっていないとい

うところでございますが、いずれにいたしましても、そういったリユースという部分で発生する、いわゆる収入に当たる金額というのは出てきますので、その選定業者の提案に基づいて効果的なリユースということもございませし、それを収入として取るのか、また今回のギガのリースの財源充当をしていくのかというのは、もうトータルの歳入での話ではございますが、抑制にはもうなることは間違いないというふうに考えております。

○14番（黒田澄子さん）

県も今から基金をつくって、そこに県内のいろいろなものをまた検討していかれる段階から入っていかれるところです。小学校はアイパッドを使っておられて、中学校はダイナブックだと聞いております。先日ちょっと県議と話をしたんですけど、結構アイパッドはリユースしても人気があるというようなことで、意外と収入として得られるものもあるのかなというふうに思ったので、ちょっと今回お尋ねをしたところです。結局、相手様側がこれはリユースもできるからという提案がされれば、されたところを選んだ場合はそういうこともしてもらえるとというふうなことだというふうで理解してよろしいんですか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

相手方がリユースを前提とした提案をすると、1台当たりの端末数のリース代、これが下がってくると思いますし、それ以外の提案でございますと、リースする金額は高くなるわけでございますけれども、市が独自にリユースをする手続を行って、それに基づく歳入を得るということはできると思います。ただしプロポーザルですので、その金額が高い低だけで相手業者を選定するというにはならないと考えます。結局、先ほど議員おっしゃれたサポートの中身ですとか、必要なアイパッドのアプリの話とか、そういったも

のを総合的に判断して導入業者というのは選定されるということにはなりますので、単にお金だけで決まるというものではないというふうに考えます。

○14番（黒田澄子さん）

教育委員会、腕の見せ所だと思っておりますので、そこら辺しっかりとまた検証されて、本市の少しでも少ない財源で利用ができるように努力していただきたいと申し上げておきます。

次に、外国人に安心なまちづくりということで、すみません、先に市長にお尋ねをします。私たちの町にもたくさんの今、外国人がおられて、歩いているか自転車に乗っている方を私は見かけます。市長、見かけられるところで、時々ドキッとするような行動、自転車の乗り方とか歩き方とか、そういうところを遭遇されたことがあればどうだったかなというのをお尋ねしてよろしいですか。

○市長（永山由高君）

車や自転車で移動されている状況を目にする機会がございますけれども、ちょっと危険だなと思う場面には、私自身は遭遇したことは今までのところはございません。

○14番（黒田澄子さん）

実は、私は国際交流をずっとやっていて、高校生を1年間預かって10年間ほど過ごしていた時期があって、ある国の子どもが、私が車で行っていますけれども、向こう側から来るこの間を自転車で伊集院高校に走り抜けて行って、私はちょうどすれ違って本当に驚いて、帰ってきてからこんこんと危ないよということ、あなたは死ぬ気ですかという感じで危ない危ないと、だからそういう人たちから見ると、ここちょうど空いているじゃん、誰も通ってないからいい塩梅に進むという感じでいらっしゃったんだと思っています。もう大人になっていますけれども、そんな感じで来られている国によって、まず自転車に乗

る習慣がない国とか、まず交通ルールも国際交流をやっていると日本人は青で進んで赤で止まる、なんてすばらしいんだという声を伺うんです。逆に私たちはえっ、あなたたちはどうやっているのって、適当に進む、なんか車が来なさそうだったら赤だろうが青だろうが関係なく進むという、そういう国の人たちの慣例みたいな、そういうものがあるということで、多様な国から今入ってきておられるということで、私はこの国の方々が日置市民だと考えて今回提案をしています。ぜひ安全に、そして日置市を好きになっていただきたいという視点で、今回提案をしました。

日本語教室に延べ46人が参加をされたということで、事業所としては何社から参加されていたのかお尋ねします。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

事業所単位で申し上げますと1事業者となつてございまして、その事業者から複数人の参加をいただいているところでございます。あとは個人での参加という形になっているところでございます。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

1社ということで、声かけはいっぱいされていると思います。今後はやはりもっと、今回やったことが好評であれば、また参加していただけるかなと思いますので、この辺を若干力を入れていかれるお考えはないでしょうか。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

事業者の皆様にも、私どもが把握できている外国人を雇用されている事業者の皆様には、直接ご案内も差し上げているというところがございます。先ほど市長からもありました、今年度から始めた教室でもございますので、こういったものが継続的にすることによって、

事業者さんによいものだというふうに形で浸透していただければ非常にありがたいなというふうに感じております。

実際、利用者の今回受講された皆様にアンケートを取りましたところ、多くの受講者の皆さんが来年度も受講したいというような意向もお示しいただきましたので、そういったものも含めて来年度も引き続きしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○14番（黒田澄子さん）

今年度は7回、5月から11月にかけて開催でございます、これはこの方々が入国というか日置市においでになって、住民登録を市民生活課で行われると思うんですけど、そこからどれくらいの時期に当たっているのか、来てすぐだったり、大体三、四か月たったころなのか、その辺は何か状況がお分かりだったらお尋ねします。

○企画課長（園田賢一君）

お答えをいたします。

令和6年度に私どもで実証いたしました日本語教室につきましては、本市に居住をしております外国人を対象に募集をしております、特に年数等の制限は行ってはおりません。なお、今回参加いただきました参加者の皆様は本教室1回目の開始時点において、全ての方が来日1年目の方々という形になっているところでございます。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

1年たった随分日本語が分かるのかどうか、自分の同じ母国の人と一緒に生活をしていたり移動すると、意外と母国語が上手に使えるので、なかなか日本語がどうなのかなというのはちょっと失敗で来られたかなというふうに思います。受講者の感想とか事業者の方、1社と言われましかれども、そのお声などが取れていればお尋ねします。

○企画課長（園田賢一君）

お答えをいたします。

事業者につきましてはお声をいただいておりますが、先ほど申し上げとおり、受講生の皆様には受講後アンケートの方を実施をしております。その中では、事業内容の設問については分かりやすかったや、事業時間の説明についてはちょうどよかったとの意見を多くいただいたところでございます。

先ほど申し上げたとおり、次年度も受講したいかとの設問については多くの受講生が受講したいとの意見をいただいたところでございます。

以上でございます。

○14番（黒田澄子さん）

おおむね皆さん満足をされたかなと思います。やさしい日本語の研修については、前向きに検討していきますというふうに書いてございます。やさしい日本語って何か、どんなんだろうって、何の日本語だろうという皆さん思われるかなと思っています。要は来られる方は、私は日本語大丈夫よって来られています、ほとんどが。だから英語で話しかけたりしないで、日本語で話しかけてほしいと望んでいらっしゃるようでございますけれども、じゃあこの方々が使う日本語が本当に普通に私たちが会話するような日本語ではない、ましてやこういう長いフレーズで、ああでこうでこうなのよねっていう言葉は非常に理解しづらいので、できれば短い言葉で区切ってというような、私は先生じゃないのであれなんですけど、先生にお尋ねすると、それと優しい気持ちで、この人に伝えたい、分かってほしいという優しい気持ちで使う言葉がやさしい日本語だと。それを多くの人に知ってほしいということで前向きに検討されるということなんですけど、私が一番心配するのは緊急時、それから困りごとの相談を受ける立場にある警察や消防署、市の職員がまずは学ぶ機

会を持っていただきたいなと思っています。

もちろん市民も当然ですけども、そこが理解、日本語を話される言葉が理解できないと、119番に例えば通報してもなかなか難しいかな。確かに言語はチェンジできるシステムもございますけれども、一生懸命日本語でしゃべっているわけですので、それを聞き取れたらすぐに動けるということもあったりするので、市の職員の方も一体何を困っているのっていうのが理解できるように、また言葉かけができるためにはそういう機会をつくってほしいなと考えますけれども、いかがでしょうか。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

先ほど市長の答弁でもございましたとおり、日本人向けのやさしい日本語の普及は重要であり、研修の開催につきまして前向きに検討してまいりたいと考えてございます。その上で、検討を進める中でご意見も十分に参考とさせていただき、その対象者につきましても協議してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○14番（黒田澄子さん）

それでは昨年、自転車講習会を行った出水市の調査をした結果をお話ししたいと思います。ここは外国人が理解しやすいこのやさしい日本語で対応されています。地元自動車教習所があるということで協力していただき、10月11月の自動車教習所の生徒が少ない時期のこの時期を、3日間で6回実施され、7か国の115人が参加をされたそうです。開催に当たっては、地元事業者の安全管理者に集まっていただいて警察の協力の下、自転車の乗り方の講座をまず行われた。そして、その当日は自分が乗っていらっしゃる外国人の方の自転車を持ってきてもらって、それで受講するんですけども、今度は自転車

協会の方が安全チェックを、タイヤがどうか空気がどうか、そういうこともして下さって、チェックが終わって乗り方が終わると、自転車乗り方受講証明書というのを発行させていただいて、その方が働いている事業所にそれを教習署名で発行するというやり方を和泉では行われています。

市の感想では、実は水曜日が定休日のところもあったんだけど、その日にはできなかったということで、もっと会社さんの定休日を抑えておかないといけなかったかなという反省点、間違いは検討しないといけない、それから線路のところの踏切で一旦停止ということを知らない人たちが多すぎて、そのままビューと行っていたこともよく学べたとか、あと右側通行をして自転車を漕いでいたとか、そういうこともあって、受講した外国人は日本のルールをよく理解できて、ヘルメットも本当につけないといけないんだと、今努力義務ではありますけれども、あと標識の意味もよく理解できましたという感想があったそうで、効果はあったというふうに思っています。

自転車が一番外国人の方たちの交通手段として使われているわけですので、ぜひ、いろんなその教習所はないんですけども、どこかでそういう研修会を行えないものか、最後にお尋ねをします。また、いつごろから始められそうかについてお尋ねします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

市長の答弁にもございましたように、自転車の講習も含めた交通安全講習といたしますか、交通安全教室を実施に向けて、新年度に入りまして早い時期に関係機関等と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

次に、若者移住定住支援のための地方就職学生支援事業、これについて結局、本市はその前の移住支援事業に取り組んでいないとこれに取り組めないということが明確に、今回になりました。ちょっと調べると、移住支援事業には東京23区在住者か通勤者、その方たちが鹿児島などに移住される、県内では既に16市と16町と3町が35行政がもう既に取り組んでいる、それと支援金が2人以上だと100万円、単身だと60万円、そこに18歳未満の家族がいると1人100万円の加算があるとか、非常にこちらのほうが市町村行政としてはやりやすかったのが、私が提案したそっちには取り組める現状にはあるけれども、そっちよりかこっちに取り組んでこられたかなというのがよく分かります。

私たちの町は、なぜ移住支援事業に取り組めなかったのか、お尋ねをしたいと思います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

大きく2点あるというふうに考えております。まず1つは財政的な面、もう一つはほかの県からの移住者とのバランス、こういったことが理由というふうに考えております。

まず1つ、財政的な面ですけれども、議員から話があったように、東京圏からの移住者を対象にしたこの移住支援事業、これにつきましては1世帯が100万円ということで非常に高額、さらに18歳以下の子ども1人につき100万円が加算という仕組みというふうになっております。ただ財政負担割合としましては、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1ということになっておりますけれども、非常にそれについても財政的負担も結構大きいというところ、家族が何人かて来た場合に負担が結構大きくなるというのが1つ理由になります。

もう一つの理由ですけれども、他県からのバランス、これにつきましては本市が取り組んでいる移住施策の補助金、過疎地域移住

定住促進補助金だとかございます。これにつきましてはいろいろ話がある中で、我々が移住の相談会、県外に出向いたときに様々な話がございます。なので東京、県外からの移住の補助金というところの話も出ますけれども、他県からの相談も受ける中で、東京一極集中というところに特化したこの補助金は、本市は他県からとの転入のバランスも含めて、積極的に取り組んでいない。ほかの県からの移住者もあるというところを優先して、考えているところがございます。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

事情は分かりました。しかし、19市の中で16市が既に取り組んでいて、そこそこのいい制度です。4分の1しか市は持たないわけですので、それはこれまでの話ですけれども、今後もこういう事業には取り組まないお考えなのか、再度お尋ねします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

市長の答弁にもございましたけれども、今後におきましても、この東京一極集中に対応する施策も情報収集というのはしっかりとしていきたいというふうに考えております。先ほど答弁しましたけれども、ただし他県からとのバランス、こういったことも考慮しながら、若者が町に移住しやすい環境というのに努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

移住定住、交流人口、市長がいつもいろんなところで答えていらっしゃる、お話をされている部分です。もちろん東京一極集中、なんでかというところが一番人が集まっている、そして若者が一度は行ってみたい、多分市長も行かれたのかなと思っておりますけれども、一度くらいはそこに住んで、そういう町を風に当たってみたいという思いが若者に

あるのは当たり前のことかなと思いますが、ぜひこちらにも来てもいいんだよという提案で、国の政策でございますので、今後こういったことも検討に入れていただければかなと申し添えておきたいと思っております。

最後の、新しい認知症観、新しい認知症観って本当に何だろうと思って、私も今回ちょっと、閣議決定されたばかりでございますので、非常に気になっていました。認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの取組募集で、錦江町が認知症とともに生きるまち大賞に選ばれたそうです。安心して認知症になれるまちを目指しての錦江町の取組についてお尋ねします。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

錦江町は安心して認知症になれるまちを目指して、認知症や認知症の人に対するこれまでのイメージを変えるための普及啓発、やりたいことにチャレンジし、社会や当事者同士でつながっていける場所の仕組みとして認知症カフェ、認知症であっても少しでも生活しやすく使いやすいまちづくりの三本柱を中心に、活動しているようです。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

本市も一生懸命取り組んできておられるので、募集をされたら通ったかもしれないなという部分もありますけれども、今、高齢者の5人に1人がある意味認知症であると言われております。こうちょっと数えると、ここで私が認知症に、5人に1人、あなたも1人みたいな感じで現状がそうなっています、高齢者の中です。

そして2040年というのは令和22年だそうですけれども、推計だとそれが3.3人に1人になるというふうに国は推計をしています。本当にここ3人で私が1人、あっち3人でもう一人と数えていくと、本当に認知

症の人たちが通常当たり前に世の中にいらっしやる状況を、やはり早めに想定をしながら頑張っていけないといけないということで閣議決定もされて、基本法計画もできたものだというふうに考えています。

新しい認知症観を、認知症にあってもできることをやりたいこともあるということで、認知症サポーター講座でもさらなる展開を考えていけないといけないと思います。いかがでしょうか。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

認知症施策推進基本計画でも、共生社会を推進するために市民が認知症に関する知識や認知症の人に関する理解を深めることを目標としており、その1つとして、本人の視点や新しい認知症観を取り入れた認知症サポーター養成講座を現在実施しております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

私もこの認知症世界の歩き方をちょろっとユーチューブで見ました。こんなふうに認知症になると社会が見えるのだなという、教材なのでどこそで使えないということもあると思いますけれども、このサポーター講座だけで使うのはなかなか市民に広まらないと考えますが、こういう企業とタイアップをして幾らかの予算を作っても、こういったものを広めていくお考え、またそういうユーチューブがこういうものが見れますよというのをホームページ等に貼り付けるとか、日置市LINEに貼り付けるとか、なんかそういうことでみんなが興味を持っていただけるということを検討されるお考えはないでしょうか。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

認知症世界の歩き方という教材の利用につきましては、著作権の問題等も含めて今後検討してまいります。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

この計画策定は、介護保健事業計画と既存のものがございますので、そこでしっかり賄って運用していくというふうに回答が出ています。

そこでお尋ねします。介護保健事業計画では、認知症の人や家族の意見が聞き取りされているのでしょうか、お尋ねします。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

認知症の方や認知症の家族の方の声を聞くという詳細については計画の中ではございませんが、市長の答弁のとおり、認知症施策推進基本計画と目指す内容は一緒の計画となっております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

国のほうの重点目標に一人一人が安心して認知症観を理解されることと、その中でやはりそういう本人や家族が安心して暮らすというところで、やはり声をちゃんと聞いてつくっていかないといけない、認知症当事者の声も聞き取っていくという部分では、今後どのようにされるかお尋ねをします。

○介護保険課長（入佐好彦君）

本市におきましても、現在高齢者福祉計画及び第9期介護保健事業計画に基づき、多様な世代や職種の方に新しい認知症観の普及啓発を行うとともに、認知症になっても安心できるまちづくりを進めている状況です。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

そもそも居場所づくりが大事になってくると思います。認知症カフェという言葉は私はちょっとあまり好きじゃなくて、そこに行くのと認知症と認定されそうで行きづらくないのかなと思ったりしますので、何かそういうカフェが緩くいろいろなところにぽこぽこ、今

後つくっていかれるというお考えはないかをお尋ねして、市長にお尋ねして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

現在、市内には7か所の認知症カフェがあり、認知症の方を含め誰もが集える居場所となっており、筋ちゃん広場や生き生きサロンも同様な居場所になると認識しております。

今後は、子どもや障がい者、高齢者など気軽にどなたでも集える居場所づくりの支援について検討してまいります。

以上です。

○市長（永山由高君）

認知症カフェという言葉についてもございましたけれども、一つはやはりご本人、当事者の方及びご家族の方がしっかりと居場所だと感じられる場所を増やすこと、これが重要であろうというふうに思っておると同時に、社会もしくは地域の中で認知症に対する理解が進んでいくことこそが非常に重要な点であろうというふうに思っておりますので、既存の認知症サポーター養成講座、これはやはり小中学生の参加もあるという点において非常に大切な取組であると思っておりますので、居場所づくりと同時に市内の様々な場所で認知症についての普及啓発を行っていくことが重要であろうと考えております。

○議長（並松安文君）

次に、17番、坂口博之議員の質問を許可します。

〔17番坂口洋之君登壇〕

○17番（坂口洋之君）

市民の命と暮らし平和と雇用を守る立場で、79回目となります一般質問をいたします。

初めに、本市の訪問介護事業の介護報酬見直しによる影響と高齢者施設等の人材確保について、7項目質問いたします。

1つ目です。2024年度の国の訪問介護

事業者介護報酬が減額されたが、本市の訪問介護事業者の状況を伺います。

2つ目です。介護ヘルパーの不足が指摘されているが、本市の訪問介護保険事業の現状と課題は何か伺います。

3つ目です。本市の訪問介護事業者数、訪問介護員（ヘルパー）の5年前と比較して事業者、数訪問介護員数の状況はどうなるのか。介護訪問員の年齢構成が高いと言われておりますが、本市の傾向はどうか伺います。

4つ目です。第9期日置市介護保険事業計画の中の介護サービスを実施する上で、市内の高齢者施設（特養・グループホーム等）の職員不足はないのか伺います。

5つ目です。現在、高齢者施設で働く外国人の人材確保の状況はどうなるか、何箇所の事業所が何名程度外国人が就労されているのか伺います。

6つ目です。現在、いちき串木野市は介護人材確保育成支援事業を実施、介護職員初任者研修制度の費用、介護支援専門員、主任介護支援専門員の資格取得に向けた支援をしておりますが、本市も検討できないか伺います。

7つ目です。高齢者福祉の日置市の現状や介護の仕事への理解を高めいただくために、高齢者介護事業者と連携した市の広報・啓発・中学校・高校等の出前講座、また高齢者介護に関心のある市民を対象とした介護のお仕事体験や施設見学等取り組まないか、本市の現状を伺います。

2つ目です。本市の不登校支援について6項目質問いたします。

1つ目です。本市の令和4年度から令和6年度の小学校・中学校の不登校児童・生徒数の状況と児童生徒数に対する不登校の割合の状況を伺います。

2つ目です。不登校の児童・生徒の支援体制と、全く学校に行かない、ふれあい教室にも行かない、長期間不登校の児童・生徒への

支援体制と支援の課題を伺います。

3つ目です。ふれあい教室が日置市内は3か所設置されておりますが、利用状況と支援・相談体制の現状と課題は何か伺います。

4つ目です。3か所のふれあい教室のうち、スペースの問題もありますが、当事者と保護者が気楽に話、相談ができる日時、時間限定の交流スペース「不登校カフェ」が設置できないか伺います。

5つ目です。民間のフリースクール等で学ぶ児童・生徒の状況と保護者の経済的な負担、学校との連携の状況はどうか伺います。

6つ目です。県内では志布志市が文部科学省が定める不登校特例校（学びの多様化学校）の設置が検討され、阿久根市では2月にB&G財団の協力のもとに県内11番目となります。6歳から18歳までの不登校支援等の児童・生徒の第3の居場所づくり「めぐみの居場所」が設置されました。不登校の割合の増加、集団教育に馴染めない児童・生徒の新たな学びの場、居場所づくりについて調査・設置の必要性について、検討すべきではないか、教育長の考えを伺います。

最後に、埼玉県八潮市の道路埋没事故を受けて、本市の対応について2項目、質問いたします。

1つ目です。県道・市道の道路下の埋設物の老朽化が指摘されておりますが、上水道管・下水道管、現状はどうか。今回の事故を踏まえ、県との情報共有と対策について、どのように市として取り組まれたのか伺います。

最後に、これまでの大雨や地震等で道路が埋没した事例や、埋没による車の事故等があった事例はなかったのか、本市の状況を伺いまして1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、訪問介護事業の介護報酬見直しによる影響と高齢者介護施設等の人材確保についてのその1、本市の訪問介護事業者の状況について回答します。令和6年度からの介護報酬につきましては、全体として1.59%の引上げとなりましたが、令和4年度の訪問介護サービスの収支差率がほかの介護サービスより高かったため、訪問介護の基本報酬だけは引き下げられました。集合住宅地が少なく、中山間地域の利用者が多い本市においては、収支差率が都市部より低く厳しい状況と考えます。

その2、本市の訪問介護保険事業の現状と課題について回答します。基本報酬の引き下げに加え、介護サービス事業所からは訪問介護員等の高齢化や人材不足などの課題を伺っており、今後の訪問介護事業所の継続運営を懸念しています。

その3、本市の訪問介護事業者数、訪問介護員の傾向について回答します。5年前と比較して、訪問介護事業者数は令和4年に2事業所が廃止、1事業所が新設し、11事業者となっておりますが、今年3月から休止の事業所が1事業所あります。また、訪問介護員数は6年に1度の指定更新時と比較すると、減員している事業所が多いですが、増員している事業所もあり、市全体としては大きく変化していない状況です。年齢構成につきましては詳細には確認できませんが、介護サービス事業所からは訪問介護員等の高齢化や人材不足などの課題を伺っています。

その4、市内の高齢者施設の職員不足について回答します。各介護サービスにおいては、人員、設備及び運営に関する基準がありますので、人員不足のまま運営している事業所はないと認識しています。

その5、高齢者施設で働く外国人就労について回答します。詳細には把握していませんが、一部の施設では外国人が就労されている

ようです。

その6、初任者研修制度の費用及び専門員の資格取得に向けた支援について回答します。介護サービス事業所との語る会において、本件については要望事項としてお預かりしており、介護人材確保策として対応できるような助成や斡旋方法等について情報収集、検討している状況です。

その7、介護のお仕事体験や施設見学等に取り組まないかのご質問につき回答します。本市では、高齢者福祉の現状や介護への理解促進のために児童・生徒等を対象とした認知症サポーター養成講座、介護に関心のある方の情報交換や介護のコツなどを学び合うほどの語る会などを実施しています。体験を伴うものとしては、介護施設等でのボランティアを行う、介護人材確保ポイント事業を実施しています。お仕事体験や施設見学等の人材確保策については、今後も介護サービス事業所等のご意見を伺いながら検討してまいります。

質問事項の2つ目、不登校支援については教育長より回答いたします。

質問事項の3つ目、埼玉県八潮市の道路陥没事業を受けての本市の対応についてのその1、埋設物の老朽化につき、現状と県との情報共有、対策について回答します。水道管については耐用年数40年を超える管が全体の51%になります。下水道管については耐用年数50年を超える管が、令和10年度から発生する予定です。県からは今回の事故を踏まえ、下水道の管延長や老朽化率等の調査があり、情報共有が図られています。市としてはストックマネジメント計画にかかる点検調査で、令和3年度から毎年2,000m程度の管路の調査を行っています。今後も継続的に管路の調査を行い、改修が必要な場合は速やかに対応してまいります。

その2、これまでの大雨や地震等での道路

陥没事例について回答します。大雨による道路陥没は、過去10年間で平成27年度に1件あり、この陥没により車の事故が発生しております。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それではお答えをいたします。

1問目の福祉介護等の体験等についてでございます。その7の児童・生徒の体験活動という点についてお答えをいたします。小中学校では、総合的な学習の時間などで高齢者との交流や福祉関連施設の見学等を行い、福祉について学んでいます。また、中学校においては職場体験学習で受け入れていただいている施設もございますので、今後も福祉に関する学びやキャリア教育の充実に向け、関係機関と連携し取り組んでいきたいと思っております。

続きまして、2問目の不登校支援についてでございます。

その1、不登校児童生徒数の状況でございます。令和4年度の不登校の児童生徒数とその割合は115人で2.95%、令和5年度は98人で2.59%、令和6年度は1月末現在で87人、2.55%です。

その2でございます。全く学校に行かない、ふれあい教室にも行かない、児童・生徒への支援体制というところでございます。

不登校の児童生徒の支援体制については、担任や管理職が家庭訪問等を行い、状況に応じた支援に取り組んでいます。学校にもふれあい教室にも通学できていない児童・生徒については、担任・管理職に加え、子ども支援センターのスクールソーシャルワーカーや家庭相談員による家庭訪問を行っています。

不登校の要因は多岐にわたるため、関係機関とも連携しながらさらに支援の充実に努める必要があると考えています。

その3、ふれあい教室の現状と課題でござ

います。令和5年度3月末時点の登録者は19人でしたが、東市来と吹上に分室ができたこともあり、令和6年度は1月末で27人となっています。

現在、個々に応じた支援計画を策定し、5人の指導員がきめ細かな支援を行っています。今後も、学校と子ども支援センターのスクールソーシャルワーカーがより一層連携を図り、不登校児童生徒がふれあい教室へ行ってみようと思えるような働きかけを進めてまいります。

その4、不登校カフェを設置できないかというところがございます。ふれあい教室の設置目的である学校復帰や社会的自立のための支援には、議員ご指摘の交流や相談も大変重要であると考えていますので、子ども支援センターを中心に、相談や交流しやすい環境づくりに努めてまいります。

その5、民間のフリースクール等の状況と学校との連携状況でございます。現在、フリースクールを利用している児童生徒は1人でございますけれども、フリースクールに係る費用については把握できませんが、毎月フリースクールが在籍校へ出席状況、学習状況、その他の所見の報告を行う等の連携を行っています。

その6でございます。新たな学びの場、居場所づくりについての本市の考えでございます。現時点では、学びの多様化学校の設置等は考えていません。ふれあい教室の分室の設置や、校内教育支援センター機能の充実などにより、不登校の児童生徒の学びの場を確保するとともに、魅力ある学校づくりを推進し、誰もが安心して学べる環境づくりに取り組んでいます。

以上でございます。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時からとします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（坂口洋之君）

市長、教育長に1回目のご答弁をいただいたところでございます。再度質問をいたします。

訪問介護事業者で働く介護ヘルパーの方から、介護ヘルパーが不足し、私のような70代を超えた方がまだまだ働かないと現場が回らないという現状があるというご意見をいただきまして、日置市内の訪問介護事業所にまいりまして、いろんな形でお話を聞かせていただきました。

まず最初の質問いたします。高齢者になり、病気や障がいになっても住み慣れた地域で暮らしたい。人生の最後を自宅で迎えたい。誰もが思うところです。

日置市の地域包括ケアシステムにおける在宅介護の支援の要であります訪問介護事業の果たす役割について、本市の基本的な考えを伺いたいと思います。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

介護事業は、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムの5つの構成要素のうち、介護という専門的なサービスの一つであり、ケアマネジメントに基づき提供されるものですが、在宅介護を支える上で重要なサービスであると認識しております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

訪問介護事業所の介護報酬の見直しについて再度伺います。

全体で1.59%引き下げられたということでございます。国の2024年度の訪問介

護の介護報酬の見直しについて、具体的に訪問介護、生活援助等の介護報酬額の単価ほどの程度減額されたのか。一方、訪問単価の加算率は引き上げられたとお聞きしますが、加算率、加算単価の引き上げ内容について伺います。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

食事摂取や入浴などを介助する身体介護、食事の準備や掃除などの生活援助については、基本報酬が2%から3%引き下げられ、介護報酬を算定する単位数が、サービスの内容により2単位から12単位減算しています。

また、処遇改善加算は、介護職員等処遇改善加算に一本化され、賃金体系等の整備や月額賃金、及び職場環境改善等に取り組むことにより14.5%から24.5%の加算率となっており、介護サービスの加算率では一番高い率となっております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

今回の訪問介護事業所の介護報酬の減額の根拠である厚生労働省は、訪問介護事業の収支差率が平均7.8%高いということで、介護サービスの平均2.4%と比べて高いということで、減額報酬の改善となりました。

本市の2月の時点での訪問介護事業者数が11ありますが、国が指摘した収支差率が高い状況に本市はあるというふうに理解しているのか伺います。

○介護保険課長（入佐好彦君）

事業所の収支差率につきましては、本市では把握できませんが、市長の答弁のとおり、集合住宅が少なく、中山間地域の利用者の多い本市においては、収支差率が都市部より低く、厳しい状況と考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

本市の訪問介護事業所にお聞きをしますと、

処遇改善加算の要件は厳しいために、訪問介護のみの小規模事業所が取得することは厳しいという声を寄せられております。

そのような意見・要望等は事業者連絡回答で寄せられていないのか伺います。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

訪問看護師の高齢化や人材不足については意見等お聞きしていますが、処遇改善加算の要件についての要望などは寄せられておりません。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

今回の訪問介護事業の介護報酬見直しは、全国的に倒産・廃業・休止、大きな問題となっております。

本県のように離島や中山間地域が多く、小規模な訪問介護事業所が多い実態があります。また、3月に、日置市内の訪問介護事業所が1か所休止されます。

訪問看護師の不足が背景にあるとお聞きしていますが、市として、今回の訪問介護事業の基本報酬の見直しについて、しっかりと具体的に把握すべきではないのか。本市の考えを再度、伺いたいと思います。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

市長の答弁のとおり、市介護予防サービス事業所連絡会から訪問看護師の高齢化や人材不足などの課題を伺っておりますので、介護人材確保策としても対応できるような助成や人材のあっせん方法等、情報収集し、検討している状況です。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

訪問介護の基本報酬引下げの早急な見直しを求める意見書は、鹿児島県議会においても、昨年12月20日に国に提出されております。

その内容項目の一つに、訪問介護の基本報

酬引下げによる影響について、速やかな調査、検証を行い、その結果を踏まえた訪問介護事業者への財政支援及び介護報酬引上げを行うことが明記されております。

また、収支差率で判断するのではなく、事業規模や地域の実態を踏まえた収支差率を十分踏まえた判断を求めます。

来年度予算も国会で今、審議されておりますが、早急な訪問介護報酬の見直しを求める法改正も、立憲民主党、国民民主党から出されております。

国に対して、しっかりと日置市、鹿児島県の訪問介護事業者の実情を伝え、改善していただきたいと思っております。市長の見解を伺います。

○市長（永山由高君）

国策ということになりますけれども、一方で、地域の実情というものがございます。鹿児島県の状況及び県内の各市町村の状況を踏まえながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

当然、市長回答でも、この問題があるものかもしれません。

今回、私は質問に当たりまして、日置市内の訪問介護事業のみを運営されている事業所にお話を伺いました。介護ヘルパーが集まらない。訪問介護職員の中心が60代以上70代も多い。事業所としては赤字運営である。地域貢献もあり、何とか頑張っている。訪問家庭の移動距離もあり、1日で訪問できる件数も限られる。介護の必要な男性の家に女性が一人で行くことに抵抗感があり、どうしても訪問介護ヘルパーの人材の年齢構成が高くなる。高齢者介護のよさ、大切さを多くの市民に知っていただきたい。高齢者介護職員初任者研修等の資格所得への経済的な支援をしていただきたい。そのような声をいただいたところでございます。

訪問介護事業の現状と課題について、再度伺います。

訪問介護については、日々の生活を自立して行えるよう支援するサービスで、身体介護、生活援助があります。

第9期日置市介護保険事業計画では、一月当たりの利用者数が、令和6年度303人、令和7年度308人という数字が示されておりますけれども、令和6年度の訪問介護の一月当たりの利用者数の実績はどうなのか。また、来年度以降の利用者数の見通しを伺いたいと思っております。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

令和6年11月サービス提供月の利用実績は302人であり、翌年度以降の一月当たりの利用者数は、第9期介護保険事業計画のとおり、令和7年度308人、令和8年度310人と見込んでおります。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

市の第9期計画の予測どおりに今後、進んでいくということで理解しました。

現時点で、一月当たりの利用者数が302人であります。訪問介護事業所は慢性的な訪問介護員の不足があり、各事業者が求人を出されているが、訪問介護は日置市内の事業所で賄える体制になっているのか。本市の訪問介護の現状とケアマネジャーの専門職も不足しているとお聞きいたしますが、現状はどうなのか。業務に影響はないのか、本市の考えを伺いたいと思っております。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

本市では、要介護認定者等が訪問介護サービスを受けられない状況ではありませんが、サービスの時間帯や事業所等の調整が難しい場合もあり、ケアマネジャー等を含め、介護人材不足の状況であるとは認識しております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

次に、第9期日置市介護保険事業計画の中での市内の高齢者施設の人手不足について、再度、伺いたいと思っております。

現在、鹿児島県で高齢者介護で従事しなければならない人材は、推計何名不足しているのか。また、2040年に何名の介護従事者が必要なのか。現時点で分かる範囲内でお答え願いたいと思っております。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

鹿児島県の高齢者の保健・医療・福祉に関する総合的な計画である「鹿児島すこやか長寿プラン2021」によれば、令和7年で2,167人の介護職員が不足し、「鹿児島すこやか長寿プラン2024」では、令和22年で3万8,778人の介護職員が必要と推計されております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

先ほどの数字を示しました昨今の少子化の状況を見ますと、介護現場で働く人が相当数まだ必要である反面、介護の人材がこれから非常に厳しくなっているのではないかと私は考えておりますけれども、それについての市長の見解をちょっと伺いたいと思っております。

○市長（永山由高君）

人手不足という点においては、もちろん、介護関連業種においても人材の不足は見込まれますけれども、それ以外の業種も含めて、あらゆる業種において、今後、人手不足という問題には直面せざるを得ないと認識をしております。

○17番（坂口洋之君）

この分野だけではなくて、私も十分に意識しております。バスの運転手さんがいないとか、建設業も人が足りないということはありますので、いろんな課題がちょっと心配され

るところでございます。

本市の高齢者介護施設等の事務所連絡会等で、介護分野のどのような職種、ケアマネジャー等の専門の有資格者等の人手不足の状況について、市として現時点ではどのように把握をされているのか。

また、事業者から人材確保の観点から、どのような意見・要望が出されているのか。市の見解を伺いたいと思っております。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

本市介護要望サービス事業所連絡会や地域密着型等、本市指定の介護サービス事業所から、人手不足の具体的な職種については把握しておりませんが、市長と語る会や事業所へのアンケートにより、職員の高齢化、求人難、資格取得のための金銭的な助成や人材確保等の支援の要望を伺っております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

介護現場の人手不足も、深刻と同時に高齢化が進んでおります。高齢の方も結構働いている状況になっておりますし、先ほど、事業を運営する中での職員数は不足はないということなんですけれども、介護現場は最近、人材派遣会社から職員の方も派遣されまして、経済的な負担というのも非常に大きくなっておりますので、今後としても、この問題について、市としてしっかり把握していただきたいと思っております。

来年度は、第10期——令和9年から令和11年までなんですけれども——介護保険事業計画の作成に向けたアンケートを実施する時期でもございます。

介護サービスを受ける、支える市民だけではなく、介護事業を支える事業者側の意見が具体的に反映される内容も反映され、明記されるべきとあると私は考えます。

第10期介護保険事業計画に向けた、事業

者側の意見も施策に反映される内容のアンケート等が盛り込まれないのか。本市の考えを伺いたいと思います。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

本アンケートは、本市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の見直しに当たり、高齢者の実態や意識向上を確認し、分析するものであり、介護事業所側の意見を求めるものではないものと考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

次に、高齢者施設の外国人の人材確保について伺いたいと思います。

先ほどのご答弁の中には、市としては把握しないというご答弁がありました。

第9期日置市介護保険事業計画に、介護人材確保の取組に具体的に、外国人介護人材の確保や受入れ、働きやすい環境の整備について検討するという文言が示されております。

外国人介護人材については、本市内の複数の事業所で働いている実態もございます。

まずは、外国人介護人材の事業者数や人数も市として把握すべきではないかと私は感じておりますけれども、本市としての見解を伺いたいと思います。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

現在、鹿児島県が実施する外国人介護人材事業の情報提供や本市介護予防サービス事業所連絡会の各部会と働きやすい環境も含め、情報共有を図っておりますが、介護事業者の外国人の就労状況につきましては、今後、把握してまいりたいと思っております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

第9期の計画の中で、外国人介護人材の確保や受入れ、基本的には受入れは企業が取り組むと考えますけれども、第9期介護保険事

業計画で明記されております支援内容の検討を今後、市として具体的にどのように進めていく考えなのか。本市の考えを伺いたいと思います。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

介護事業所の人手不足と高齢化に伴い、十分な介護サービスを提供するためには外国人の受入れが必要ですので、国や県が行う人材確保策と連携しながら情報提供に努めますが、外国人受入れ後の地域共生社会としての地域住民の理解や対応が必要になってくると考えます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

次に、介護人材の資格取得の支援について、再度伺いたいと思います。

いちき串木野市では、介護人材育成支援事業を実施しております。介護福祉士、訪問介護者初任者研修等がございまして、確認をしましたら、5年度で2名、6年度で、現時点では6名の方が申請をされている状況になっております。

介護事業所で初めて働く人が、経験を積めば資格取得につながる。県内でも。いちき串木野市、鹿屋市、霧島市、薩摩川内市、出水市、またさつま町、湧水町でも、自治体独自の支援事業がございまして。

例えば、介護職員初任者研修の資格取得については、介護職員初任者事業者が、県内では約70の事業者がございまして。

例えば、日置市で福祉科のある鹿児島城西高校もございまして。現在、初任者研修につきましては、城西高校は学生だけを対象にしております。日置市内の介護事業者の方から、介護職員初任者研修を受けた方が働いていたのであれば助かるという声もございまして。

この研修資格を、市として連携して日置市内で受講できれば事業者側も助かります。

また、南九州市では、南九州市の長寿介護課が、南九州市内で定員10名で介護職員初任者研修がごございます。オリエンテーションとスクーリングと合わせて資格取得の支援をしております。

他自治体の取組を参考に、日置市で資格取得の研修が受けられる環境がつかられないのか。本市の考えを伺いたいと思います。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

資格取得の支援も含め、介護人材確保策として対応できるような助成やあっせん方法等、情報収集し、検討している状況でございます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

訪問介護事業と高齢者施設の人手不足について質問いたしました。

最後に、市長に、日置市の高齢者介護の人材確保、人材支援に向けた取組への決意をお聞きしまして、次の質問に移ります。

○市長（永山由高君）

地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムを構築すると、非常に重要なテーマでありまして、介護人材確保と介護現場の生産性向上の推進のために関係機関と連携を図りながら、本市の介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に基づいて施策を実施してまいりたいと考えております。

○17番（坂口洋之君）

次に、本市の小中学校の不登校支援について、再度お伺いしたいと思います。

児童生徒が不登校で悩まない、魅力ある、行きたくなる学校づくり。教育長として、どのように心がけ、指導されているのか伺いたいと思います。

○教育長（奥善一君）

不登校の要因は様々でありまして、全て学校生活に起因するというわけではないことは前提でございますけれども、子どもにとって

楽しくそして充実した学級・学校教育活動、とりわけ「分かった」、「できた」と実感できる学びができる授業づくり、これが非常に大切だというふうに思っております、そのようなことを通して、自尊感情を育むことができたりすることで、全ての児童生徒にとって大切な場所となっていくと思っております。

来年度から実施をいたします第4期教育振興基本計画の中でも、この魅力ある学校づくりを大きな柱として取り組んでいくこととしております。

以上でございます。

○17番（坂口洋之君）

本市においては、不登校児童生徒が、先ほどの御答弁では減少しておりますけれども、全国的には増加傾向です。鹿児島県では、令和5年度、小学校で1,610人、前年370人増、中学校2,960人、前年比450人増です。

児童生徒が不登校で増加し続けております。不登校が増加する現状と背景について、教育長の認識を伺いたいと思います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

文部科学省は、不登校の原因を大きく3つに分類しております。

1つ目は、学校に係る状況。2つ目が、家庭に係る状況。3つ目が、その他本人に係る状況等です。

この3つが重複しているケースも多く、不登校の要因は、先ほど教育長もお答えしたように複雑であり、しっかりとその要因を把握して対応することが大切であると、私どもは考えております。

○17番（坂口洋之君）

鹿児島県が毎年10月末に発表する、県内の児童生徒の問題行動、不登校度の状況では、県内の公立高校の不登校の状況も報告されております。

気になるのは、公立高校の不登校が令和

5年度860人と増加傾向です。15歳を超えた公立高校の生徒の100人に3人が不登校であると見受けられます。

公立高校におけます不登校の主な要因と支援策の状況はどうなっているのか。分かる範囲内でお答え願いたいと思います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

日置市教育委員会では、高等学校における不登校に関して直接的な支援は行っておりませんが、子ども支援センター等においてそのような相談があった場合は、関係機関と連携し、支援できる体制を整えているところです。

○17番（坂口洋之君）

不登校、発達障がい、メンタル面で悩む16歳から18歳までの高校生相当の悩みは多いです。

子ども支援センターと連携した16歳から18歳までの相談支援について、教育委員会としてどのように取り組まれているのか、伺いたいと思います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

教育委員会としましては、今後も16歳から18歳の方々やそのご家族などから子ども支援センター等に相談があった場合は、まず、しっかりとお話を聞き、関係課と連携して支援していきたいと考えております。

○17番（坂口洋之君）

日置市の令和4年度から令和6年度の小中学校における不登校者数、割合について、再度伺いたいと思います。

令和4年度は、先ほどのご答弁では115人、2.95%、令和5年度が98人、2.59%、令和6年度1月現在ですけれども87人、割合が2.55%。全国、県内で増加しているにもかかわらず減少しております。

日置市の不登校支援の取組の効果があったと考え、私は評価したいと思います。

不登校の児童生徒が減少し、割合も減った

が、教育委員会としまして、これまでの本市の不登校支援の取組をどう評価しているのか。また、不登校支援に向けた本市の課題はどのようなものがあったのか。教育委員会の見解を伺いたいと思います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

教育委員会としましては、これまでも不登校を生まない、少しでも改善につなげる環境づくりに継続的に取り組んでおります。

主な取組としましては、相談体制の充実、関係機関との連携強化、そして教職員の研修機会の提供、また不登校児童生徒の居場所づくり、そして不登校の未然防止というところが主な取組でございます。

これらの取組に加えて、本年度から1人1台の端末による心の健康観察を全校で今、取り組んでいるところでございます。

このような長年にわたる継続的な取組の結果として効果が得られてきていると捉えております。

課題としましては、一度不登校になってしまった状況になりますと、長期化するケースが多いところでございます。このことから、新規不登校をできるだけ生まない、そして早期発見、早期対応に努めていくことが今後も重要であると考えております。

○17番（坂口洋之君）

日置市では、小中学校の不登校児童生徒の不登校になった児童生徒の主な要因と傾向、またこの要因と把握の方法を具体的にどのように取り組まれているのか伺いたいと思います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

主な要因としましては、学校生活に対するやる気が出ない、生活リズムの不調に関する問題、そして不安や気持ちが落ち込んだりする抑鬱の状態等であると捉えております。

学校からの報告それから毎年実施しております児童生徒の問題行動、不登校等の生徒指

導上の諸課題に関する調査により、私どもは把握をしている状況でございます。

○17番（坂口洋之君）

不登校者数にはカウントはされませんが、学校に行くだけでなく教室に入れない、保健室・別室登校の児童生徒の今年度の人数は何名なのか。また、保健室・別室登校の児童生徒の支援策について、教育委員会としての考えを伺いたいと思います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

令和6年度の保健室または別室登校は、小学校5人、中学校6人です。

学校においては、不登校の児童生徒の支援には組織的、重層的に対応しております。

これからも、保健室や校内支援センターを利用している児童生徒へは、学校職員に加え、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、教育相談員とも連携し、個々の児童生徒が抱える悩みに寄り添い、粘り強く取り組んでいきたいと考えております。

○17番（坂口洋之君）

文部科学省も、学校内における不登校の一つの支援ということで、校内支援センター、校内フリースペースの設置に向けて現在、取り組まれております。

学校に行けるが、自分のクラスの教室に入れない。そのような児童生徒も増加しています。文部科学省も、不登校支援の一環として、空き教室を活用した校内支援センター、校内フリースペースの設置に取り組んでおります。中学校で6,069校、66%の設置率です。

空き教室が前提であり、自分の教室に行けない、子どもたちが学べる環境の充実ということで、文部科学省が進めている校内教育支援センターの本市の設置状況を伺いたいと思います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

校内教育支援センターについては、日置市の中学校6校中、6校に設置されております。

小学校については14校中、5校ですが、必要に応じて教育相談室等を併用することで、全校で対応する体制は整っていると考えております。

○17番（坂口洋之君）

本市の校内教育支援センターにつきましては、先ほどのご答弁で、中学校で6校、小学校で5校ということで、11か所のご答弁でございました。

今後は、学べる環境の質の問題と考えます。

本市の校内教育支援センターの人員体制を含めた支援を充実させるべきではないかと私は考えております。教育長のお考えを伺いたいと思います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

現在、校内教育支援センターにおいては、全校体制でシフトを組んで支援に当たっているとございます。

また、教育相談員やスクールソーシャルワーカーによる相談等も同時に行われております。

今後も、校内教育支援センターの機能の充実に努めてまいりたいと考えております。

○17番（坂口洋之君）

あわせて、不登校の子どもを持つ保護者の支援というのが求められております。保護者への支援が必要であります。

不登校の子どもを持つ保護者への相談、高校等の進学相談等の状況を、教育委員会としてどのように取り組まれているのか。また、不登校の子どもを持つ保護者からの子どもの不登校についての悩みはどのような内容なのか。差し支えなければお答え願いたいと思います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

進路の相談については在籍校で行っているところがございます。

ただ、子ども支援センターの不登校等に関する相談の際に、進路について話題になることもあります。その場合は、確実に学校のほうにつないでいただいているところがございます。

○17番（坂口洋之君）

次に、長期の不登校の児童生徒の支援について、再度伺いたいと思います。

全く学校に行かない・行けない、長期間にわたり不登校状態の児童生徒は何名なのか、差し支えなければお答え願いたいと思います。

また、長期不登校の場合の高校進学時の進路相談の取組と考えを伺いたいと思います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

人数につきましては、現在4人です。

担任や管理職が定期的に家庭訪問を行い、本人の状況を確認したり、時間割や週報、担任からの手紙等を渡したりして、常につながりを保っている状態です。

学校だけで解決がなかなか難しい様々な背景を抱えるケースが多く、今後もより一層、関係機関と連携を強めていきたいと考えているところです。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

次に、ふれあい教育支援センターについて、再度伺いたいと思います。

先ほどのご答弁で、令和5年度で19人、令和6年度で27人の方が学んでおります。現在、伊集院、東市来、永吉が設置されております。地域ごとの利用者数の状況を伺いたいと思います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

伊集院地域が14人、東市来地区が5人、日吉・吹上地区が8人、計27人でございます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

ご答弁の中で、伊集院が14人、東市来が

5人、日吉・吹上が8人ということで、児童生徒数から見ましたら、日吉が8人ということで、結構、設置されたことは非常に効果が大きかったということをもとに、評価したいと思います。

児童生徒が年齢に関係なく学び、交流することが大事であります。レクリエーション活動、体験活動のふれあいの取組状況と効果を伺います。また、ふれあいの行きたくなる新たな取組、施策等があれば、お答え願いたいと思います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

本年度、3つの教室それぞれの特徴を生かした取組を行ってまいりました。共通した取組としましては、安心して過ごせる環境づくりです。カラフルな九九表を作成して掲示したり、折り鶴の卒業制作を教室内に飾ったり、教室のレイアウトを工夫したりしてまいりました。

七夕飾りやハロウィンなど、季節の催しに合わせた掲示物をつくったり書いたりして掲示することで、子どもたちが自らの居場所づくりに参加できるようにしているところがございます。

中には、児童生徒が自分でその日のスケジュールを作成し、花植えを手伝ったり、運動をしたりと体験的な活動も行っている例もございます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

次の不登校カフェについて、再度伺いたいと思います。

不登校の当事者、保護者や家族の語らいの場が必要であり、当事者同士の悩みの共有の必要性を感じました。

鹿児島県では、不登校の親を持つ家族会の活動があまりありませんので、一方、福岡県では不登校の親の会のネットワーク福岡がありまして、福岡県内41か所の親の会、支援

する団体があり、ネットワーク化されております。

他県の状況を見ますと山口市の「保護者カフェ」、広島県府中市の「カフェくすのき」、兵庫県三田市の「SUNだつたカフェ」、埼玉県所沢市の「トコロカフェ」などがございます。教育委員会または社会福祉協議会が取り組まれております。

本市はとにかく、場所はともかく、不登校の子どもを持つ保護者の語らいの場を設定できないのか。教育長に再度、伺いたいと思います。

○教育長（奥 善一君）

現時点では、本市におきましては、子ども支援センターのスクールソーシャルワーカーが関わっている、児童生徒それから保護者の方同士が交流するような機会を設けて交流をしていただいています。

議員がご紹介いただいたような施設についても、非常に大切な場だというふうに私も認識をしておりますので、よくその様子をお聞きしながら、研究をしてまいりたいというふうに思っています。

○17番（坂口洋之君）

先ほどの答弁をお聞きしますと、語らいの場は設定されているということなんですけれども、やっぱりいろんな形で悩みを持つ保護者の方々が集まって、いろんな話を共有できるような場を、ぜひ今後、検討していただければと思います。

最後に、今後の不登校支援に向けた教育長自身のお考えをお聞きいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

○教育長（奥 善一君）

先ほど来、申し上げておりますように、現在、不登校状態にある児童生徒の状況を少しでも改善できるように、関係機関と連携しながら取り組んでいきたいと思っておりますし、また、来年度から、特に柱として掲げております魅

力ある学校づくりにも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

私の子どもも、今日から公立高校の入学試験になります。中学3年生でも不登校で全く来れない同級生もいますし、途中から来なくなった子どももいますので、今後ともしっかりとした形の支援策の充実を図っていただきたいと思っております。

次に、市の道路陥没事故について、再度お伺いしたいと思います。

下水道管については、埼玉県八潮市の陥没事故の下水道の管径は4,750mmとお聞きしますけれども、伊集院地域の公共下水道の総延長と公共下水道管の管径は、どの程度の大きさなのか、伺いたいと思います。

○上下水道課長（神余 徹君）

お答えいたします。

現在、公共下水道の総延長は116.9kmで、下水道の管径の中で一番大きい管径の最大は800mmでございます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

八潮市の事故は、かなり大きさも大きかったのかというのは、ちょっと先ほどのご答弁で認識したところでございます。

次に、令和3年度から、先ほどのご答弁で毎年2,000mほど管路調査をされているとのご答弁でございますけれども、具体的にどのような調査内容なのか、調査結果の状況と併せて伺いたいと思います。

○上下水道課長（神余 徹君）

お答えいたします。

管路調査は管内を自走式テレビカメラで点検を行い、破損の有無を確認する調査を行っております。現在までの調査では、重大な破損箇所は発見されていない状況でございます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

最後の質問となります。水道管の耐用年数を超える管が、先ほどのご答弁で全体の51%、下水道管については、令和10年には50年を超える管が発生するのご答弁でありました。上下水道管の老朽化対策について、今後、日置市としてどのように進めていくのか、本市の考えを伺いまして一般質問を終わります。

○上下水道課長（神余 徹君）

お答えいたします。

上下水道管の老朽化対策については、喫緊の課題であると認識しております。国、県等の動向を注視し、補助金等も活用しながら、課題解決に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、1番、中村清栄議員の質問を許可します。

〔1番中村清栄君登壇〕

○1番（中村清栄君）

皆様、お疲れさまでございます。一般質問、今期の最年少議員が4番目の質問者として務めさせていただきます。

私の基本理念であります、若い力を日置市へをもとに、先輩議員とともに、若い世代の声を市政に届けられるよう、聞き疲れている時間帯とは思いますが、元気よく一般質問をしたいと思っております。

それでは通告に従い、一般質問をいたします。大きく3つの項目に分けて質問いたします。

まず1つ目の、こどもの体験・学びの施策について、2点質問いたします。

まず1点目、令和5年8月10日に、日置市子どもまんなか宣言をしましたが、その中の日置市子どもまんなかアクションの学習支援事業について、現在の状況を伺います。

2点目に、子育て支援の中で、習い事の支援についての本市の取組状況を伺います。

次に、2つ目の部活動の今後について3点質問いたします。

1点目に、現在の外部指導者の育成確保の現状について伺います。

2点目に、本市の部活動地域移行のモデル事業について、現在の状況を伺います。

3点目に、今後の地域移行の考えについて伺います。

次に、3つ目の子ども議会の今後について、2点質問いたします。

1点目に、これまでの質問に対して感じたこと、これからの発展をどのように考えているのかを伺います。

最後に、今までの質問の中で予算化を考えている事業はあるのか伺います。

以上、質問いたします。誠意ある答弁を期待いたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、子どもの体験学びの施策についてのその1、学習支援事業について回答します。本市の学習支援事業については、生活保護受給世帯の小学校4年生から中学3年生までの児童、生徒、及び就学援助費受給世帯の中から、中学1年生から中学3年生までの生徒を対象とし実施しています。

実施につきましては、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団に委託し、7月から2月まで月2回、2会場で実施しています。令和6年度は、小学生2名、中学生16名、計18名が参加しています。

その2につきましては、教育長より回答いたします。

質問事項の2つ目、部活動の今後については教育長より回答いたします。

質問事項の3つ目、子ども議会の今後につ

いてのその1は、教育長より回答します。

続いて、その2、今までの質問の中で予算化を考えている事業はあるのかとのご質問につき回答します。子ども議会では多くの提言をいただいております、その中で、子ども民生委員や子ども向け職場体験ヒオキッザニアなど、ゼロ予算で事業化したものがあります。

これまでの提言を受けて、今のところ予算を伴う事業はありませんが、子どもたちの自由な意見、提言を今後のまちづくりの参考としていきたいと考えています。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、1問目のこどもの体験・学びの施策についてのその2でございます。

習い事の支援についての取組ということでございますけれども、社会教育における子育て支援の目的は家庭や地域が連携し、子どもが健やかに成長できる環境を整えることにあります。親子ふれあい講座や子育て講座、日置市地域学校協同活動に取り組んでおります。

また妙円寺地区ではサイエンスクラブ、湯田地区ではふれあい達志塾を通して社会全体で子どもを支える仕組みを構築しておられ、市としても安心して子育てができる環境づくりを支援してまいります。

続きまして、質問事項2の部活動の今後についてでございますけれども、現在の外部指導者の育成、確保の現状でございます。部活動によっては、主に技術指導を行う外部コーチに協力をいただいております。外部コーチの確保については、各学校の部活動単位で協力していただける方をお願いをしている状況です。

その2、モデル事業についてでございます。令和6年度は、スポーツ少年団との連携型でサッカーを、複数の学校の合同部活動型で野球をモデル事業として取り組んでいます。

今後の地域移行の考えについてでございます。現在、休日の部活動についてモデル事業を実施しており、課題を整理しつつ、国や県の動向も踏まえて日置市で実施可能な部活動の在り方を考えていきたいと思っております。

それから、質問事項3の子ども議会についてでございます。これまでの質問に対して感じたこと等についてでございますけれども、児童、生徒の目線から日置市の将来について建設的な質問、提言がなされていると考えています。今後とも子ども議会を通して、児童、生徒の主権者意識や郷土愛を高め、ふるさとのこれからについて考える機会になることを期待しています。

以上でございます。

○1番（中村清栄君）

本市のこどもまんなかアクションについて、市長、教育長から答弁いただきました。再度質問いたします。学習支援を受けることのできる児童、生徒は何人でしょうか。また、修学援助の認定がなくても学習支援を受けられるケースがあるのか伺います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

学習支援事業の対象者は生活保護受給世帯の小学4年生から中学3年生、修学援助費受給世帯の中学1年生から中学3年生が対象であります。今年度は、生活保護世帯28人中2人、修学援助受給世帯148人中16人の参加がありました。対象者の条件が修学援助費受給世帯となっておりますので、修学援助の認定がない生徒の参加はありません。

以上です。

○1番（中村清栄君）

では、今まで学習支援の申請が来たけれども受入れができなかった事例などはあるのか、あればどういった理由なのかお伺いいたします。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

学習支援については対象世帯に案内し募集を行っているため、受入れができなかったという事例はございません。

以上です。

○1番（中村清栄君）

それでは、生活保護受給世帯、修学援助費受給世帯に対しての学習支援の周知の方法はどのようにされているのかお伺いたします。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

対象世帯に対し学校を通じて案内文書をお渡ししております。また生活保護世帯に関しては担当ケースワーカーがおりますのでケースワーカーのほうから直接声かけ等もを行っている状況でございます。

以上です。

○1番（中村清栄君）

周知の方法は理解しました。最初の答弁でもありました、この学習支援事業はワーカーズコープ・センター事業団に委託しております。令和5年度は小学生3人、中学生が23人、学習支援事業に参加しています。今年度は18人でそのうち7人が中学3年生ですが、学習内容に対しての課題は何かお伺いたします。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

学習支援事業の課題としましては、高校進学支援を目的に利用している生徒も多い中で、日数が少ないことや教科によっては必ずしも生徒の希望に沿えない場合もあることなどになります。また、生活リズムが整っていない児童、生徒に関しては中断する傾向もあり、学習支援以外の支援の必要性もあり、支援が多岐に渡るということも課題となっております。

以上です。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を2時10分とします。

午後1時59分休憩

午後2時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（中村清栄君）

実際、学習支援の場に見学に行きました。中学3年生の子たちは勉強にとっても集中しており、ボランティアの講師には元校長先生もおり、入試の面接の練習まででき、内容がとても充実しておりました。こういった内容をもっと周知広報できれば、参加する生徒も増えるのではないのでしょうか。そのところの見解をお伺いたします。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

学習支援事業については、生活保護受給者、または修学援助受給者に限定して実施していることから、対象者に対して直接案内文書をお渡ししております。参加者増のために案内文書に学習支援の内容を詳細に書くなどして周知できればと考えております。

以上です。

○1番（中村清栄君）

今後は今、お答えいただいたような仕組みがあれば、児童、生徒、保護者が参加したい、参加させたいと少しでも思うのではないかと考えます。学習支援には学びの部分で子どもにとっての居場所となり、落ち着いて学習ができる、学習の楽しさや達成感を体験させるなど、様々なメリットがありますが、勉強以外での学習指導等はあるのか、例えば、脳トレやリフレッシュの一環で体を動かすなど、そういった学習はあるのか伺います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

勉強以外では、議員からの質問にあります

脳トレや体を動かすなどの学習支援は行ってはおりません。ただし、中学3年生を対象に高校受験対策のアドバイス、模擬面接なども含めてですけれども、あと中学3年生以外の児童、生徒の生活習慣の把握、居場所として支援等も行っております。

以上です。

○1番（中村清栄君）

今、答弁でありました、居場所としての支援というところで、今後、居場所づくりを重視するような仕組みもあっていいのではないかと思います。学びの中にレクリエーションなど付加価値をつけるなど、変化もあれば参加に対する意欲や、参加に対する持続率がさらに上がるのではないかと考えます。市長の考えをお聞きして、次の質問に移ります。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

現在も学習支援の休憩時間や授業の終了後に、学校での出来事や家庭のこと、友達のことなどの相談を受け、生活相談支援を行っており、一定程度、居場所としての役割も果たしているのではないかと考えておりますが、継続して、楽しく参加できるような取組については、今後、研究し、委託事業所とも協議していきたいと考えております。

以上です。

○1番（中村清栄君）

習い事の支援についての本市の取組状況についてですが、以前、習い事の助成金の制度について検討をと、同僚議員が議会で一般質問をしましたが、そのときの答弁で、学習支援事業があるとの答弁でしたが、先ほどの学習支援事業は、生活困窮世帯等の子どもが大人になって再び生活困窮に至る貧困の連鎖を防止することを目的として、居場所づくりや進学に関する支援などを行っていくと認識しておりますが、次は学習面、学びだけではなく、体験などを含めた習い事についてです。

先ほど答弁いただきましたが、再度質問いたします。子どもたちの能力や成長を高めるスポーツ、文化系の習い事に対して、市長、教育長の見解をお聞きいたします。

○市長（永山由高君）

スポーツや文化的な習い事については、様々な面における意欲の向上、個性や才能を伸ばすことにつながると考えています。

○教育長（奥善一君）

私のほうにもお尋ねでしたのでお答えしたいと思います。

子どもたちが様々な体験や交流を通して、夢を持って、自らの個性と能力を伸ばし、地域社会の担い手として成長できるいい機会だというふうに捉えております。

以上です。

○1番（中村清栄君）

私もそう考えております。今、習い事をしたい子どもや習い事をさせたい親はたくさんいると思います。そんな中、体験格差が生まれていると考えます。この体験格差についてはどういった認識でしょうか。お伺いいたします。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

習い事をしたくとも、家庭の経済状況や親御さんの健康状態など、様々な事情によって体験ができない家庭があることは認識しております。

以上です。

○1番（中村清栄君）

様々な可能性を持つ子どもたちが、家庭の事情により体験格差が生まれることはあってはならないと思っております。先ほども言いましたが、習い事をしたい子どもやさせたい親はたくさんいると思います。それでもできない理由として、今答弁ありましたように、金銭的な理由だったり送迎等の理由が主だと思っております。

現在、習い事の支援の取組として、習い事助成金制度で有名なところだと、大阪市が習い事・塾代助成事業という名称でスポーツ、文化系の習い事に対して、1人当たり月額1万円まで助成できるカードを発行しております。ほかにも福岡市や那覇市など他自治体も同じような内容で事業をしております。もちろん今、言った自治体は、人口が本市とは比べられないくらい多いところですが、そんな中、千葉県の南房総市も同様な事業をしております。人口では約3万4,000人ほどの市になります。南房総市は、学校外教育サービス利用助成という事業で、小学5、6年生は年額4万8,000円、中学1年生から6年生までは年額6万円、学習塾及び文化、スポーツ教室を児童、生徒を対象に多岐にわたる学校外教育活動への参加を促進し、かかる塾代等を助成しております。

本市においてもこのような支援ができないのか、また前向きに検討できないのか、さらなる子育て支援の取組、子育てに対して魅力あるまちづくりができないのかをお伺いし、次の質問に移ります。

○市長（永山由高君）

子育て支援施策の一つとしてという議員からのご提案ですけれども、現在の財政状況において、まずは多様な子育て世帯からのお声をいただいておりますので、そのご意見の中でのやはり優先順位をどうしてもつけなければならないという現状にございます。その意味では、例えば保育の受皿の確保といった点に、今、重点的な強化を進めているところにございます。現時点においては、議員ご指摘のような仕組みは考えていないという状況です。

以上です。

○1番（中村清栄君）

それでは、部活動の今後について、教育長に答弁いただきました1つ目の外部指導者の

育成確保の現状についてですが、再度質問いたします。部活動の外部指導者について、今まで幾つか質問してきましたが、外部指導者の人材の確保の方法について、地域やPTAの会議等で指導者の情報提供をお願いし、人材を探していると答弁がありました。現時点での外部指導者は何名か、またどのような部活動に外部人材の指導者がかかわっているのかお伺いいたします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えします。

本市が任用する部活動指導員は現在配置していませんが、学校長が認めた外部コーチは、管内6つの学校、10の運動部活動で23人おります。

○1番（中村清栄君）

ここ数年、地域移行が叫ばれ、各自治体においても人材確保に苦労されているとお聞きします。外部指導者の人材の確保の現状と、市として外部指導者の人材を積極的に求めていく考えなのか、市としての見解をお伺いいたします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

現在、本市の部活動の状況に合わせた地域移行の在り方について検討を進めている段階であり、部活動指導員という新たな立場の外部指導者の配置についても同様です。引き続き、本市にとって望ましい部活動運営を実現するために、地域における人材の実態把握や配置の在り方について検討してまいりたいと考えております。

○1番（中村清栄君）

では、次の質問に移ります。本市の部活動地域移行のモデル事業について、再度質問いたします。

先ほどの答弁で、スポーツ少年団との連携型と複数の学校との合同部活動型でしたが、このモデル事業は、平日、休日関係なく実施しているのでしょうか。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

現在取り組んでいるモデル事業は、本市の部活動の移行の在り方について検討するために、まず休日の部活動の地域移行を進めることが可能かを探っているものです。これまでの部活動形態を維持しつつ、実現可能な2つの部活動をモデル化し取り組んでいるところです。

○1番（中村清栄君）

休日の部活動の地域移行を、まずモデル事業として研究していくという事は分かりました。地域移行については、教職員の負担軽減や指導力向上、部活動の活性化などにもつながっていくと考えられますが、そのような点も含めて、現状を具体的にお聞かせください。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

教育長の答弁でもございましたけれども、現在取り組んでいるのは、サッカーと野球です。これらの部活動は休日の部活動に教員が毎回参加するというのではなく、連携しながら交代で休みを取れるようになってきています。さらに専門的分野の指導者が指導していることで、教員が学びを得て、平日の指導に生かすことができつつあります。子どもたちにとっては運動をする機会が確保され、チームプレーにおける連携や個人の技術向上などに積極的に取り組んでいるというふうに把握しております。

○1番（中村清栄君）

このモデル事業の成果が出ているのではないかと思います。指導者の方々からの反響はどのようなものがあるかお伺いします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

おおむね少年団の充実が図られ、練習試合にこれまで以上に多くのチームが参加し、技術力、チームプレーの向上に励んでいると伺っております。

○1番（中村清栄君）

先ほどの答弁で交代で休みが取れるようになってきていますとのことでした。モデル事業は教員の働き方改革の一環として、教員の長時間労働を解消するための施策として取り入れられていると思いますけれども、この事業を実施している中で明らかになった課題とは何かお伺いいたします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

休日の練習の際は業務負担の経験がなされましたが、休日の対外試合等では教員引率が必要となる場合がほとんどで、休めないという課題もございます。また、日置市部活動ガイドラインに定める3時間の活動時間を超過することが多く、終日になることがあるという課題もございます。

○1番（中村清栄君）

確かに試合等になると練習のときとはまた違った課題があると思います。教育委員会としては、今後どのように部活動の地域移行に取り組んでいくのか、お考えをお聞かせいたします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

本年度に取り組んできている2つのモデル事業を通して、外部コーチと連携により、教員の負担軽減にはつながるという状況が見えてきました。また、子どもたちは技術向上につながっていると捉えております。しかし、教員の休日の大会の引率に費やす負担が大きいことも明らかになってきました。このことを踏まえると、地域移行も含めて、部活動ガイドラインの徹底など、そもそもの部活動の在り方に関しても、引き続き研究、検討を重ねていかないといけないと考えているところです。

○1番（中村清栄君）

課題等については理解しました。令和4年12月議会で私が質問した、我が市には運動部活動で全国大会出場やプロの選手を輩出しているなどの経歴のある学校があり、そこか

ら出前指導として派遣をしてもらう方法もあるのではないかと、以前の質問に対して、教育委員会の答弁では優秀な競技実績のある地域の人材にスポット的に技術指導者をお願いすることなどを想定できるとの答弁がありました。その後、教育委員会として検討されたのかされなかったのか、その後の状況をお伺いいたします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

検討は行っておりますが、現段階では、技術指導は実現しておりません。今後も引き続き、具体的な技術等を含め、できることは何か、検討を続けていきたいと考えております。

○1番（中村清栄君）

ぜひ実現できるよう検討していただければと思います。

次の質問です。これまでも同僚議員からも外部指導者への報酬支給について質問がありましたが、今後文化系の部活動でも、モデル事業として検証していく計画があるのかお伺いいたします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

まずは、モデル事業としてどのような形態が可能か、検討したいと考えております。今後、文化系のモデル事業を行った場合も、今行っているのと同じように取り組んでいくこととなります。

○1番（中村清栄君）

では、このモデル事業を踏まえて、今後どのような検証を行っていくのか伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

モデル事業の見直しや他の部活動でモデル事業を行なえないかということを検討し、本市における部活動の在り方について方向性をさらに見出していきたいと考えております。

○1番（中村清栄君）

本市のモデル事業の現状について理解しました。では、次の今後の地域移行の考えについて答弁いただきましたが、再度質問いたし

ます。国や県の動向ももちろんですが、今後本市としての第三のモデル、もしくは地域移行に対して完全に行っていく計画と検討をしていくのかお伺いします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

現在、他の部活動でモデル事業ができないか検討をしています。これらのモデル事業における成果と課題を整理、検討しながら、本市での地域移行が実現可能かどうかということも含めて検討していく考えでございます。

○1番（中村清栄君）

では、検討していく中で、地域移行について、地域のスポーツクラブや少年団等との連携も含めて、さらに充実した内容で検討できないかお伺いします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

今、議員がご提案いただいたことも踏まえて、検討していきたいと考えます。

○1番（中村清栄君）

ここでまた自治体の地域移行について、岐阜県下呂市の取組ですが、下呂市の市内3校のバレーボール部では、完全に部活動と切り離しているわけではなく、平日は各学校で部活動として活動し、土日には下呂市男子バレーボールクラブで活動しています。対外試合等にはこのクラブチームとして参加しています。また、このクラブチームはスポーツのクラブチームの運営支援を取り持つ社団法人と協定を締結しており、スポンサーが入り、指導者の研修費や部活動の活動費も協賛してくれて、今後、協賛で対外試合などの移動費や備品等にも充てるとのことで、とても助かっております。クラブチームですのでスポンサーが入りやすいというのもメリットの一つです。

こういった新しい形、選択肢もあるのではないかと思います。そこのところをお伺いいたします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

今議員からご紹介いただいた事例も参考に、財源や実施形態について、他市町村の取組にも参考にしながら、実施可能な部活動の在り方を検討してまいります。

○1番（中村清栄君）

人口減少が加速していく中で、今年の1月、2月は日吉吹上地域では出生数がゼロでありました。今でもしたい部活がないなど問題がある中で、10年から15年後は、今ある部活も選択できない時代になるかもしれません。子どもたちの健全育成のため、是非部活動の地域移行について、日置市らしい形が実現できればと期待しております。

最後に、今後の地域移行の認知、理解度についてですが、隣のいちき串木野市では、部活動地域移行通信という地域移行に対して分かりやすい広報紙を出しています。本市においても、教職員の理解度もですが、市民に対しても分かりやすい資料等を掲載できないかお伺いします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

部活動移行について検討された内容等もまとめ、ホームページ等を利用し広く周知できないか検討していきたいと思っております。

○1番（中村清栄君）

地域移行について様々な点を研究、検討している。そして検討していくというのはよく分かりました。地域移行を完全にする、しない、はっきりするのももちろん大事なんです。本来の部活動の在り方を基盤に、日置市全体で部活動の地域移行に対しての理解度を上げる施策をぜひ検討してもらいたいです。最後に教育長の見解をお聞きし、部活動についての質問を終わります。

○教育長（奥善一君）

ただいま議員からございましたように、部活動の地域移行、今、国の方では地域展開という言葉もありますけれども、これをさらに進めていくことで、子どもたちの部活動の質

と、それから量といいますか機会を広げていくことにつながっていくというふうに思います。地域の方々の力を借りることで、学校の教職員も部活動だけではなくて、ほかの全教育活動に取り組んでいく、そういうようなことにもつながっていくだろうというふうに考えております。

現在、今日、ご指摘いただいたようなことも踏まえながら、国、県の動向を踏まえて、さらに日置市にとって最もよりよい部活動の地域移行、地域展開の在り方を検討してまいりたいというふうに思います。

○1番（中村清栄君）

では、子ども議会の今後について、これまでの質問に対して感じたこと、これからの発展について答弁いただきましたので、再度質問いたします。まず、子ども議会の目的は何か伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

子どもたちに議会や市政に関心を持たせ、主権者意識を高めたり、郷土を愛する心を育んだりするとともに、子どもたちの重要な意見、提言を今後のまちづくりの参考とし、日置市の一員としてよりよいまちづくりへの参画を促すことを目的としております。

○1番（中村清栄君）

この子ども議会ですが、数回開催されていますが、その中での課題は何かお伺いします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

子どもたちにとってアンケートからは、説明の内容を分かりやすくしてほしい、質問者の数を増やしてほしいといった声が上がっています。

○1番（中村清栄君）

では、昨年、出された意見をどう反映されているのか、また、子ども議員が出された質問等で情報の共有をして、次の世代につながるような取組はされているのかお伺いします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

令和5年度は日置市あいさつ運動標語コンクールの実施についての提言があり、今年度はあいさつ標語コンクールを実施いたしました。優秀賞の標語は、県PTA委嘱公開において表彰するとともに、のぼり旗を作成し、学校や地区公務員館に掲出いたしました。

また、子ども議会で出された提案や子ども議会の様子を録画した動画のほか、毎年採択している日置市子ども議会宣言を後日、学校に配布しているところでございます。

○1番（中村清栄君）

子ども議員の提言、意見等が実際、実施されているということは、子どもたちのモチベーションの向上にもつながると思いますので、今後も期待しているところです。

最後の質問に移ります。今までの子ども議会の質問の中で、予算化を考える事業はあるのかとの質問に対して、最初にゼロ予算で事業化したのもあると答弁いただきました。この事業からできた子ども民生委員とのその後の関わりはどのようにされているのか伺います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

子ども民生委員は、地域でボランティア活動を実践していた何でもお助け隊のリーダーだった児童が、子ども議会において子ども民生委員の導入について提案をし、これを受け、令和5年1月に誕生いたしました。当初15名で活動開始し、令和7年1月時点でも13名の子どもたちが子ども民生委員として活動しております。

活動内容としては地域の高齢者への声かけや高齢者宅のごみ出しのお手伝いなど、毎週1回行っているとお聞きしております。市といたしましても、活動の周知や子ども民生委員の委嘱、また今年度は継続した活動に対し感謝状を贈呈するなど、活動への意欲を高め、

継続できるような支援を行っております。

以上です。

○1番（中村清栄君）

関わりについて分かりました。

次は、子ども議会の提言等について、事業者の可能性についてですが、愛知県新城市では高校生、大学生を中心に若者議会という名称で1,000万円までの予算提案権を与えられており、市の活性化、若者の流出防止対策としても効果がある事業です。今後、他自治体の状況のような、予算をつけますと広報しているところもありますが、もちろん日置市として予算をつけてそれをするというような提言が出るかもしれませんし、先ほど申しましたゼロ予算でもできることもあります。

他自治体のような取組をさらに充実したような仕組みづくりとして広報紙等に大々的にみんなの提言が事業家につながる可能性があるのと、もっと周知してはどうかお伺いいたします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

子ども議会に一定額の予算提案権を与えることは考えておりませんが、先ほど、議員からご紹介があったとおり、子ども民生委員をはじめ、これまでの提言の中で実際に各課の施策として取り組んできたものはございます。次回以降の子ども議会の実施要領の作成の際には提言がきっかけでこれまで実現した施策があることを紹介していきたいと考えております。

○1番（中村清栄君）

少しでもそういった仕組みがあれば、子どもたちのモチベーション向上につながると思います。期待しております。

この子ども議会は、小学生、中学生の時代から議会に対して興味を持ってもらう絶好の仕組みで、また子どもたちの自立性を高めるなど、とてもすばらしい取組だと思います。

そんな中、子ども議会で最初の質問をして、次の再質問をなかなかできない状況があります。市長が途中で再質問の説明をしてくださり、する子も何人かいましたが、再質問の仕組みを事前に教える仕組みづくりはできないのか、担当課長などが困るような、いきなり数字や金額等は答えられないなどを含めた再質問のレクチャーを前もってできないのかお伺いいたします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

子ども議員が再質問しやすいように、当日の事前打ち合わせの際には再質問ができる説明、そして質問しやすい雰囲気づくりに努めてまいりたいと思います。

○1番（中村清栄君）

もちろん担当課長はハラハラドキドキするかもしれませんが、再質問することによって、さらに議会が盛り上がりますし、子どもたちももっと悩んで、考えて、発言してくれると思います。私たちも将来の議員を育てるために、できる限り、盛り上げていきたいと思っています。

今後、子ども議会で、みんなの夢をかなえるまちづくりができる日置市を、住んでいるまちを変えられるというテーマでぜひ、小学生から夢を叶えられるようなキャッチフレーズで大々的に周知し、先ほども申しましたが、ゼロ予算でできることもあります。せっかく毎年こんなに面白くて考えられた提案があるので、この提言した内容が目に見える、実感できるような取組につなげられるように宣伝できないか、市長、教育長にお聞きし、私の一般質問、今期最後の質問とします。

○市長（永山由高君）

子ども議会でご提案をいただくものについては、もちろんゼロ予算も含めて事業化できるものについては事業化をしたいという関わり方を、想定をしながら望んでいるところがございます。同時に、今回、子ども議会もう

何度も重ねておりますけれども、実際に発言をされない生徒さんの将来の理想像も含めて、市政の様々な場で既に参考にさせていただいているところは多くありますので、今までの生徒さんがご提案をいただいたこの熱量を、引き続き、まずはしっかりと続けていくことが大切ではないかなというふうに感じている次第です。

以上です。

○教育長（奥善一君）

この子ども議会も、会を重ねるごとに各学校の取組もだんだん充実をしてきていると思います。代表の子どもだけではなくて、この子ども議会の場に、その学校の子どもの意見を集約したものが質問されるというような取組も、学校によっては行われつつありますので、そのようなことを通して、日置市内の児童生徒が、やっぱり日置市の議会の取組、市政の取組、そしてみんなでまちをいいまちづくりに参加をしていくというような意識を高めていけるような、そういうきっかけにもなれば、大変すばらしいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、6番、佐多申至議員の質問を許可します。

〔6番佐多申至君登壇〕

○6番（佐多申至君）

本日5人目の登壇となります。そして私のようなものが今期議会の一般質問大トリでもあります。現在県内の小学生たちが戦い挑んでいる県ちびっこソフトボール大会が開催されております。毎週日曜日のみ3日間の日程でモチベーションを保ちながら、そのベスト8に日置市の妙円寺チームと湯田チーム、2チームが進出しております。日頃では見られない真剣な顔で勝負にこだわる子どもたちの姿を見ていると、夢と希望が湧き、無限の

可能性を期待させてくれます。3日目の9日はともに決勝に行けるよう、現地応援に私は行きたいと思っております。

毎朝雨にも負けず風にも負けず子どもたちとともに挨拶を交わす交通安全立哨も14年を経過しました。その14年前の1年生が20歳になりました。交差点で照れくさそうに挨拶してくれました。成長していく子どもたちを見ながらこども応援サポーターとして立哨だけでなく、子どもたちのために何ができるかをいつも自分に問いかけております。本日その思いのほんの一部ですが、声を出してゆっくりと質問してまいりますので、市民に、そして子どもたちに分かりやすく、しっかりと答弁いただければと思います。

かなり前置きが長くなりましたが、2期目を務めさせていただき議員として、当選以来連続32回目の質問をいたします。

1つ、学校図書について。

令和5年12月議会の一般質問において、学校図書館の蔵書整備目標数は充足していないことなどの問題意識を情報共有し、しっかりと取り組んでいきたいと答弁がありました。その後の各学校の図書館の蔵書整備への取組状況はどうでしょうか。

2項目め、防災意識の向上について。

1つ目に、地震や豪雨災害など自然災害に対する市民の防災意識の向上についてどう取り組んできたのか、その検証と課題は何か、また今後の方針は。2つ目に、みなみの風総合運動公園の東市来ドームは、自然災害時の一時的な避難所の役割もあると地域から再三の建設要望の陳情などを経て建設されたと理解している。待望の中、建設され3年が経過しますが、避難訓練など地域民の防災、減災活動への活用や出前講座等の取組状況はどうか。

以上、1問目の質問をいたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、学校図書館については教育長より回答いたします。

質問事項の2つ目、防災意識の向上についてのその1、市民の防災意識の向上についての取組と今後の方針について回答します。これまで災害に対する平時からの備えや、自助、共助について出前講座を行っており、また令和3年度からは出前講座メニューに災害想像ゲーム、DIGを追加し、令和6年度の新たな取組としては、鹿児島国際大学と連携した公開防災講座を開催するなど、防災意識の向上に取り組んでいます。

令和6年度の出前講座の実績としては、能登半島地震により昨年度の13回を上回る27回開催しており、防災意識は高まっていると考えます。

今後は、これまでの取組を継続するとともに、子どもから大人まで防災について学べるVR体験の活用を検討しており、さらなる防災意識の向上を図ってまいります。

その2、東市来ドームの防災、減災活動への活用、出前講座等の取組状況について回答します。東市来ドームについては、一時避難場所として防災備蓄倉庫やマンホールトイレなどを整備しています。令和6年度市の総合防災訓練では湯田地区、伊作田地区の住民の避難訓練の避難場所として活用を予定していましたが、台風第10号の影響により訓練を中止しました。また、毎年実施される原子力防災訓練時には一時集合場所としても活用しています。

出前講座においても、浸水や津波注意報発表時の垂直避難の重要性を伝えるとともに、高台避難の選択肢の一つとして東市来ドームを紹介しています。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、1問目の学校図書館についてでございます。その1、学校図書館の蔵書整備への取組状況でございますけれども、学校図書については、学校と問題意識を共有し、学校図書館図書基準を満たすよう、蔵書整備に取り組んでいます。令和7年1月現在、令和5年10月時点に比べ約6,000冊の増となっています。

以上でございます。

先ほどの答弁の中で、「学校図書館図書基準」と申し上げたようですけれども、「学校図書館図書標準」でございます。訂正をいたします。

○6番（佐多申至君）

現在6,000冊の増ということでありました。まず学校図書館について、私の方から質問してまいります。

普通学級や特別支援学級など編成による学級数は、毎年変動しています。市内小、中学校それぞれ全体の充足率は現在どのような状況ですか、お尋ねします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

文部科学省の定める学校規模に応じた蔵書の整備目標である学校図書館図書標準に対する充足率は、小学校全体で107.0%、中学校全体では95.5%、総計では102.7%となっております。

○6番（佐多申至君）

私も前回、充足率については、質問したと思うんですけども、現在学級数いろいろ普通学級、そして特別支援のいろんな子どもの数、そしてその特別支援級が増えたり、いろいろ各学校によっては教職員の方も教室数、そして確保に大変だと思っております。その中での充足率を語ると、なかなかこの数字では判断しにくいところがあるのではないかと、私は個人的に考えているところでありますが、

実際に、現在子どもたちが積極的に本を手にとって、そして本を読むことへどのような取組をしているのか、まずお尋ねいたします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

学校では読書指導の全体計画を作成し、年間を通して読書の推進に継続的に取り組んでおります。具体的には、読書タイムで異学年の友達や地域のボランティアの方々による読み聞かせや、読書旬間での読書郵便、図書館日より校内放送等で本の紹介等に取り組んでいるところです。

また市立図書館や県立図書館との連携を図り、学級や学年へ提供したり、時節に応じた本の特集コーナーを定期的に学校図書館等に設けたりして、本に親しみやすい環境づくりに努めるとともに、家庭読書の日の啓発、親子読書の推進に取り組んでいるところでございます。

○6番（佐多申至君）

先ほどの、今の答弁で、地域の方々のボランティアという答弁がありました。私も妙円寺小学校の本読み会の方々とは常日頃連絡を取ったり、本の内容を、どんなような本を読んでいらっしゃるのかとか、そういったものも常々時間がある限り、話をしているところでございます。地域ボランティアの方々が、学校の子どもたちに対する本、手に取って本を読むことに対する熱意はすごいものがあります。

そして、近年電子書籍の話もありますが、まずは電子書籍を与える前に、手にとってその本の温かさ、いろんな古いテープを貼ったりいろいろしてくださる先生たち、教職員の方々の温かさ、そういったものを知りながら、本を読むことの意味をたくさんの子どもたちに知ってもらいたいとおっしゃっております。

本読み会の方々の子どもたちに対する熱意やその活動は敬意を表するもので、また大変

評価されるものだと考えています。実際、妙円寺小学校では毎年本読み会や、団地守り隊、交通指導の方々为学校まで招待をいただき、全児童による感謝集会在開催されています。逆に、こちらからの感謝と嬉しさと引き締まる思いがあります。

改めて質問に入ります。教育行政の施策基本目標は、「夢をもちあしたをひらく心豊かな人づくり」、唱和する「おひさま運動」の日は、「ひろげよう読書感動あふれる学びのまち」、読書活動推進とは我々大人が、子どもたちを取り巻く環境の一員として、市民として、人として、共に学び育み、共に充実した読書活動ができる環境づくりに努めることだと考えています。様々な感動が生まれひろがり、大人も子どもも豊かな人づくりを推進しています。

教育長へお尋ねします。子どもたちがもっともっと笑顔あふれる読書環境へ、全ての面において惜しむことなく積極的に充実した学校図書館にして欲しいと節に思いますが、どうお考えでしょうか。お尋ねします。

○教育長（奥 善一君）

子どもたちにとって、すばらしい充実した読書環境をつくっていくということにつきましては、全く私も同感でございます。子どもたちが本に親しむということは、その子どもたちの人生における大きな宝物を与えることにつながっていくというふうに思っております。学校図書館が魅力あるものになることは当然、努力をしていただきたいというふうに思っておりますけれども、それを支援してくださるボランティアグループの方々のお力も借りながら、そして読書についていきますと、家庭から、それぞれの家庭での読書環境を充実していくというような意味からも含めて、相対的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を3時10分とします。

午後3時01分休憩

午後3時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（佐多申至君）

蔵書冊数については、古き本でも残すべき本もあります。しかし、予算確保の難しさの理由に、充足率や蔵書冊数を増やすための学校図書館ではいけません。子どもたちが手にとって読みたいと思う本を増やすことが大事と考えます。今後も引き続き教育委員会全体で意識的に取り組んでいただきたいと説に望みます。

次に防災について質問に入ります。

まずは、1項目めの意識向上への取組において、鹿児島国際大学と連携した防災講座が開催されたとありますが、その成果はどうでしたか、お尋ねします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

鹿児島国際大学と連携しました公開講座を11月30日に中央公民館のほうで開催をいたしております。参加者につきましては、高校生から高齢者まで20人が受講されております。

内容といたしましては、避難所運営ゲームを通して、災害が起こった際に、避難所ではどのような対応をとるのか、グループ討議を行ったほか、備蓄食の試食、あと段ボールベッド、防災リュックなどの展示も併せて行ったところでございます。

受講者からは避難所で取り組むことのイメージができたや、自治会などで共有して避難時に備えたいなどの意見、感想が聞かれ、

防災意識の向上につながったと考えております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

子どもから大人まで、防災についてVR体験の活用を検討と答弁もありました。特に若い世代を巻き込むための取組を検討すべきと考えますが、どうかお尋ねします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

VR体験の活用につきましては、現在検討中ではございますけれども、小学校などでの出前講座や市の総合防災訓練時に体験をしていただいて、防災について考えるきっかけになればというふうに考えております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

多くの家族が集まるイベントや日ノノボのような施設などでの体験コーナーの設置も検討してはとありますがどうでしょうか、お尋ねします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

そのような活用も含めて、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

私も地域防災推進員でもあります。そしてまた、県の防災アドバイザーが自分の高校時代の友人でもあって、いろいろ情報交換をしているところでございますが、DIGやHUGなどを現在取り組んで、継続していくことは大切だと思います。

近年防災のイベントを訪ねると、体験型のブースに関心を持つ子ども連れの家族などをよく見かけます。そういった体験型の取組をもっとできないかお尋ねします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

様々な防災イベントにおいて、大雨体験や地震の体験などのブースをよく見かけることがございます。そのような装置を依頼いたしますと予算が伴うこととなりますので、まずは消防本部に消防職員の訓練に使用するスモークマシンがございまして、簡易的ではございますけれども、煙体験ブースを総合防災訓練会場に設置をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

防災、減災の話の中に、遊び心という言葉が適切ではないかもしれませんが、実際に仙台市の消防署とかいろんな体験型の、私も地域防災員の講習に行くと、正面で50ミリの雨、60ミリの雨、100ミリの雨という感じでいろいろと講座を受けるわけですけど、実際それは可視した状態で講習を受けるけど、実際にそれを体験するとなるとなかなか厳しいですけども、この目で見ながら、またさらに体で感じながら体験するということは、私は物すごく取組、そういった取組は貴重で大事だと思います。

予算的なものもあると思いますが、そういう体験型ブースを、いろいろ日置のマルシェとか、いろいろ中庭でもやっていらっしゃるんですけど、子どもたちが小さな自転車で走り回って、家族で頑張っている姿を見ると、こういう親子で体験する、こういったものに人が集まるんだなというのを実感しているところです。

ぜひこういった、できるだけ予算の関係もありますけれども、体験型ブースに心がけて取り組んでいただければと思います。

私の最後のこの質問事項になるんですけども、先ほど、みなみの風総合運動公園東市

来ドームについての回答をいただきました。これについてはもう皆さん御存じのとおり、いつでしたか、コロナ時代に、私が文教に携わっている頃、陳情が上がり、そしていろいろ議論して、そして建てられた経緯があります。市長はちょうど契約事案で建てられた、建設したという経緯もありますが、前回、私は防災において、垂直避難の重要性について聞いたことがございます。前回の一般質問でも質問しましたが、防災意識の向上における東地域ドームの活動への取組を促すのも行政の務めだと考えますが、どうお考えでしょうか、お尋ねします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

出前講座などで東地域ドームが一時避難場所の機能を有しているということを周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

私の質問はもうこれ以上、言いませんが、実はこの東市来ドームについて、先ほども言いましたようにいろいろ思いもあります。建設したからには活用していただきたいと考えているところです。東市来ドームは市民のための社会教育施設であります。防災における地域民の一時避難所としての建設目的があったと認識しております。社会教育はもちろん、防災にも役立てていかなければならないとも考えています。

重ねて申し上げますが、防災、減災の意識向上について、その取組の工夫、そして継続することへの周知や活動支援は、重要かつ行政の役割だと考えています。今後も市民への情報はもちろん、学び及び体験学習の場を広めていただきたい。

最後に、32回登壇できたことへの感謝と併せて、私の思いはできることなら次の

33回目へつないでいけるようさらに精進してまいりたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

27日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後3時20分散会

第 4 号 (3 月 2 7 日)

議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第 10号 日置市立東市来幼稚園預かり保育料徴収条例の制定について
日程第 2	議案第 21号 令和7年度日置市一般会計予算
日程第 3	議案第 22号 令和7年度日置市国民健康保険特別会計予算
日程第 4	議案第 23号 令和7年度日置市健康交流館事業特別会計予算
日程第 5	議案第 24号 令和7年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
日程第 6	議案第 25号 令和7年度日置市介護保険特別会計予算
日程第 7	議案第 26号 令和7年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 8	議案第 27号 令和7年度日置市水道事業会計予算
日程第 9	議案第 28号 令和7年度日置市下水道事業会計予算
日程第 10	議案第 29号 令和6年度日置市一般会計補正予算（第12号）
日程第 11	発議第 1号 日置市議会ハラスメント防止条例の制定について
日程第 12	決議案第 1号 「日置市妊婦とおなかの赤ちゃん・子育て応援宣言」に関する決議
日程第 13	閉会中の継続審査の申し出について
日程第 14	閉会中の継続調査の申し出について
日程第 15	所管事務調査結果報告について

本会議（3月27日）（木曜）

出席議員 18名

1番	中村清栄君	2番	欠員
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	10番	福元悟君
11番	山口政夫君	12番	中村尉司君
13番	留盛浩一郎君	14番	黒田澄子さん
15番	下御領昭博君	17番	坂口洋之君
18番	漆島政人君	19番	池満涉君
20番	並松安文君		

欠席議員 1名

16番 山口初美さん

事務局職員出席者

事務局長	山下和彦君	次長兼議事調査係長	諸正一久君
議事調査係	上田橋裕生君		

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	瀬戸口亮君	産業建設部長兼建設課長	田口悦次君
消防本部消防長	福田幸記君	東市来支所長	横枕広幸君
日吉支所長	坂上誠君	吹上支所長	内山良弘君
総括監兼選挙管理委員会事務局長	東純一君	財政管財課長	小園秀作君
企画課長	園田賢一君	地域づくり課長	濱崎慎一郎君
税務課長	有島春己君	商工観光課長	上村裕文君
福祉課長	宮前美紀さん	健康保険課長	宇都敏君
こども未来課長	馬場口美宗香さん	介護保険課長	入佐好彦君
農林水産課長・農業委員会事務局長	成田郷君	農地整備課長	上勇人君
上下水道課長	神余徹君	学校教育課長	中鉢吉彦君

社会教育課長 田代誠治君
監査委員事務局長 山下和彦君

会計管理者兼会計課長 奥田美穂さん
総括監(観光施設担当) 松岡政仁君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第10号日置市立東市
来幼稚園預かり保育料徴収
条例の制定について

○議長（並松安文君）

日程第1、議案第10号日置市立東市来幼稚園預かり保育料徴収条例の制定についてを議題とします。

本案について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長富迫克彦君登壇〕

○文教厚生常任委員長（富迫克彦君）

改めまして、おはようございます。ただいま議題となっております議案第10号日置市立東市来幼稚園預かり保育料徴収条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本議案は、2月19日の本会議において本委員会に付託され、2月21日に、委員1名欠席、5名の委員が出席し委員会を開催、教育委員会事務局長など当局の出席と議案の説明を求め、その後、質疑、討論、採決を行いました。

当議案は、令和4年9月に定めた日置市立幼稚園の在り方に関する基本方針の中で、市内3幼稚園の統合後は預かり保育を実施するという方針を定めており、今年度から預かり保育を試行的に実施してきたことを踏まえ、令和7年4月から本格的に実施するために、預かり保育料の徴収について新たに条例を制定するものであります。

なお、預かり保育自体は令和7年4月1日から本格実施しますが、預かり保育料の徴収については一定の周知期間を設ける必要があることから、預かり保育料の徴収開始を2学

期の9月からとするもので、附則で、令和7年9月1日から施行するものとしています。

また、利用実施に伴う手続等につきましては、実施要綱等で別途定めるものであります。

主な質疑を申し上げますと、委員より、預かり保育を実際に利用する場合どのような手続が必要となり、申込みは何日前までに行わなければならないのかとの問いに、基本的に利用申込みや利用日の5日前までに書面で申込書を提出していただくことを考えている。ただし、やむを得ない事情による場合は、前日までには申し入れていただきたいと考えているとの答弁。

また、今年度試行的に実施しているとのことだが何か課題等はあるのかとの問いに、試行期間は夕方4時までであるが、保護者の都合により時間を超える場合があったことから、保育時間について周知徹底していきたいと考えているとの答弁。

そのほかにも質疑ありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。その後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第10号日置市立東市来幼稚園預かり保育料徴収条例の制定につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第10号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第10号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第10号日置市立東市来幼稚園預かり保育料徴収条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-
- △日程第2 議案第21号令和7年度日置市一般会計予算
 - △日程第3 議案第22号令和7年度日置市国民健康保険特別会計予算
 - △日程第4 議案第23号令和7年度日置市健康交流館事業特別会計予算
 - △日程第5 議案第24号令和7年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
 - △日程第6 議案第25号令和7年度日置市介護保険特別会計予算
 - △日程第7 議案第26号令和7年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
 - △日程第8 議案第27号令和7年度日置市水道事業会計予算
 - △日程第9 議案第28号令和7年度日置市下水道事業会計予算

○議長（並松安文君）

日程第2、議案第21号令和7年度日置市一般会計予算から、日程第9、議案第28号令和7年度日置市下水道事業会計予算までの8件を一括議題とします。

8件について、予算審査特別委員長の報告を求めます。

〔予算審査特別委員長中村尉司君登壇〕

○予算審査特別委員長（中村尉司君）

皆様、おはようございます。今期最後の予算審査特別委員長報告となりました。長くなりますので、最後までお付き合いのほどをよろしく願いいたします。

それでは、ただいま議題となっております議案第21号令和7年度日置市一般会計予算から議案第28号令和7年度日置市下水道事業会計予算までの8件について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る3月4日の本会議にて予算審査特別委員会に付託され、3月10日、11日、13日にそれぞれ分科会を開催し、当局の説明を求め、慎重に審査を行いました。その結果を受けて、3月19日の予算審査特別委員会の中で分科会の報告を行い、審議いたしました。

初めに、議案第21号令和7年度日置市一般会計予算についてご報告いたします。

今回の当初予算は、財政規律の維持を念頭に、引き続き人口減少の克服と地方創生の取組である日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略を第2次日置市総合計画後期基本計画の重点実施策として一体的に位置づけ、人口減少に対応する実効性の高い施策とし、総合計画に掲げる将来都市像の実現に向けた取組を着実に進める予算編成であります。

また、社会保障関係費の増加や物価高騰による歳出経費の増加などが見込まれている状況を踏まえ、一般財源総額の的確な把握、事務事業の見直しなどに取り組みとともに、公共交通、子ども・子育て世帯に対する支援、社会基盤の整備など、本市が抱える様々な課題の解決に向けて必要な施策を実施しつつ、将来にわたって持続可能な行財政構造を構築するため、限られた財源内で最大限の効果が得られるよう一層の歳出削減と歳入確保を図っている中で、令和7年度一般会計当初予算

額は、前年度と比べ14億7,800万円減の歳入歳出総額それぞれ293億4,200万円とする義務的経費や経常経費を基本とする骨格予算となっております。

また、予算を使わないゼロ予算事業においては、35事業が上げられています。

質疑の主なものをご報告いたします。

総務課所管では、委員より、時間外勤務手当があるが、今年1月に伊集院高校で高校生と語る会を開催して、市役所の電気が遅くまでついているので時間外手当あるいは光熱水費のコストを削減してまちづくりに使うべきではないかという意見が出た。今後、市としてワーク・ライフ・バランスをどのように考えていかれるのか、ノー残業デーの徹底した取組というのはできないのかとの問いに、毎週水曜日をノー残業デーとしているが、なかなか徹底されないということで、今年度は、管理職が午後5時45分になると職場の電気を消すということが強化した部分である。全体的な時間外の削減だが、業務の効率化、能率化をさらに進めて、電子決済なども導入し、可能な限り時間外が出ないように取り組んでいるところであるとの答弁。

財政管財課所管では、委員より、利子割交付金、配当割交付金、株式など譲渡割交付金が前年度比較で300万円、500万円プラスという説明があったが、この要因が、金利が上がってきている関係で配当などが増えてきたのはよいが、一方で、償還金を34億円計上しているため、金利上昇に伴って変動するものなのかを伺うとの問い、既に借り入れている地方債の利子については基本的には変わらないが、今後借り入れる地方債の利子については金利の上昇によって一定の上昇は見込まれるとの答弁。

企画課所管では、委員より、県道拡幅工事に係る日置ワンケーブル撤去工事があるが、原因者が負担すべき経費じゃないかとの問い

に、道路占用許可を受けて光ケーブルを設置しているが、許可条件で、道路工事その他、道路管理者において必要があると認めて占用物件の移転、除却、改築などを命じたときは、指定の日までに占有者の負担においてこれを履行することとなっており、撤去工事は市で負担することになるとの答弁。

地域づくり課所管では、委員より、乗合送迎サービスひお吉号だが、予約が取りづらい地域とか出てきているのか。日吉地域でタクシーを運転している方が、ひお吉号にお客さんを取られたと言われて、これを機に引退しようとも言われた。今後どう話を進めていくのかとの問いに、利用者のご意見を伺うと、日吉地域では、富ヶ原組福祉プラザの温泉に行く予約が集中して予約が取れないとか、伊集院地域では、妙円寺のエリアの予約が取りづらいとの声は聞いている。地域公共交通会議の中で12月から1月までの実証運行を検証することになっているので、どのようにしていくべきか協議をしていきたいとの答弁。

また、ひおきとプロジェクト事業のDIYリフォームによる滞在施設整備があるが、1月に伊集院高校で議員と語る会を開催した中で、古民家の改修について、声をかけてくれたら交流の場として参加したいという話があった。高校生の活動の場をつくってあげられないかとの問いに、令和6年度のこのイベントはシリーズで3回実施されて8人から10人ぐらいの参加者であったので、高校生にも声をかけさせていただければと思うとの答弁。

税務課所管では、委員より、固定資産税で土地課税標準額が日置市全体で昨年同様若干の下落傾向との説明であったが、伊集院駅周辺部は宅地化が進んできている。逆に上がっている地域はあるのかとの問いに、上がっているところは局地的で、市役所、伊集院駅周辺ぐらいで、宅地化も小規模なものしかない

ため、大きな影響はなく、特に大きな開発もないことから、下落していく方向であるとの答弁。

商工観光課所管では、委員より、元外相東郷茂徳記念館は20万円の収入もないのに毎年経費が約300万円かかっており、今年度は工事請負費に屋根防水工事として430万円計上されているが、今後の施設の方針を何か協議しているのかとの問いに、地区公民館事務所を併設している特殊な事情もあり、施設も老朽化している。個別施設計画において大規模改修も必要とされている中で、今後設備などの更新が必要なのか検討していかなければならないが、クラフトマンビレッジ美山ツーリズム戦略の中で、美山地区の施設の在り方も出てきているので、美山全体として観光施設がどうあるべきか、併せて議論ができればと考えているとの答弁。

消防本部所管では、委員より、消防出初め式の放送設備使用料があるが、今まで4地域で持ち回りをして、令和6年度は伊集院であったが、令和7年度も伊集院となっている。どういった経緯があったのかとの問いに、幹部会で諮ったところ、パレードができなくなったこともあり、伊集院の会場が広く安全に行えることや観覧席から全体を見渡せて好評だったことから了承いただいたところであるとの答弁。

会計課所管では、委員より、手数料が今年度と比べて倍以上で、お金をもらうときにも出すときにも非常に費用がかかってきている現状だが、鹿児島銀行を指定金融機関にしている市町村あるいは県と同じような取扱いか、またJAを指定金融機関にしている市町村との手数料の比較検討はなされたのかとの問いに、手数料の金額については、鹿児島県が同じ鹿児島銀行を指定金融機関にしているので、鹿児島銀行を指定金融機関にしている他市も県の交渉結果に基づき同じ料金で契約をして

いる。なお、指定金融機関をJAにされているところの手数料も確認したが、JAによっても料金の幅があるため比較は難しいところであるとの答弁。

議会事務局所管では、委員より、自治会未加入者へのギカイダーの郵便料が計上されているが何件あるのかとの問いに、広報ひおきなどと一緒に出しており、70名分であるとの答弁。

市民生活課所管では、委員より、振り仮名の法改正に伴う予算計上について市民への周知はどうなるのかとの問いに、令和7年5月26日に施行されることから、その時点の住民基本台帳の情報を基にはがきで通知し、振り仮名に誤りがないか確認していただく予定であるとの答弁。また、その内容に誤りがあった場合どうなるのかとの問いに、書面またはマイナポータルによる届出をしていただくことになる。なお、1回のみ職権で修正できるが、2回目以降は家庭裁判所での手続となるとの答弁。

福祉課所管では、委員より、近年民生委員の成り手不足が言われているが、本市の状況について伺うとの問いに、民生委員の選定は各地域からの推薦により選出いただいているが、高齢化や人材不足など様々な理由により適任者の選出に苦慮されている現状であることは認識している。市としても多くの意見を伺いながら民生委員活動の維持向上に努めていきたいと考えている。また、来年度は改選があるので、現在の区割りについて協議し、少しでも負担軽減につながるよう適正な区割りに見直すことも検討しているとの答弁。

こども未来課所管では、委員より、保育対策総合支援事業費について、現在保育に関する人材確保のため様々な取組を行っているが、その現状について伺うとの問いに、保育体制強化事業、保育補助者雇上強化事業などにおいて、市内20施設から保育補助者について

申請があり、おおむね8割から9割の施設で人材確保につながっている。また、本市の保育のおしごと支援センターへの問合せも多く、マッチングにより就労に結びついている状況であるとの答弁。

健康保険課所管では、委員より、感染症予防接種事務費について、带状疱疹ワクチン予防接種の予算が計上されているが人数の根拠は何かとの問いに、対象者の30%で算定しているとの答弁。また、子宮頸がんワクチン接種の詳細について何うとの問いに、12月末現在で約40%の方が1回以上接種している。1回も受けていない方が対象者2,228人中1,302人であるため、キャッチアップで50%まで引き上げていきたいとの答弁。

教育総務課、学校教育課所管では、委員より、預かり保育事業費の会計年度任用職員報酬について、現在4名体制で運営されている中、4月から預かり保育が開始されることに伴うものであると考えるが、その必要性について何うとの問いに、マイクロバス2台での送迎に係る人員、その間の園の管理、また有給休暇や病気休暇など園の運営体制を考慮した上で予算計上したものであるとの答弁。

社会教育課所管では、委員より、指定文化財の清掃業務について委託料と補助金及び交付金に分かれている理由は何かとの問いに、伊集院、東市来地域は委託料、日吉、吹上地域は補助金及び交付金で計上している。理由として、伊集院、東市来地域では、指定文化財及びその周辺の市が所有している土地について清掃業務をお願いしていることから委託料で計上している。日吉地域については文化財保護協会が清掃を行い、吹上地域では文化財保護の11団体がそれぞれ清掃を行っていることから補助金及び交付金として計上しているとの答弁。

農林水産課所管では、委員より、農業総務

管理費の負担金の第27回全国農業担い手サミットについて、その内容はどの問いに、例年各都道府県の持ち回りで開催されているが、今回鹿児島県での開催は初めてのサミットである。全体で2,000人ほどの参加が見込まれており、その方々が県内の6地区に分かれて農業に関する施設などを見に行くというものである。日置市ではオリーブ圃場やイチゴなどの生産団体のところをバスなどで回って研修する2つのコースを予定している。なお、開催予定日は10月23日と24日であるとの答弁。

農業委員会所管では、委員より、農業者年金事務費の謝金について地区別会議分が昨年度と比べて2万8,000円の増額となっている理由は何かとの問いに、これまでの地区別会議には農業委員のみが出席していたが、令和6年度の途中から最適化推進委員も出席することになったため増額となったとの答弁。

農地整備課所管では、委員より、土地改良区費の土地改良施設に係る管理業務委託について昨年と比べて100万円ほど増額されている理由は何かとの問いに、神之川揚水機場については、これまで水田のかんがい期間である5月から9月のみ稼働しており、その期間の電気代を支払っていたが、畑かん施設の整備が進み、通年での利用が開始されたことにより1年を通じて電気代が発生するようになったことが増額の主な要因であるとの答弁。

建設課所管では、委員より、道路維持管理費の市道愛護作業報償金や河川総務費の河川愛護作業報償費について、愛護作業を実施した自治会への均等割と実績延長に応じたメーター割があると認識しているが、最近の物価高に伴い予算を増額するなどの措置は考えなかったのかとの問いに、均等割については令和7年度から1,000円増額して予算要求しており、市道愛護作業の均等割は6,000円、メーター割が13円で、河川

愛護作業の均等割は1万5,000円、メーター割が3.5円であるとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて分科会の報告を行い、質疑を行ったところ、委員より、環境保全型農業直接支払交付金事業費補助金で昨年度予算と比較して450万円ほど増額となっている理由が、主にお茶農家の方々が環境に優しい有機農業への転換をする取組であるとの報告があったが、こういった取組なのかの質疑はあったのかとの問いに、カバークroppという緑肥の導入や堆肥をより環境に優しいものにする内容との執行部の説明があったとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、分科会長の報告で了承し、質疑を終了。討論に付したところ討論はなく、採決の結果、議案第21号令和7年度日置市一般会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、総務企画分科会より、自由討議の中で、自治会未加入者へ広報ひおきやギカイダーなどを郵送する予算が計上されているが、自治会の負担軽減の観点からもよりDXを推進し、情報発信の在り方の検討を急ぐべき時期ではないかとの意見と、文教厚生分科会より、自由討議の中で、指定文化財の清掃業務について、伊集院、東市来地域では委託料、日吉、吹上地域では補助金であり、地域での取扱いが違う。日吉、吹上地域では合併前から現在まで文化財保護団体が主となり清掃活動を行ってきた一方で、伊集院、東市来地域では文化財保護団体がいないという現状もあり、清掃委託で対応してきている。合併後20年経過する中で、市として統一した維持管理に努めるべきではないかとの意見があったことを付け加えておきます。

次に、議案第22号令和7年度日置市国民健康保険特別会計予算についてご報告いたし

ます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58億3,761万6,000円とし、前年度より1億826万3,000円の減額計上となっております。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、医療費適正化特別対策費の30歳代の被保険者が特定健診委託料について30歳代に特化した健診を行う理由は何かとの問い、特定健診の対象者は40歳からであるが、40歳代の受診率が18%程度と低いことと、3年連続して受診した方は受診のリピート率が高くなるとの分析結果から、30歳代から健診の必要性を意識づけるため無料で受診できる30歳代の特定健診受診勧奨を推進しているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて分科会の報告を行い、質疑を行ったところ質疑はなく、質疑を終了。討論に付したところ討論はなく、採決の結果、議案第22号令和7年度日置市国民健康保険特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第23号令和7年度日置市健康交流館事業特別会計予算についてご報告いたします。

今回の当初予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億418万4,000円計上しており、昨年度より880万4,000円の増で、うち繰入金については6,089万3,000円と昨年度より369万3,000円の増となっております。

質疑の主なものをご報告いたします。

宿泊料で、中学生以上4,190円、小学生が3,140円となっているが、宿泊施設はコストが上昇しており、多くの施設が値上げをしている。今後、宿泊料について料金改定が必要だと思うが、来年度見直しなどは進

めていないのかとの問いに、宿泊料は条例で定められており、料金改定は議会で議決していただく必要がある。昨年度市全体の施設使用料の改定を実施しており、全体の使用料見直しとも合わせる形になると思うが、ゆーぷるについては砂丘荘の動向とも並行して検討し、宿泊料の見直しなども考えていかないといけないとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて分科会の報告を行い、質疑を行ったところ、委員より、施設利用促進協会で合宿誘致などを行っているが、吹上砂丘荘が閉館するのでゆーぷる吹上の有効活用について質疑はなかったのかとの問いに、吹上砂丘荘の動向が決まっていないことからそのような質疑は行っていないとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、分科会長の報告で了承し、質疑を終了。討論に付したところ討論はなく、採決の結果、議案第23号令和7年度日置市健康交流館事業特別会計予算についても、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号令和7年度日置市温泉給湯事業特別会計予算についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ374万1,000円とし、前年度より112万9,000円の減額計上となっております。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、温泉審議会に係る予算についていつ頃開催予定なのかとの問いに、これまで吹上砂丘荘へ配当していた有料分の今後の取扱いや砂丘荘の事業譲渡の動向に注視しながら必要に応じて開催時期を検討していきたいと考えているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて分科

会の報告を行い、質疑を行いました。質疑はなく、質疑を終了。討論に付したところ討論はなく、採決の結果、議案第24号令和7年度日置市温泉給湯事業特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号令和7年度日置市介護保険特別会計予算についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56億2,961万5,000円とし、前年度より9,355万8,000円の減額計上となっております。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、任意事業費のほのぼの語ろ会の交流会について市内2地域で実施となっているが開催状況について伺うとの問いに、ほのぼの語ろ会は年に五、六回程度開催し、その中で交流会を数回行っている。開催場所及び回数については参加者アンケートを基に決めているとの答弁。

また、筋ちゃん広場の実施状況と来年度の取組について伺うとの問いに、現在176自治会のうち123自治会で実施し、約70%の実施率である。今年度新たに3自治会が立ち上がっているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて分科会の報告を行い、質疑を行ったところ質疑はなく、質疑を終了。討論に付したところ討論はなく、採決の結果、議案第25号令和7年度日置市介護保険特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号令和7年度日置市後期高齢者医療特別会計予算についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億6,862万6,000円とし、前年度より2,394万3,000円の増額計上となっ

ております。

質疑の主なものをご報告申し上げます。

委員より、子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム整備に係る委託料の計上について具体的な内容を伺うとの問いに、令和8年度から後期高齢者医療保険料の中に子ども・子育て支援金を徴収することが決定していることから、その準備として令和7年度にシステム改修を行うためのものであるとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて分科会の報告を行い、質疑を行ったところ質疑はなく、質疑を終了。討論に付したところ討論はなく、採決の結果、議案第26号令和7年度日置市後期高齢者医療特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第27号令和7年度日置市水道事業会計予算についてご報告いたします。

令和7年度に係る水道事業の業務の予定量では、給水戸数は2万3,100戸で前年度比50戸減、年間総給水量は472万3,600 m^3 で前年度比18万1,400 m^3 減、1日平均給水量は1万2,941 m^3 で前年度比496 m^3 減と定め、収益的収入及び支出では、収入総額10億1,140万8,000円、支出総額9億9,367万7,000円を予定額として定め、資本的収入及び支出では、収入総額を1億4,820万円、支出総額6億9,918万3,000円を予定額として定めたものであります。

なお、一般会計から水道事業会計へ補助を受ける予定額は、前年度より1,100万7,000円減の4,175万4,000円です。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、収益的支出の賃借料のゆーぷる

吹上ろ過施設整備、ろ過施設借上げについて、仮にこのろ過施設の修繕や機材更新などが発生した場合、健康交流館事業特別会計から支出することになるのかとの問いに、このろ過施設は水源地の水をろ過し飲料水とするためのものであり、所有はゆーぷる吹上である。その施設を上下水道課のほうで使わせていただいていたゆーぷる吹上や吹上砂丘荘、亀原地域の方々に水を配っているが、その飲料水を作るための軽微な修繕や機材の更新については上下水道課が行うという取決めになっているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて分科会の報告を行い、質疑を行ったところ質疑はなく、質疑を終了。討論に付したところ討論はなく、採決の結果、議案第27号令和7年度日置市水道事業会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第28号令和7年度日置市下水道事業会計予算についてご報告申し上げます。

令和7年度に係る下水道事業の業務の予定量では、両事業で接続戸数は8,765戸で、前年度より66戸増、年間総排水量は212万1,353 m^3 で前年度より1万8,641 m^3 減、1日平均排水量は5,811 m^3 で前年度より51 m^3 減と予定量を定め、収益的収入及び支出では、収入総額8億3,125万1,000円、支出総額6億6,584万円を予定額として定め、資本的収入及び支出では、総収入額2億2,650万円、支出総額4億4,671万5,000円を予定額として定めたものであります。

なお、一般会計から下水道事業会計へ補助を受ける予定額は、前年度と同額の429万8,000円です。

質疑の主なものを報告いたします。

委員より、収益的支出の委託料の管渠ストックマネジメント計画に基づく調査業務について具体的な内容はとの問いに、管渠ストックマネジメントは主に下水道管の点検調査を中心に実施しており、具体的には管路の中に機械を通して管の中の状態を調査するというものである。その中で、もし管の状態に不備が見つければ修繕をしていくことになるが、それらを計画的に管理するのが管渠ストックマネジメントである。なお、この点検調査は一度に全域を調査するわけではなく、以前点検を実施した管路であっても5年に一度は点検しなければならないため、区域を分けて計画的に実施していくものであるとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて分科会の報告を行い、質疑を行ったところ質疑はなく、質疑を終了。討論に付したところ討論はなく、採決の結果、議案第28号令和7年度日置市下水道事業会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、8件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第21号から議案第28号までの8件について一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第21号から議案第28号までの8件を採決します。この採決は、議案

等採決区分表の採決順位により行います。

それでは、採決順位第1の議案第21号から議案第28号までの8件を採決します。

お諮りします。8件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、採決順位第1の議案第21号から議案第28号までの8件の議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第10 議案第29号令和6年度日置市一般会計補正予算（第12号）

○議長（並松安文君）

日程第10、議案第29号令和6年度日置市一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第29号は、令和6年度日置市一般会計補正予算（第12号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,152万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を324億4,996万9,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、消防本部ホースリフター取付工事に係る経費の増額に伴う予算措置及び繰越明許費の変更について所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入では、繰入金につきまして、歳入歳出予算額の調整に伴い、財政調整基金繰入金1,152万7,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、災害復旧費につきまして、その他公共施設・公用施設災害復旧費の増額

により1,152万7,000円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。

発言通告がありますので、まず佐多申至議員の発言を許可します。

○6番（佐多申至君）

6番。議案第29号令和6年度日置市一般会計補正予算（第12号）について、今、市長のほうから提案理由がありましたが、まず9月議会の追加補正予算において災害復旧費の項目で、消防本部ホースリフターの設計委託料を含め、取付工事費など1,610万円が計上され、議会で承認しております。今回、また3月議会の追加補正予算案として、同じホースリフター関連の工事予算が1,152万円という高額な予算で計上されています。両予算の工事内容と予算が2度にわたって計上された経緯を説明してください。

2つ目は、今回1,152万円の財源は財政調整基金からの繰入れとなっております。前は、災害復旧分ということで消防本部リフターに係る予算総額もありましたが、今回総額が2,762万円となりますが、これを全体的に財政調整基金と災害復旧分という形になりますが、こういう流れの中で、実際の明確に財源の内訳をもう一回再度説明してください。

○消防本部消防長（福田幸記君）

工事内容と計上された経緯についてですが、本件は急ぎの対応が求められたため、9月追加補正では、台風で使用不能となったホースリフター取付けに伴う設計費と工事費を概算金額にて計上しましたが、設計に伴う地質調査と構造計算の結果、くい工事とホースリフターを取り付ける訓練塔の構造強化の工事が必要となったため、3月補正に追加計上しました。

以上です。

○財政管財課長（小園秀作君）

財源内訳について回答いたします。

予算総額2,762万円の財源については、現年単独公共施設災害復旧事業債が1,610万円、残りの1,152万円が財政調整基金からの繰入れとなっております。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、黒田澄子議員の発言を許可します。

○14番（黒田澄子さん）

14番。まず、私は、消防職員の日頃の職務については大変にありがたいことだと、仕事とはいえ命の現場に携わっていただいていることに敬意を表しているということをまずは申しておきます。

しかしながら、今回の補正予算は想定外に高額だった、また新たにこの追加補正で3月の最終日に出てくる、このことにやや不思議に思う点がございましたので、数点にわたって質疑をさせていただきます。

この追加補正の消防ホースリフター取付工事の地質調査と既存訓練塔構造検査に伴う補正1,152万7,000円。昨年9月の災害時の補正予算とほぼ近い、同額の予算でございます。大変大きな予算だと思って、内容を全協の中でもいろいろお尋ねしましたが、再度ここでお尋ねをいたします。

1点目、ホースリフターの機器の購入金額はおおよそどれくらいのものを設置していくのか、お尋ねをします。

2点目、9月補正で既に、ここは委託料とか調査費などを外すと1,219万7,000円と予算化され、私たちはこれを可決をさせていただいています。今回合わせると2,372万4,000円の予算となっております。既存訓練塔に設置しなければならない理由は何なのか、お尋ねをします。

3点目、全員協議会で消防本部の建物に設

置はできないのかという、ほかのところでできないのですかということもお尋ねをしましたが、それはちょっとできないのだという答弁をされましたが、根拠を示しておられなかったの、その点、根拠はなぜなのか、お尋ねいたします。

4点目に、高額の調査、検査予算の計上がありますが、設置箇所の検討は、ここしかできないということだったのか、どのような形で検討が進められて現状のところ設置すると決まったのか、その点についてお尋ねいたします。

○消防本部消防長（福田幸記君）

まず、購入金額についてですが、ホースリフターの機器は、一連の工事の入札案件となります。本体価格は、詳細には申し上げられませんが、約400万円となっております。

また、既存訓練塔に設置しなければならない理由としましては、庁舎の形状や敷地内の建物の配置状況、スペースなどを考慮しますと、現状と同じ形での設置が最適と判断しました。

また、消防本部の建物には設置できない根拠としまして、庁舎本体は4面とも車庫や出入口、仮眠室、女性専用施設があり、庁舎の形状を考慮しますと設置は厳しいと判断しました。

また、設置箇所の検討についてですが、ホースは火災などで使用するため消防本部に置く必要があります、ホースリフターは建築係と現地を確認し、協議の上、既存の訓練塔に設置するものであります。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

今朝、議会全員協議会の中で若干の説明を受けたわけですが、その中で言われたのが、設置方法がこういう建物に設置する方法と独立して単独で設置できるという方法が2つあるというふうに言われて、自分たちは建物のほ

うにつけるほうを選びましたという説明を受けました。

もう一つ、単独での設置のほうは検討はされなかったのか、またそちらでは設置予算が今回の設置方法を超える予算になるものなのか、だから高額だけれども今回やる方法のほうが安価にできるんだという、その辺がはっきりと分かればお尋ねをしたいと思います。

それと、9月補正後にこの調査結果はいつ出たのでしょうか。12月議会でも今回の計上は出ておりませんし、最初にあった3月の補正にも出ませんでした。今日ぎりぎりの最終本会議まで提案ができず、ぎりぎりに入ってきた提案のように見えて仕方がないわけですが、いつこの調査結果が出て、ここまで時間がかかったのか、その間、消防署の皆さんはご苦労を大変されているんじゃないかということも考えられるわけですので、せっかく9月で予算を議会は通したわけですから、できているものと思っておりましたが、そうではなかったということが判明しています。ここまで延びた、その調査結果はいつ出てきたのかをお示しいただきたいと思っております。

○消防本部消防長（福田幸記君）

まず、独立、単独での設置についてですが、やはり非常に品物が強固なものであります。これをつけるには、やはり基礎もそれなりにしっかりしないといけないというところで、単独設置にすると基礎をまだ今よりも強固にしないといけない。また、それに伴ういろいろな工事も出てくるということで、今回は従来どおり訓練塔に取り付けるということで進めております。

また、この結果については、3月14日に判明しております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

3月14日まで、終わってからそんなに長

く調査をされたということでしょうか。それとも、地質調査とかいろいろな調査をされるところがたくさんあって、非常にばらばらにされて、最後が出たのが遅かったということでしょうか。9月補正で通っていて、3月14日に調査結果が出るというのはちょっと腑に落ちないので、その辺の経過というものをもうちょっと丁寧に、9月補正で通した後、そこでいろいろ入札やいろいろなあったというのは分かるんですけども、それにしても遅過ぎではないかと不思議に思うわけです。もう一点、そこをきちんと分かるように説明を求めたいと思います。

○消防本部消防長（福田幸記君）

まず、9月補正の時点では、地質調査について1月14日に契約をいたしまして、これが2月28日までの工期となっております。

また、これに伴って設計のほう、これも11月25日に契約をいたしまして、この契約が3月25日が履行期限となっておりますところでございます。

以上です。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第29号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第29号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第29号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第29号令和6年度日置市一般会計補正予算（第12号）については、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時15分とします。

午前11時04分休憩

午前11時15分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第11 発議第1号日置市議会ハラスメント防止条例の制定について

○議長（並松安文君）

日程第11、発議第1号日置市議会ハラスメント防止条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者に趣旨説明を求めます。

〔議会運営委員長山口政夫君登壇〕

○議会運営委員長（山口政夫君）

11番。ただいま議題となっております発議第1号日置市議会ハラスメント防止条例の制定について、趣旨説明をいたします。

ハラスメント防止措置については、令和2年6月、労働施策総合推進法第9章、職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して事業主の講ずるべき措置等、第30条の2項、雇用管理上の措置等、男女雇用機会均等法第11条の1の3項、職場における性的な言動に起因する問題に関す

る雇用管理上の措置等、育児・介護休業法第25条、職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等で規定し、大企業はハラスメント防止措置が義務化され、令和4年4月より、中小企業も義務化されています。

近年全国の地方議会ではハラスメント事案が社会問題となっており、ハラスメントの認識、防ぎ方についてどのようなことができるか、日置市議会政策研究会規程に基づき、1期生、2期生、9人で政策研究会を立ち上げ、ハラスメントの在り方やどのように防げるかについて議論、協議を行い、日置市議会ハラスメント防止条例案を取りまとめ、議長へ報告を行い、議会で議論、協議を進めてきました。

日置市議会ハラスメント防止条例では、第5条で、市民や市職員及び同僚議員よりハラスメント申出書の提出を受け、議長は、事実関係の調査、認定を行うものであります。第6条では、調査、認定結果を申出者及び当該ハラスメント当事者へ届け、ハラスメントが事実と認められたときは、当該ハラスメント当事者への注意、指導を行い、議員の氏名を公表、その他必要な措置を講ずるものとし、第7条では、議会は、ハラスメント防止を図るため、研修を実施しなければならないと規定するものであります。

また、日置市議会基本条例、議員の責務、第8条では、「議員は、市民の負託を受けて議員に選出されたことを自覚し、議員として必要な資質の向上に努めるとともに、誠実かつ公正な職務の遂行に努めなければならない」と規定されているように、日置市議会は、ハラスメントの防止及び根絶を目指し、発議第1号日置市議会ハラスメント防止条例を、日置市議会会議規則第14条第2項の規定により、提案するものであります。

内容につきましては、お手元に配付いたし

てありますとおりでありますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（並松安文君）

これから、発議第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、発議第1号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、発議第1号日置市議会ハラスメント防止条例の制定については、原案のとおり可決されました。

△日程第12 決議案第1号「日置市妊婦とおなかの赤ちゃん・子育て応援宣言」に関する決議

○議長（並松安文君）

日程第12、決議案第1号「日置市妊婦とおなかの赤ちゃん・子育て応援宣言」に関する決議を議題とします。

本案について、提出者に趣旨説明を求めま

す。

〔19番池満 渉君登壇〕

○19番（池満 渉君）

提案理由の前に一言申し上げます。

議会事務局のカウンターに牛乳パックでできた小さな募金箱がございます。これは胎児の生命保護を目的に、困窮する妊婦さんに寄り添い、産みやすい環境を応援することを基本理念とした円ブリオ基金の募金箱であります。1円5円と、気持ちを注いでいただいた全国の円ブリオ基金で誕生した赤ちゃんは、昨年11月時点で1,085人となりました。ここに披露しておきたいと思います。

それでは、決議案第1号「日置市妊婦とおなかの赤ちゃん・子育て応援宣言」に関する決議案について、提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス禍、令和2年に実施された臨時給付金は、国民一律に10万円が給付されました。その際、全国から、おなかの赤ちゃんにもとの声が起き、国は、令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれるおなかの赤ちゃんにも同じように給付の決定をしました。胎児も大切な一人の国民であり、お母さんのおなかの中にいる10か月で何億年という人類の歴史を体験して生まれてくるというような説もあり、かけがえない命であります。

ご承知のように、現在、日置市は、中学生をはじめ、子どもたちへのいのちふれあい体験学習や正しい性教育を学校とともに実施をし、すくすく子育てガイドに網羅されている不妊等の治療費助成から母子手帳交付に始まり、妊婦健診、妊婦訪問などの支援、出産応援給付金、産後ケア事業、子育て応援給付金など、妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない伴走型支援を展開をしています。

一方、国内では、令和5年4月に経口中絶薬の発売が認可され、出生前診断など、産む自由、産まない権利なども議論される社会と

なりました。その背景に予期せぬ妊娠、事件性があるもの、目を塞ぎたくなるような環境など、様々な事象があり、私たちに当事者の立場や気持ちを理解することは困難であり、その評価をすることも当然できません。また、無事に生まれてきても、不幸な境遇とも言える子どもたちが実際に存在をします。

令和5年度に鹿児島県内の児童相談所と市町村が認定をした児童の虐待件数は3,029件で、12年連続で過去最多を更新したと悲しい新聞報道もありました。それでも、大切な、一人でも子どものその命を救いたいとの願いで、ご存じのように、平成19年に熊本市の慈恵病院がこうのとりのゆりかごを開設され、令和元年には内密出産の仕組みを日本で初めて導入をされました。

私たちには大きなことはできないけれども、新しい命の誕生に向けて、神秘的とも言える妊娠、出産期の大役を担う妊婦さんとおなかの赤ちゃんを日置市民全員で優しく見守り、元気な赤ちゃんの産声で笑顔があふれ、子育てに喜びを実感できるまちを目指して、これが市民全体にも広がることを願い、市議会として決議できればと提案をいたします。

宣言決議案は、各位のお手元にお示しをしてあります。提案理由の趣旨をご理解をいただき、採択いただきますよう希望して、説明を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、決議案第1号について質疑を行います。

発現通告がありますので、富迫克彦議員の発言を許可します。

○8番（富迫克彦君）

8番。ただいま提案理由の説明がありました。今回提出された決議文の後段にある、赤ちゃんの元気な産声で笑顔があふれ、子育ての喜びを実感できるまちを目指すということは、出生数が年々減少する中で、できるだけ

多くの赤ちゃんが元気に生まれてきてくれること、このことは全市民の皆さんの願い、希望でもあるというふうに思います。

また、市当局も様々な子育て支援策を設けて、子育てしやすいまちとして、若年層の移住・定住者を増やそうと取り組んでいるところでもあります。

そこで、今回あえて妊婦とおなかの赤ちゃんに限定した決議案が発議されましたので、お尋ねしたいと思います。

1点目については、今回の決議文の中に、残念ながら経口避妊薬の承認、出生前診断など、産む自由、産まない権利などが議論される社会という文章がなかったことからお尋ねしようと思いましたが、今、説明の中で触れられましたので、そこについては飛ばしたいと思います。

日置市は、ご存じのとおり、令和5年8月に「こどもまんなか宣言」を行っています。それは、令和2年3月に定められた子ども・子育て支援事業計画が作成されておりますが、これを踏まえてのものというふうに理解しております。

この事業計画の中では、その基本理念として、「安心して産み、自信を持って子育てができ、親子の笑顔があふれるまち～地域が子育てサポーターに～」ということで基本理念を定めています。

また、その計画の基本目標2では、「母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進」を掲げ、「親が安心して子どもを産み、また全ての子どもの健やかな成長の実現に向けて、生き生きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します」ということで支援を計画しているところです。

このように市としても、多くの市民の方々を巻き込みながら、先ほど言いました地域が

子育てサポーターということで位置づけて、多方面から支援に取り組んでいる中で、今回議会として妊婦とおなかの赤ちゃんと限定した決議を行った場合に、議会として何の事業に取り組み、またどういった効果が見込めるのか、お尋ねしたいと思います。

○19番（池満 渉君）

お答えをいたします。

口頭での提案理由の中でも、るる申し上げました。この2番目の最初の分は割愛をしていただきましたけれども、ことについてであります。子どもたちをはじめ、もちろん日置市民全員が健康で明るい社会の一員であってほしいと願うことは当然のことであり、命は皆平等であります。

その中でも、妊婦とおなかの赤ちゃんと限定したのは、議員がおっしゃったように、本市が進める子ども・子育て支援事業の当事者として、また一方で、少子化が進む今、妊婦とおなかの赤ちゃんこそがその始まりであり、その根幹、基礎をなすもので、妊婦さんは本当に大変だろうというふうに思います。

さらに、この事業を後方支援をして、市民一体で、市民全体で見守りたいというような思いであります。市の子ども・子育て支援事業と少し重なる部分はあるかもしれませんが、議会として具体的な事業をというよりも、議会でこの決議を今後広く市民全体に広げること、市長マニフェストでも上げております「安心して子育てができ、子育て世代に選ばれるまち」ということの実現に向けて、さらにバックアップしていきたい、そして日置市の魅力をさらに大きなものにしていきたい、そんなことが議会からまず発信ができればという思いで提案をしたものであります。

以上です。

○8番（富迫克彦君）

今、お答えいただきましたけれども、令和2年3月に策定されたこの子ども・子育て支

援事業計画、実は令和6年度が最終年度です。そういう意味では、我々議会としても、この計画を熟知した上で、どういう改定を求めていくのか、そういった議論を進めたほうがより具体的な施策につながるんじゃないかと思えますが、いかがお考えか、お尋ねいたします。

○19番（池満 渉君）

私は、今後の改定を予定されている、よりニーズにマッチした事業になっていくんだろうと思いますが、先ほども申し上げましたが、市民の妊婦さん、あるいはおなかの赤ちゃんをしっかりと守るんだよ、見守るんだよという思いをできれば日置市全体に共有をして、そんな優しいまちができればという、その思いだけであります。まさに精神論と言えるのかもしれませんが、議会こそがしっかりとその思いを共有、決議して、次の世代、市民全体に広げていければという、その思いだけであります。

終わります。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑ありませんか。

○14番（黒田澄子さん）

14番。発言通告を出していませんが、提案理由を聞いてからと思って、委員会で付託されたときの提案理由は記載がなかったために幾つか質疑をさせていただきます。

まず、タイトルに日置市妊婦とあります。この妊婦とはどういう人のことを示しておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

2点目、赤ちゃんではなく、おなかの赤ちゃんとされている理由は何なのか、お尋ねをします。

3点目に、文章の中には、おなかの赤ちゃんという記載があったり赤ちゃんという記載があったり、区別を赤ちゃんの中でされています。提案のタイトルは、おなかの赤ちゃんとなっています。なぜ赤ちゃんではなく、お

なかの赤ちゃんという言葉を選ばれたのか、その意図はどのようにして区別をされているのか、お尋ねをします。

4点目に、文教厚生委員会に付託されたときの提案理由には、先ほどうちの委員長の富迫議員からもございましたとおり、3点にわたって、法的には認められている経口避妊薬、出生前診断、また産む、産まないの自由や権利について、残念ながらと否定的な思いの文言が記載をされていました。

今回の決議案の中には、理由としてそれがなかったのも、先ほど提案理由の中では申し述べられましたけれども、法律で認められている部分を残念ながらと言われるその理由をお尋ねしたいと思います。

○19番（池満 渉君）

的確なお答えができるかどうかは疑問でございますが、まず妊婦というのは、ご承知のように、妊娠をして、いわゆる——いい表現はできないかもしれませんが——おなかに赤ちゃんを、胎児を、いわゆる抱えている人、一般的なそういう認識であります。

そして、赤ちゃん、おなかの赤ちゃんという、何か表現の中で少し分りにくいというような部分もあるかもしれませんが、おなかの赤ちゃん、いわゆる胎児でございます。

ただ、胎児という呼び方よりも、おなかの赤ちゃんという呼び方のほうが優しいのではないかとということで、そのように表現をいたしました。

そして、残念ながらという表現であります。これはもちろん緊急避妊薬、これは早く承認をされましたし、また令和5年の4月に経口の中絶薬が承認をされました。男性の避妊、あるいはいろんなことで、両方にいろんなことは、家族計画も含めて、責任があるのは重々私も承知をしております。

そういったことがある中で、やっぱり生まれてくる赤ちゃん、その妊婦さん方をしっか

りと見守りたいと、そういったような気持ちであります。

私は、先般熊本市の慈恵病院の蓮田院長、そしてまた17年前にこうのとりのゆりかごを開設初日に一人目として預けられた宮津航一さんという方のお二人の講演手記を読みました。いろんな当事者がいろんな事情を抱えてというのは本当にあるでしょう。経口中絶薬のことなど、出生前の診断など、いろんなことがあるのは承知であります。

それでも、そういった中でも、日置市に住む妊婦の方と、そして妊婦が抱える、いわゆる胎児、赤ちゃん、そういった人たちを本当に優しい目で見守ってほしい、見守ってほしいやという、ただ、その一点だけでございます。

以上でございます。

○14番（黒田澄子さん）

そもそも妊婦というのは、おなかに赤ちゃんがいる人の総称であると、ご本人もおっしゃってございました。

しかしながら、タイトルに妊婦というおなかの中に赤ちゃんがいる人ともう一つ縦分けて、おなかの赤ちゃんと、胎児を強調されている今回の決議文になるわけでございます。とても読んでいて、胎児がとても大事だというふうに強調されているのにはどういった意味があるのでしょうか。

一部、人工妊娠中絶に至るケースも世の中にはあります。その背景にも多様な理由があったり、中には犯罪的なものがある場合もあると想定されますが、法的に人工妊娠中絶に至ったことが問題になっているわけではなく、法律に基づいて行われていると思います。その胎児も大事であるとお考えなのか、再度お尋ねします。

○19番（池満 渉君）

私事で大変申し訳ない気がいたしますけれども、今から15年くらい前に、私の家内は

近所の交差点で交通死亡事故を起こしました。家内のほうがほぼ六、七割悪いんでしょうけれども、相手の方は亡くなりました。当然裁判でありまして、執行猶予はつきましたけれども、禁錮1年の刑を受けて、私はその後の選挙には人殺しの夫が選挙に出るべきじゃないとか、いろんな中傷も、当初もいっぱいありました。それでも、多くの方々がやっぱり頑張ってくれという声、そして、だからこそ交通事故の撲滅のためにも、私は交通安全協会の役員もやっぱりしております。交差点にも立ちたいし、そういったこともやります。いろんな事情があることは、よく分かります。

もう一つ申し上げますと、私の次男は、この伊集院高校を卒業する卒業式の日、幸運にも答辞を読ませていただきました。その日の夕方、息子は私に伊集院にある同級生の家に乗せていってくれというふうに言いました。どこか分からなかったんですが、在学中に自死した同級生の家に連れていってくれと言うんです。私は入りませんでしたけれども、その家に入って、墓前で答辞を読んできたこと、一緒に卒業したよということをしてですね。そんないろんな理由がある中で、やっぱり私たちは卒業できた同級生に卒業おめでとうという言葉をかけます。それと同じように、私は全く難しいことは分かりませんし、他意もございません。

ただ、妊娠をしている日置市の妊婦さん、そしておなかの赤ちゃん、大変だと思います。

また、そうしながら、日置市に越してきた方々に対しては温かい目で見ていきましょうや、そのことを議会こそが率先してやっていきましょうやということの呼びかけであります。それをしっかりと決議していただきたいという願いだけでございます。答弁になるかどうか分かりませんが、そのことを申し上げます。（発言する者あり）

○議長（並松安文君）

黒田澄子議員、いやいや、今のさっきの質問をもう一回言って。（発言する者あり）はい、いいですよ。

○14番（黒田澄子さん）

私が質問をしたのは、要は胎児が大事だということをしごく強調された発議文になっていますよね。例えば、胎児というと、いろんな胎児がいます。中には、人工妊娠中絶で淘汰される胎児もいる場合があるわけですね。その淘汰される胎児さんのことも、今回の胎児が大事とあるところで強調されているように思えてならないので、再度そこをお尋ねしているのですが、全く違う話をされましたので、もう一度そこをお尋ねしたいと思います。

全く法的に問題がない処理の仕方であると思っています。大事な問題だと思っています。そのときの胎児も、いや、大事なんだよという思いでこういうふうに書かれているのか、そこら辺をもう一度お答えいただきたいと思っています。

○19番（池満 渉君）

ご指摘をしていただいた、いわゆる墮胎があつたりとか、命を亡くされた胎児の方々に対する思い、いろんなことを私は、思いは至らなかった点もあると思います。

ただし、そういった方々、文面には、決議案には書きませんでしたけれども、そういった方々への思いは至りませんでした。

しかし、現に生まれてくるであろう人たちをということでの表現でしかありませんでした。

○14番（黒田澄子さん）

私が申し上げたいのは、全ての胎児のことを重要であるというふうな発議文になっているのでしょうか、そこですね。そこ全部含まれるんですか。胎児というのは、いろんな形の場合があるわけですので、そこをお尋ねしているわけですので、そうであるのかなのかだけお答えいただきたいと思っています。

○19番（池満 渉君）

それでは、いろんな経緯をとお亡くなりになった胎児とか、いろんな方々の子どもたち、赤ちゃんたちの思いもしっかりと冥福もお祈りをしながらということを気持ちの上ではしっかりと込めていきたいというふうに思います。

そのように願っておりますが、ただ、文面にはそのことに触れておりませんので、現実的に妊婦とおなかの赤ちゃんというような表現をして、そこまでの配慮はなかったというふうに思います。

○議長（並松安文君）

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。決議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、決議案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、決議案第1号について討論を行います。

発言通告がありますので、まず黒田澄子議員の反対討論の発言を許可します。

○14番（黒田澄子さん）

14番。この決議案は議会にとって重要課題と考え、法的に、また市民の声を紹介しながら、皆さんの理解を図りたいという思いのため、少し長くなることをご理解いただきたいと思っています。

まず、私は議員生活16年の間、妊娠期から子育て期にわたる妊婦や子どもたちの支援に全力で取り組んでまいりました。妊娠期から子育て期に相談支援ができる子育て世代包

括支援センターを提案、現在ではこども家庭センター「チャイまる」が設置されています。そこには、おなかの赤ちゃんと決議案が表現する胎児も含まれます。

また、低出生体重児の保護者のための母子手帳を保管するリトルベビーハンドブックの提案も行い、県が実施をしてくれました。

また、産後の女性や赤ちゃんを支援する産後ケア事業や女性の健康を支援する子宮頸がんワクチンや子どもの高価なヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン等への助成も提案、また将来の妊娠を考えながら、女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うためのプレコンセプションケアの提案など、様々な政策提案を行ってまいりました。

さらに、私は日置市第1号の鹿児島県男女共同参画地域推進員として、女性の人権及び市民の全ての人権が守られる社会を醸成するため、これまで務めてまいりました。

日置市行政においては「こどもまんなか宣言」も行い、これまでも多くの支援を制度化させてきている現状があり、先進的に頑張っていると評価しています。

そこになぜ今、妊婦とおなかの赤ちゃんに限定された決議文を市議会として提出しなければならないのか、妊婦である女性の健康や人権については重きを置かれていない文面に、この決議案には多くの区別並びに差別を感じさせる文言があり、必要性に疑問を感じるため、反対の立場で討論させていただきます。

そもそも妊婦とは、おなかに赤ちゃんがいる女性の総称であり、そこに赤ちゃんではなく、おなかの赤ちゃん、いわゆる胎児を強調されたのはなぜなのか、先ほどあまり答弁として出ておりません。

この決議案の中には、妊娠、出産に当たる女性の人権や健康支援についての思いはどこにも見当たりません。昨年4月に施行された女性支援法には、女性の福祉、人権の尊重や

擁護、男女平等といった視点に立ち、困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じて、本人の立場に寄り添って、切れ目のない包括的な支援こそ求められるべきであるとあります。

困難女性の予期せぬ妊娠、望まない妊娠、また女性の自己決定の否定は人権に関わるものであり、議会は法律を守るところでもあります。

厚生労働省の調査では、不妊を心配したことがある夫婦は39.2%、不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦は22.7%でした。子どもを欲しくても、授からない方々もいらっしゃるのです。誰かを傷つける可能性のある人権の視座が欠如していると受け入れられる可能性のある決議文を提出する必要がどこにあるのでしょうか。

全ての市民の人権を擁護する立場にある市議会として、あえて妊婦及び出産する人のみに焦点を当てた決議案を提出する意義もどこにあるのでしょうか。

現在、望まない妊娠等による妊娠、出産に関わる悩みや困難に直面している女性たちの相談支援の取組も求められてきています。妊娠、出産、子育てといっても、様々な背景や苦悩、体調の不良、不安を抱えつつ過ごしている女性も多くいます。

また、妊娠を望んでも、妊娠することなく、不妊治療で100%妊娠するわけでもない中で、女性たちやパートナーは心も体もぼろぼろになっている場合もあります。そういう話もよく聞きます。子どもを産んでいない人、産みたくても産めない人、産まない選択をする人の人権を守ろうとすることは、男女共同参画基本法第3条、男女の人権の尊重に基づくもので、日置市男女共同参画推進条例第3条第5号の男女がそれぞれの身体的特徴について互いに理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について自らの意思

が尊重されることと規定されております。

また、SDGsにおいて、5番目の目標のジェンダー平等を実現しようとするターゲットにおいて、国際契約に基づき、性と生殖に関する健康及び権利の普遍的アクセスを確保するとしています。

令和5年全国知事会においては、ジェンダー平等の実現に向けた提案が出され、生涯を通じた健康支援の強化、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）に関する意識の浸透について、望まない妊娠について女性の自己決定権を尊重し、かつその負担を少しでも軽くすることを目指して、教育や相談支援、健診等を通し体や生殖の仕組みだけでなく、ジェンダー平等や性的同意について誰もが年代に応じて学ぶことができる機会を増やすことと提言されています。

ここで市民の声をご紹介します。

赤ちゃんの元気な産声という文言について、過死状態で生まれてきた赤ちゃんや低出生の赤ちゃんは産声が聞こえません。ご存じなんでしょうか。

子育てに喜びを実感できるまちという文言について、実感できない人もいるかもしれない。低出生で産んだ母親は、あまりにも早い出産で気持ちが追いつかない。今後の不安や恐怖で一日一日が精いっぱい、母親になれた実感を感じられないまま、子育ての喜びの実感など程遠いものである。

日置市で授かり、妊娠してから日置市にお住まいの妊婦さんから誕生する赤ちゃんの文言について、里帰り出産の場合や日置市に住んでいないけれど、日置市で出産する場合、また子どもを産んでから移住された方など、いろいろな人がいるのではないのでしょうか。日置市は、移住についても取り組んでいますよね。この文言で取り残される人はいないのでしょうか。

子育てが楽しいものになるようにという文言について、そもそも子育ては楽しくないものとお考えなのではないでしょうか。何のデータ、何を根拠にこのような言葉が出るのでしょうか。不育症で3回流産し、子どもを諦められた夫婦の方のお声です。

赤ちゃんの産声で笑顔があふれ、子育てに喜びを実感できるまちの文言に対して、子どものいない者にとっては日置市に住むことすら否定されている気持ちになった。

赤ちゃんが無事に誕生しの文言に対して、死産とか流産とか、完全否定だよ。そうだった女性の気持ちとか考えたことがあるのだろうか。正直、人格否定だと思った。こんなことが議会とかで上がることすら気持ち悪い。昭和の時代みたい。

不妊治療の女性の声です。めちゃくちゃ自費でお金をかけて治療しているし、この先どうなるか分からないのに、生まれることありきの議論とか元気な赤ちゃんとか、全然現実知らないなあと感じる。

身の回りの赤ちゃんが増えれば、元気が出て幸せの文言に対して、増やせなくてごめんね。半ば怒ってしまう。

不妊治療を経て産まない選択をした女性の声、普通の幸せ、普通の家族などのイメージに縛られていたため、結論を出すまで本当に長い時間悩みました。自分の人生をどう生きていくのか、自分の幸せは何か、一生懸命考えて出した結果、この発言によって否定されるように感じます。出産、妊娠について悩んだり考えたりしたことがある女性にとっては、恐らくどう書かれていようとも、あまり納得のいく内容ではないと思います。不妊、流産、出産、育児について、少なからず女性たちはどれかについて悩みを抱えています。それは自分や母親の心や体について、全てを元気とか、笑顔という言葉にくくってよいのか。それぞれの背景を理解した上で、応援すべきだ

と考えます。

以上のような声も今回しっかり集めさせていただき、私は法律とこの市民の苦しい叫びの声を尊重し、この発議案で嫌な思いをしたり自分が否定されたりする思いをする人がいることを重要視し、人権の視座に欠けているこの発議案に賛成すべきではないと考え、反対討論といたします。

○議長（並松安文君）

次に、重留健朗議員の賛成討論の発言を許可します。

○9番（重留健朗君）

9番。決議案に賛成の立場で討論をいたします。

令和6年度、国内の出生数が72万人ほどで、過去最低との報道がありました。このような状況の中で、日置市においても一人でも多くの子どもが誕生することは大変すばらしいことです。

発議者の方と繰り返しになりますが、新型コロナウイルス禍の中では、令和2年に実施された臨時給付金は国民一律に10万円が支給されました。その際、おなかの中の赤ちゃんにも同じように給付金が支給されました。胎児も大切な国民の一人であり、かけがえない大切な命ということです。

日置市においても、様々な伴走型支援を行っております。そんな中でも、様々な権利の主張もあります。

また、無事に生まれても不幸な境遇もあり、児童相談所や市町村の調査認定で児童虐待件数は3,029件の報告があります。

そこで、神秘的とも言える妊婦、出産期の大役を担う妊婦さんには、日置市市民全員で優しく見守ることができるまちづくりを目指すべきだと思います。公共交通機関などにおいては、妊婦さん等を全力でサポートする、全力で見守る、そのような行動が市全体でできるような環境づくり、まちづくりが大切だ

と思います。

一緒に頑張りましょうねのフレーズで、安心・安全な思いやりのある日置市の活性化を図りたい発議者が提案された決議案の内容は、純粋に日置市の妊婦さんとおなかの赤ちゃんを温かく見守る市民運動の趣旨であります。何ら異議を唱える必要はありません。

決議案の内容についてご審議を頂き、本市が唱える「こどもまんなか宣言」の根幹をなすもので、予算を伴うことでもなく、純粋に日置市民として当然の行為だと申し上げ、賛成の討論といたします。

○議長（並松安文君）

次に、福田晋拓議員の反対討論の発言を許可します。

○3番（福田晋拓君）

3番。私は、ただいま議題となっておりますこの決議第1号につきまして、反対の立場で討論させていただきます。

世の中には妊娠したくてもできない人や犯罪などに巻き込まれたり、経済上や様々な理由で出産を断念せざるを得ない人たちがいるというのは、先ほどからある話であります。

私は、1月に、この日置市で鹿児島県のPTA委嘱公開の大会がございました。隣の文化センターのホールで講演があったんですけども、子宮頸がんになったけれども、子宮摘出をせずに妊娠することが何とかできたという講演でした。

実は、私は、10歳以上年が離れた妹がいるんですけども、全く同じ病気にかかっておりましたので、非常に興味深く聞かせていただきました。

しかしながら、この方は、妊娠はしたものの、残念ながら出産予定日より早く出産してしまい、赤ちゃんは産声を上げることができずに死産だったというお話でした。

その中で、妊婦さんにとって妊娠イコール出産ではないんですと、涙ながらに訴えてい

たのが非常に心に響きました。妊娠したら必ず出産ができるということではないんです。赤ちゃんがお母さんのおなかの中で様々な試練を乗り越えて、また妊婦さんもいろいろな試練があると思います。

その中で、無事に赤ちゃんが生まれてくるということは奇跡と言っても過言ではありません。それを先ほどから、優しく見守る、温かい目でとか言われておりましたが、決議案の中の赤ちゃんが無事に誕生することを日置市民一人一人の大切な使命ですという表現があります。見えるのかな。この大切な使命、使命というのは、命を使うという字です。この使命の意味は、責任を持って任務を遂行する、もしくは命令をするということです。

つまり、妊婦さんにこの決議文は赤ちゃんが無事に誕生するように命令をする、もしくは責任を持って赤ちゃんを無事に産みなさいと言っているようなものです。無事に赤ちゃんを産むことができなかつたらどのような責任を取れというのでしょうか。これは口に出して言うだけでも、非常に怖いです。ハラスメントにも当たると思います。何よりも、この決議文では怖くて日置市で妊娠、出産をしたくなくなると思います。

このようなことから、私は、決議案第1号「日置市妊婦とおなかの赤ちゃん・子育て応援宣言」に関する決議については反対とさせていただきます。

○議長（並松安文君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから、決議案第1号を採決します。この採決は電子表決により行います。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成少数です。したがって、決議案第1号「日置市妊婦とおなかの赤ちゃん・子育て応援宣言」に関する決議は否決されました。

△日程第13 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（並松安文君）

日程第13、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査にしたいと申出がありました。

お諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第14 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（並松安文君）

日程第14、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査にしたいと申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、

閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第15 所管事務調査結果報告について

○議長（並松安文君）

日程第15、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

総務企画常任委員長及び文教厚生常任委員長から、所管事務調査結果報告がありました。委員会からの報告書は、市長へ送付します。

△閉 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

定例市議会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

さて、今期定例会は、2月19日の招集から本日の最終本会議まで37日間にわたり、令和7年度一般会計予算をはじめ、令和6年度一般会計補正予算、補正予算の専決処分の承認、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正、日置市税条例等の一部改正、日置市クリーン・リサイクルセンター条例の廃止、日置市立東市来幼稚園預かり保育料徴収条例の制定など、各種重要案件につきまして大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決していただきましたことに対しまして心から厚くお礼を申し上げます。

施政方針及び予算説明で申し上げましたと

おり、行政が関係する皆様と連携し、第2次日置市総合計画の6つの基本目標につきまして取組を実行してまいり所存でございます。

なお、会期中、議員各位からご指摘のありました点につきましては真摯に受け止め、円滑な市政の運営に努めてまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましては健康に十分留意され、今後の市政運営に一層のご協力を賜りますようお願いいたしまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（並松安文君）

これで、令和7年第1回日置市議会定例会を閉会します。

皆さん、ご苦労さまでした。

午後0時09分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 並松安文

日置市議会議員 池満 渉

日置市議会議員 中村清栄